

## 平成28年白老町議会定例会6月会議会議録（第1号）

平成28年 6月21日（火曜日）

開 議 午前 10時00分

延 会 午後 5時27分

---

### ○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 一般質問

---

### ○会議に付した事件

一般質問

---

### ○出席議員（14名）

1番	氏家裕治君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○会議録署名議員

11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君		

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	古俣博之君
副町	長	岩城達己君
教 育	長	安藤尚志君
総務課	長	岡村幸男君
財政課	長	大黒克己君
企画課	長	高尾利弘君
地域振興課	長	高橋裕明君
経済振興課	長	森玉樹君
農林水産課	長	本間力君
生活環境課	長	山本康正君
町民課	長	畑田正明君
税務課	長	久保雅計君
上下水道課	長	工藤智寿君
建設課	長	竹田敏雄君
健康福祉課	長	下河勇生君
高齢者介護課	長	田尻康子君
学校教育課	長	岩本寿彦君
生涯学習課	長	武永真君
消 防	長	中村諭君
病院事務	長	野宮淳史君
監査委員		菅原道幸君
地域振興課アイヌ施策推進室長		遠藤通昭君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長	南光男君
主 査		増田宏仁君

---

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日、6月21日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会6月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、11番、西田祐子議員、12番、松田謙吾議員、13番、前田博之議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員長から、6月10日及び17日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会、吉田和子委員長。

[議会運営委員長 吉田和子君登壇]

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議会運営委員長報告。

議長の許可をいただきましたので、6月10日及び17日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成28年白老町議会定例会は、6月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定に基づき、休会中にかかわらず議事の都合により6月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、平成28年定例会6月会議の運営の件であります。

まず、6月17日に議案説明会を開催し、6月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

本定例会に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、各会計の補正予算4件、条例の制定・一部改正5件、組合規約の変更3件及び議会への報告3件の合わせて議案15件であります。

また、議会関係としては、特別委員会の名称変更、議員の派遣承認、意見書案及び委員会報告等を予定しております。

次に、一般質問は、既に6月10日午前10時に通告を締め切っており、議員7人から12項目の質問の通告を受けております。

このことから、一般質問については、本日と明日22日の2日間で行う予定としております。

なお、一般質問及び本日までに上程されている議案の審議については、6月21日から23日の3日間を予定したところではありますが、6月24日を予備日としております。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

**○議長（山本浩平君）** ただいま議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これで、委員長報告は、報告済みといたします。

---

#### ◎諸般の報告

**○議長（山本浩平君）** 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会6月会議の再開は、議案等の審議の関係上、おおむね3日間としたところではありますが、議事の進行によっては、6月24日も開催する予定といたしますので、ご承知おきください。

全日程につきましては、別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても、別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。

会議規則第111条第1項ただし書きの規定に基づき、定例会3月会議において、議員派遣の議決をした以降、現在まで議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など、派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。

その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎行政報告

**○議長（山本浩平君）** 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

**○町長（戸田安彦君）** 平成28年白老町議会定例会6月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに、6月4日、5日の両日、「第27回白老牛肉まつり」が白老牛銘柄推進協議会を中心に関係機関協力のもと開催されました。

初日はあいにくの雨模様の中、来場者は1万4,300人とどまりましたが、2日目は晴天に恵まれ、3万9,300人の来場を記録し、来場者総数としましては、過去最高を記録した前回に次ぐ、5万3,600人を記録しました。

2日目のピーク時には、会場周辺での交通渋滞や、会場内に用意した3,600席の炭焼きスペースが早々と満席となるなど、ご来場されたお客様にご不便をおかけする状況もございましたが、実

行委員会をはじめ、関係機関のご尽力により、両日において恒例の黒毛和牛の丸焼きをはじめ、多くの方々に白老牛を堪能いただき、無事盛況のうちに終えることができました。

町としましては、道内における白老牛の知名度が確固たる地位にあることと確信してものであり、引き続き白老牛を基軸とした農業振興を図ってまいります。

次に、「災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定」の締結についてであります。

ようてい・西いぶり広域連携会議は、羊蹄山麓地域及び西胆振地域並びにそれぞれに隣接する本町を含む 15 市区町村と北海道開発局、北海道で構成し、行政界を越えて観光振興や防災対策など新たな連携の可能性や広域的取り組みを促進することを目的に、昨年 8 月に発足したものであります。

本会議では、構成市区町村間の共通課題として、災害時における連携のあり方について協議した結果、今般、相互応援に関する協定を締結する運びになったことから、今日 24 日、室蘭市内にて調印式を行うこととなりました。

本町といたしましても、この協定により災害時の支援体制がより強化されるものと考えております。

なお、本 6 月会議には議案 12 件、報告 3 件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

**○議長（山本浩平君）** これで、行政報告は終わりました。

本日から 2 日間、一般質問を予定しております。7 名の議員から 12 項目の通告が出されておりますが、一般質問される議員並びに説明員にお願いを申し上げます。

一問一答方式ということをご理解いただき、簡潔な質問に心がけていただきますとともに、町側の答弁についても、簡潔・明瞭にするよう、議長から特にお願いを申し上げます。

---

#### ◎一般質問

**○議長（山本浩平君）** 日程第 5、これより一般質問に入ります。

通告順に従って、発言を許可いたします。

---

#### ◇ 大 淵 紀 夫 君

**○議長（山本浩平君）** 8 番、大淵紀夫議員、登壇願います。

[ 8 番 大淵紀夫君登壇 ]

**○8 番（大淵紀夫君）** 8 番、日本共産党、大淵紀夫です。

私は町長に 1 点、教育長に 1 点質問をいたしたいと思っております。

最初に、町財政と財政健全化プランについてであります。

白老町の財政問題はまさに正念場を迎えております。財政健全化プランを町民の立場で実行し、

将来とも住んでいてよかったと思える普通のまちづくりをやり遂げるため、職員の皆さんの給料を正常に戻し、町民負担を少しでも軽減する、これを実行することが強く求められております。

そこで（１）平成 27 年度の決算状況について伺います。

（２）平成 28 年度の予算の執行状況と見通しについて伺います。

（３）財政健全化プランの見直し状況と重点項目について伺います。

（４）懸案事項の取り組み状況と財政健全化プランの見通しの中での位置づけについて伺います。

①象徴空間整備の現状と今後の見通し・周辺整備の方向性。

②町立病院の改築の方向性。

③元気号の改善方策について。

（５）各計画（総合計画等）との整合性と政策決定の手法とプロセスについて、お伺いをいたします。

**○議長（山本浩平君）** 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

**○町長（戸田安彦君）** 「町財政と財政健全化プランについて」のご質問であります。

1 項目めの「平成 27 年度決算状況について」であります。

27 年度一般会計の決算状況につきましては、歳入 103 億 1,169 万 8,000 円、歳出 98 億 7,003 万 9,000 円、差し引き 4 億 4,165 万 9,000 円、繰越事業一般財源を除いた決算剰余金は 4 億 2,727 万 3,000 円となっております。

また、不用額は 2 億 4,912 万 1,000 円、決算剰余金積み立てによる財政調整基金残高は 7 億 800 万円となっております。

そのほか、特別・企業会計につきましても、おおむね黒字となりましたが、国民健康保険事業会計は 1 億 1,347 万 8,000 円の赤字決算となっております。

2 項目めの「平成 28 年度予算の執行状況と見通しについて」であります。

28 年度の歳入につきましては、普通交付税は 7 月の算定を待つこととなりますが、現時点では、決算剰余金による繰越金が約 1 億 5,000 万円、町税は償却資産等の伸長により、固定資産税を中心に予算額を上回る見込みです。

しかしながら、今後、2020 年の民族共生象徴空間の開設や病院等の改築など課題が山積していることから、本年度におきましても、引き続き堅実な財政運営を行っていくことが必要であると考えております。

3 項目めの「財政健全化プランの見直し状況と重点項目について」であります。

25 年度に策定した「白老町財政健全化プラン」は、本年度 3 年に一度の見直しを行うこととしております。

見直しに当たりましては、9 つの重点項目を中心に、この 3 カ年の検証を行うとともに、新たな政策課題等についても検討を行い、今後の本町の財政運営の指針となるよう、既に庁内検討を進め

ているところであります。

なお、議会に対しましても、できるだけ早期に骨格や方向性等を提示させていただき、おおむね9月頃までに原案を作成し、その後の修正等を重ねながら、本年12月までに策定できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

4項目めの「懸案事項の取り組み状況と財政健全化プランの見直しの中での位置づけについて」であります。

1点目の「象徴空間整備の現状と今後の見通し・周辺整備の方向性」についてであります。国は5月13日に開催したアイヌ政策推進会議において、中核施設の正式名称を決定したところであります。

今後の見通しにつきましては、博物館と公園の両方ともに基本設計を進めることから、象徴空間全体の用地確定に向けた測量調査を7月以降に予定しており、その後、都市計画変更の決定を経て、29年度中に国へ用地を売却する予定となっております。

次に、町の現状であります。象徴空間活性化推進会議及び庁内検討委員会にて、インフラ整備における課題の洗い出しを行い、並行して、その対応方針について協議を進めているところであります。

インフラ整備は、国の整備を踏まえた対策とその周辺における町としての対策によるものですが、国と協議中のものといしましては、象徴空間の中核区域に指定されている用地の売却に関連するものとして、温泉施設整備の町の方向性を「民設民営」としたところであり、泉源や下水道等を含む整備費用の積算調査を進める考えであります。

周辺整備の方向性といしましては、ポロト湖周辺道路やポロト社台線などの交通量を見込んだ整備、小沼線通り踏切周辺の渋滞緩和、駐車場の設置、JR白老駅の跨線橋の改修等の懸案がある中、4月26日には北海道建築士会苫小牧支部より周辺整備に係る提案書をいただいたところであり、より一層、官民一体となった整備方針を固めていくため、今年度に取り組む「象徴空間市街地活性化調査検討事業」の周辺整備計画により課題解決の早期実現を図っていく予定であります。

2点目の「町立病院改築の方向性」についてであります。「町立病院改築基本構想」において、新病院に向けての懸案事項である人工透析診療科、リハビリテーション科の新設を含む診療科の設定、必要病床規模、町立介護老人保健施設きたこぶしの方向性について、町として協議検討した現状の考え方をお示したところであります。

人工透析診療科の新設につきましては、医療従事者の確保や高額な設備投資、維持管理経費に加え、特に夜間、休日及び災害発生時における専門医療従事者の常設配置が困難と見込まれ、患者の急変時対応においてリスクを伴う医療となる可能性などから、実施は厳しいものと捉えているところであります。

リハビリテーション科の新設につきましては、近年、町内における通所リハビリテーション事業等を実施する事業者が増加している状況を鑑みて、現状の外科診療科の一環とするリハビリ業務を

継続実施し、現有施設規模程度の機能訓練室や医療機器等の整備を最優先することが適切であると  
考えております。

必要病床規模につきましては、白老町の将来人口や入院患者数等から推計した将来的な入院患者  
数は 30 人から 33 人に推移するものと予測しており、総務省の指導事項である病床利用率 70%以  
上の確保に加え、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療の後方支援として一定数の病床を維  
持する可能性などから、現状の病床数から 15 床を削減し救急病床 3 床を含む 43 床程度の保有を  
基本と捉えているところであります。

きたこぶしの方向性につきましては、21 年度の開設当初から現在までの入所者数推移と収支状  
況に加え、看護・介護職員の安定確保を含め総合的に判断した結果、今後さらに厳しい経営環境が  
続くことが予想されます。また、21 年度にきたこぶしを開設した当時、施設基準の緩和措置を受  
けたものの、新たに改築等実施する場合は緩和措置が適用されず、施設基準に応じた多大な設備投  
資が必要になるなど課題が多く点在し、経営存続は厳しいものと捉えております。

なお、以上の新病院における懸案事項につきましては、今後策定する「町立病院改築基本計画」  
において最終的な方向性を示す考えにあります。

3 点目の「元気号の改善方策」についてであります。昨年 12 月に町民の買い物や通院など生  
活の足として改善するよう路線の改正を行ったところでありますが、2 台で町内を巡回運行してい  
ることから全体量に変化がないため、一部の地域において、時間及び路線の本数が減少したなど不  
便な状況での運行となっていると把握しております。

このため、町では今年度 7 月より、元気号を利用できない方や交通事業者、NPO 法人などに対  
する調査や検討を交通専門家とともにを行い、多くの町民が望む地域公共交通のあり方とむだのない  
町内交通路線網の再編計画の策定に取り組み、実証運行につなげていくための事務を執り進めてい  
るところであります。

しかし、この改正までの期間にも、元気号による不便や利用ができないという方がおりますこと  
から、実証実験により町立病院から虎杖浜方面まで帰宅する際の追加運行を実施する予定でありま  
す。

この具体的手法につきましては、町立病院において「元気号」利用者などから意見をお聞きし、  
その需要や目的にあった方策を補正予算として事業提案し、早急に追加運行に対応してまいります。

なお、ただいま申し上げました各事項で、特に今後の財政運営に大きな影響を与える事項に関し  
ましては、その対策等を含め、プランに盛り込んでまいります。

5 項目目の「各計画（総合計画等）との整合性と政策決定の手法とプロセスについて」でありま  
す。

各計画に基づく各種施策等の推進に当たりましては、安定した財政基盤を確立し、その実効性を  
担保していくことが重要でありますので、常に各計画と財政健全化プランとの整合性を図っていく  
ことが必要と考えております。



このようなことから、現在のプランにおいても、投資的経費に関する一般財源と地方債発行額の総枠を明示し、財政的な制約の中で事業を推進することとしております。

また、政策決定の手法とプロセスにつきましては、今回、行政会議のあり方を見直し、理事者、総務課長、企画課長、財政課長で構成する経営会議を設置するとともに、関係課長とグループリーダーで構成する経営調整会議を設け、重要な施策や事業等の施策判断を的確かつ多角的に行う体制づくりを行ったところであります。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。平成27年度の決算状況、今答弁ありました。4億2,700万円の決算剰余金ということでございます。財政調整基金に、今のことでいえば7億数千万円になるわけですけれども、2億7,700万円、積むということのようでございます。白老町の標準財政規模、これはプランに出ているのですけれども、28年度は62億900万円、7年間も全て62億円ぐらいなのですね。そうするとこの10%、これは以前の私の質問に対する答弁があったのですけれども、これの10%でも6億2,000万円なのです。そういう中でプランの最終年度、32年度の積立予定額は4億5,100万円、当然国保会計の対応は必要と考えますけれども、私はやはりここで、例えばこの今までの答弁の中であったように、一般起債の返還がなかなか難しいということであれば、第三セクター債の償還、あるいは町債管理基金に積み立てて、そして病院建設時のときの起債償還に充てるというようなことを考えなければいけないということを私は一貫して主張してきたのですけれども、今回この7億数千万円の財政調整基金積立という中身を含めて、こういう考え方が議論の中でなかったかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克巳君）** それでは、まず今回の財政調整基金の積み立て2億7,700万円ということで、これはどのようなことかと申しますと、今回の決算剰余金4億2,700万円のうち、地方財政法第7条によりまして、剰余金のうち2分の1を下らない金額を積み立てなければならないというふうになってございます。という中におきまして、まず、この4億2,700万円の半分以上は積み立てるといふところはあるのですけれども、どのような考えにおいて積み立てていくのかという議論を内部でさせていただきました。今、大淵議員がおっしゃったような、まずは町債管理基金に積むということも考えられましようし、ただ、今回はこの2億7,700万円を積んだという部分の考え方は、27年度決算において国保会計が約1億1,300万円の赤字を出しているということでございます。この特別会計の赤字ということでございますが、本町のこれまでの財政運営、20年度以前の財政運営は、一般会計はよしとして、特別会計の赤字はそのまま放置してきたということがございました。それが今の財政の厳しい状況につながっているということでございますので、その辺の反省も含めて、やはり財源があるときにはきちんとその赤字を確保して、連結決算の中でいわゆる赤字を出さないという考え、これが必要だというふうに考えてございます。そういう

中におきましては、今回4億2,700万円の決算剰余金という部分が出ましたので、そのうち、一応、国保会計の赤字分、国保会計の運営自体は別の議論といたしまして、まずは赤字を埋めなければならないという部分の財源をまずは確保させていただいたと。その上で、その約半分を財政調整基金に積んだということで2億7,700万円を今回財政調整基金のほうに積ませていただいたという考えでございます。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。プランとの関係については、後ほどまた議論させていただきますけれども、その前に現時点での予想で結構ですので実質公債比率、27年度決算時でどれぐらいになるのか。将来負担比率、これがどれぐらいになるのか。また、経常収支比率やラスパイレース指数、財政力指数等がいくらぐらいになるのか。ことしのものが出ない場合は、昨年度のもので結構です。ただ、実質公債比率と将来負担比率だけはことしのものの予想で結構です。それで後でとやかく言いませんので、どれぐらいの数字になるかということをお示し願いたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克巳君）** まず最初に、経常収支比率につきましては、平成26年度決算におきましては90%ということになってございまして、27年度決算、これはあくまでもまだ予想でございますが90%は下回るだろうということで予想してございます。

それからラスパイレース指数につきましては、これは27年4月1日現在という基準になりますが、これは92.2%でございます。

それから、財政力指数につきましても、27年度の数値につきましては、7月の普通交付税算定まで待たなければならないということでございまして、26年度におきましては0.36ということで、これはほぼ同程度の、そんなにぶれはないかというふうに考えてございます。

それから、まずは実質公債費比率でございます。実質公債費比率は、26年決算におきましては20.9%、ご承知のとおり、これは3カ年平均をとりますのでなかなか27年度がよくてもそんなに落ちないということでございまして、見込みとしましては27年度決算では19.3ポイント前後を予想してございます。それから将来負担比率につきましては、26年度決算は156.8%でございますが、これにつきましてもおおむね10%ぐらいは下回って、143%前後というところで予想しているところでございます。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。今の数字を聞きますと、確かに27年度がよかったからといって大きく変わるというふうにはなりませんけれども、しかしプランの計画からいけばかなりのいい状況になっていると。特に将来負担比率143というふうに見たら、これはプランでは161.2ですから、相当改善されている。もちろんこれは繰り替え運用がなくなったとか等々もあるのでし

ようけれども、しかしそういう点ではかなり財政的な数字では一定の好転が見られるというふうに理解をいたしました。それで、次に 28 年度執行状況の中で、いろいろございましたけれども、交付税はちょっと 7 月待たなければわからないと。ただ、国の方針上の変化で白老町の交付税が影響を受けることがないか。これは交付税及び補助金、交付金等々の変化、例えば振りかえられるとかを含めて、そういうものが考えられないかどうかということと、税については当年度の予算は確保できるという答弁のように聞きましたけれども、税で落ちないということなのか、若干は伸びることなのか、そこら辺もうちょっと詳しく言っていただければ助かります。それと留保財源が 1 億 5,000 万円のうち、今度の 6 月の補正で使いますから、1 億 3,000 万円ぐらい留保財源として残ると思うのですけれども、その大きな使用目的、去年もこれぐらいの留保財源はあったかもしれませんけれども、その前の前の年あたりは留保財源がほとんどなくてやっていたのです。除雪費もないというような状況だったのですね。それをこれだけ残しているというのは、現実的に何か大きな使用目的が、ことしこの留保財源であるのかどうかということと、国保の話がございましたけれども、去年の分はわかりました。ことしの見通し、赤字だけで結構です。出るか出ないか。ことしの割合ぐらい出るのかどうかというあたりはどう押さえていますか。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克巳君）** それでは、まず普通交付税の算定の件から申しますと、現在のところ平成 27 年度の地方財政計画において大きく制度的に変わるというようなところはないというふうに認識してございます。ただ、昨年国勢調査がございまして、人口が減少してございます。今回の国勢調査人口が約 1 万 7,900 人程度という形になりますので、この減少分につきましては、総額なのでその分が必ず減少するということではないのですけれども、平成 26 年度の交付税算定と同様の形で、人口だけを入れかえた影響額というのを出していますけれども、それにおきましては約 6,000 万円ぐらいの減収になるというような予測を立ててございます。それから、まず税の関係ですけれども、ご答弁申しましたとおり、予算を確保できるということでございますが、これは予算よりも上回るというようなところで現在認識してございます。今のところ 5,000 万円以上にはなるかというようなところで、最終的にどうなるかわかりませんが、そのようなことで現在押さえてございます。それから留保財源の考え方でございますが、現在この今回の補正後の留保財源約 1 億 2,000、3,000 万円というところでございますけれども、現在のところこれを何かに使うというようなことは考えてございません。ただ、今後発生するであろう、もちろん除雪もそうですし、また、社会保障費関係でいつも補正が出てきたりというような状況もございますので、その辺に充てる財源として確保しているということが一つと、それからこのいわゆる実質収支、いわゆる 27 年度決算における今回の実質収支は 4 億 2,700 万円ということでございますが、実質収支比率というのがございまして、これはこの決算剰余金を標準財政規模で割り返した率になっておりますが、これの 3%から 5%が理想であるというようなことがいわれております。そうしますと、本町におきまして割り返しますと約 2 億円から 3 億円、このぐらいの決算剰余金が必要だということにはなるの

です。それから申しますと、現在約繰越金が1億5,000万円ということは、決算剰余金約3億円以上、3億円は確保しているということで、これはほぼ理想の実質収支比率を出している。だから、今後の財政運営におきまして、やはり何かあったら困るという次の補正財源も含めて、最低1億円から1億5,000万円ぐらいの繰越金は持つておくべきだというのが理想というふうにいわれているのです。それを今回そのような形になったというような状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

**○議長（山本浩平君）** 畑田町民課長。

**○町民課長（畑田正明君）** 今、ご質問の28年度の国保の収支状況、見込みということについてお答えいたします。現在、28年度の医療費の診療分というのは、ことしの3月、4月の2カ月分の支払いをしている状況であります。それで、この2カ月分を前年度と比較しますと、約160万円、去年よりは減額、少なく支出しているということになっていきます。ただ、今後、これがずっと続いていけばいいのですが、去年の27年度の決算でもありましたように、27年度は単年度に約8,700万円の赤字が出ております。これが28年度はどれぐらい、これより多くなるのか少なくなるのかということで考えてみますと、一つプラス要因としてはことしの4月から診療報酬が改正されて、若干ですけど1.03%ぐらいですか、診療報酬が減になるというようなことにもなっております。あと、去年27年度においては、国から歳入で受けております療育費の負担金などの精算が去年はありまして、4,400万円ぐらい国のほうに返還しているというようなこともあります。また前期高齢者の交付金についても、これは前々年度、27年度でいけば25年度分の精算で減額調整されて受けたというようなこともあります。今回28年度分については、去年よりは療養給付金、負担金にしても返還する額は若干少なくなるのかと。まだ数字は出ておりませんが、若干少なくなるような見通しでもありますので、そういう面からしましてもトータル的に言いますと、28年度の単年度赤字が8,700万円、これと比べまして28年度については、これよりは若干下がるのかという現在の見込みであります。ただ、ちょっと心配しているのが医療費の中で調剤、薬代が結構上がってきておりまして、これがどのような経緯で今後伸びていくかという部分がちょっと心配な部分があります。ただ、総体として先ほども言いましたけども、27年度赤字、単年度赤字8,700万円は最高でもそのぐらい、それ以下になる可能性は今のところは秘めているというような状況であります。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。今、大黒財政課長の答弁ございましたけれども、確かにそれが理想なのだけでも、現実的には今からは財政健全化プランを実行している状況なので。ここが大切なのです、私が言いたいのは。ですから、起債や投資的経費を抑制するということはどういうことかということ、借金を減らすためにやっているのですね。多く借りないということですから。借金をふやさないということなのです。当然、普通のまちに戻るということは基本的には

全会計の借金、要するに起債額を減らさないと達成できないと思うのだけれども、ここはそういう見解でまちは今の財政運営をしているという認識でいいですね。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克巳君）** お答えします。現在、本町におきましては財政健全化中ということで、健全化プランにのっとりまして、財政運営をしているというところでございますが、もちろんこの目的というのはやはり過去の負債と申しますか、借金を減らしていく、ここが一つの大きな目的であるというのは間違いございません。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。現在の健全化プランは、財政調整積立金が必要だということで7年間で、32年で4億5,100万円積むとしているわけです。これは正式にきちんと出ている文章でございます。今回、平成27年度決算で7億1,000万円まで積み上げた。確かに今、答弁あったように国保に1億1,000万円は出るかもしれません。しかし、6億円積んだということなのです、それを引いたとしても。ということは、先ほども言ったように標準財政規模の10%はおおむね達成しているということなのです。そういうふうになりますね。とすると、本当に今、財政健全化プランをきちんとやりあげるといふふうになっていくと、私はやはり積立金から1億円くらいは起債の、公債費の繰り上げ償還に回すべきではないかと。また、先ほどありましたように1億3,200万円の留保財源でございます。これは今のお話では大きなものはないということであれば、私はここから5,000万円程度、本当にこの第三セクター債なら第三セクター債の繰り上げ償還、これはやるべきではないかと。このメリットというのは明らかに、この後言いますけれども明らかにしているのです。数字として出ています。繰り替え運用も含めてです。正式にきちんと出ているのです。ですからそういうことでいえば、今この剰余金で一定限度の起債の繰り上げ償還か町債管理基金に積むということは私はどうしても必要だと。それはなぜか。普通のまちになる。それが職員の皆さんの給料を、まるっきり元に戻すかどうか別に一定限度改善する。私が思うのは元に戻して正常なのです。今が異常なのです。今の町長の45%は異常中の異常です。そういう認識があるかどうかという問題なのです。もちろんここで町民の要望も実現していく、このことは必要です。これは否定しませんし、このことも必要です。同時並行でやらなくてはいけない。そもそもプランはそのことを前倒ししてでも実現していく。そのためのプラン作成だったのです。前倒しもやればやると戸田町長も答弁をしています。そうすれば、今、そのことをやらなかったらいつやるのですか。私はやはりこれは第三セクター債なら第三セクター債で一定限度返還する。確か前の答弁で第三セクター債は分けても返還できるというふうに確か答弁あったと思うのです。私はそうことを英断すべきだと思うのですけれども、担当者と町の理事者の考え方を伺いたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克巳君）** まず私のほうからお答えさせていただきますが、まず財政調整基金

の積み立ての額でございますが、確かに財政健全化プランでは、収支見通しの中で 32 年で約 4 億 5,000 万円というような数字が記載されてございます。これを一つの目標ということで、これに向かって何とか積み上げられればいいかというところの目標値でございましたが、今回あくまでも決算剰余金が予想以上に出たということもございまして、ほぼ標準財政規模の 1 割程度というのは積み上がっているという状況でございます。そこが 6 億円がいいのか、5 億円がいいのかという部分はございますけれども、私の現在の考えといたしましては、もちろん白老よりももっと規模の小さなまちであっても 20 億円、30 億円あるような町村もございます。ただ大淵議員がおっしゃられたように、現在、本町におきましては財政再建中という中で、何をまずは第一にやらなければならないのかということは、まず財政調整基金を拡大することよりは、やはり借金を減らすというところに重きを置くというのは、これも私も同じ考えでございます。ですから、現在のこの財政調整基金、国保の返還分ということも考慮しての 7 億円でございまして、これ以上、積み増しするという考えは私のほうは今、持ってございません。では今後、もし余裕の財源が出てきた場合はどうするかという部分につきましては、やはり繰り上げ償還財源、あるいはほかの町債管理基金も含めた特定目的基金に積み立てていく、いわゆる今後、財政基盤を強固なものにするためには、財政基盤を確立するためには、やはりそういう財源を蓄えていくということが必要だということは同じ考えでございます。ただ、今回留保財源約 1 億 3,000 万円ぐらいありますけれども、これにつきましては、これが今後大きなものにとすることは今段階では想定してございませんが、今後、来年 3 月までに何が出てくるかわからないということでございますので、この辺の財源の使い道につきましては、年度末において財源がある程度残るということになれば、それは繰り上げ償還なり、あるいは基金への積み立てというようなことも考える必要があるというふうに考えてございます。

**○議長（山本浩平君）** 古侯副町長。

**○副町長（古侯博之君）** 今、大黒財政課長のほうから、それぞれ基本的な捉え方、考え方をお示しさせていただきましたけれども、今、標準財政規模からいけば、大淵議員が押さえたとおりの一定限確保できているという、そういうところまで今回この 2 年の職員、それから並びに町民の皆さんの本当に多大なるご努力によって、ここまで再建を図ってきた。そういう中で、ただ、本当に今、大黒財政課長も申しあげたように、同規模の町村を見たときに、まだまだやはり財政力というか、財政基盤がしっかりとしたものになっていないというところも事実ではないかというふうに思っております。そういう中で、今回のこの剰余金を含めて 7 億円は積むことになりましたけれども、まだまだこの財政調整基金を基にしながら、どういうふうにしてやはりまちづくりを進めていくかというふうなあたりのところはしっかりと慎重に考えていかなければならないというふうに考えております。確かに、ご指摘があるように今回のプランの最大の目的は、普通のまちに戻るというか、本当にしっかりとしたまちづくりが進められるような状況に戻すという最大の目的があるということからいけば、今まで重なってきたその借金を減らしていくということが最大の理由だと十分つかまえておりますけれども、まず今の状況の中では今回の処理の仕方について十分押さえながらも、

今後剰余としての部分が出てきた、年度末を含めて、そういう中においては、これからの繰り上げ償還も含めて十分考えていきたいと思っております。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。今の古俣副町長の最後の部分で一定限度、私は納得する部分はあるのです。ただ、2年前の26年の出発のときは、財政調整基金の積み立ては1億800万円だったのです。これを積もうということで、これがわずか前の26年です。そのとき1億800万円積まなかったらだめだということで頑張っ、初めはゼロだったのです、知っていますか。積立金なしの計画だったのです。それを水道からも借りなくてもいい、第三セクター債をのぼしたということで5,700万円ずつ積むことにしたのです。そのときは皆さん何と言いましたか。これを何とかやらなければだめだ。その次、答弁でどうなりましたか。これを積んだと私が指摘したら、7年分積まなければだめなのだと。4億5,100万円までいったら、今度は標準財政規模で10%、6億円だと。私はこの健全化プランは何のためにできたのかと。もちろん古俣副町長が言われたように、ほかの町村から比べたら少ないのは私も百も承知です。だけど、今1番大切なのは何かといたら、この健全化プランをどうきちんと実行するかということなのです。職員の皆さん1億数千円カットしているのです。それが剰余金で積むところに回されるのです。職員はそれでやる気が出ますか。私が言っている意味はそういう意味なのです。だから、私はこの健全化プラン逸脱してやれとは言っていない。4億5,100万円も私はこの議会の中で認めました。そこまではいいでしょう。大黒財政課長は先ほど10%以上は考えないとは言ったけれども、どうしてそこまで膨れてくるのですか。健全化プラン、実行してまだ2年です。そういう考え方が私は危険ではないかと言っているのです。ずっと私が言っているのはそのことを言っているのです。支持を得るといのはどういうことか。職員がやる気出すということはどういうことかということなのです。剰余金を出すために職員の賃金をカットしているのですか。違うでしょう。私はそこら辺をきちんと考えなくて、これだけ返したからこうなったと見えるということが必要なのだと。そこで、現在の健全化プランでは1番目に町立病院、バイオマス燃料化施設、港湾、これは順番が重要だからこうなっているかどうかは知りません。職員給与、第三セクター債、事業の見直し等々で9項目になっているのです。ここを今回の見直しの中で大きく変更する部分は町としてはどこだと考えていますか。それからプラスのことを含めてあるのであれば、大きく変更すると考えている部分はどこですか。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克巳君）** この健全化プランに掲げました重点項目の九つの部分につきましては、今後見直しの中できちんと検証したうえでやっていきたいというふうに思っておりますが、この中では既に取り組んで、なおかつそこでも取り組みは終わっているというのは、1回決定したのでそのまま継続しているという部分がございますので、特段大きな変更ということにはなりません。ここで記載した内容については大きな変更というものはございません。ただ、今後、プランの中で

きちんとこの事項で盛り込んでいかなければならない部分については、まずは町立病院の改築、改築についてはこの今の重点事項に書いてございませんので、改築の部分、それからバイオマス燃料化施設の今後の方針、それとあとは人件費の部分の見直し、それと八つ目の公共施設がありますが、今後のこのあり方を見直し方針という公共施設総合管理計画に沿った形での今後の町の財源も含めた取り組み、この辺が必要かと思っております。なお、ここにはないものにつきましては、新規という部分で象徴空間に係る周辺整備、この辺につきましても現在いろいろ調査中ですが、この件につきましてもプランの中できちんと財源的な裏づけを持って盛り込んでいきたいというふうには考えてございます。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。現在のプランの中で私は最も重要な部分は起債の抑制、この部分だと思っております。臨時財政対策債を含んで平均7億円、さらに今回のプランでは7億円を下回るといって、7億円を抑制するとして、7年間平均で6億5,900万円なのです。起債の借入額の平均額というのはこの金額なのです。投資的経費は一般財源ベースで1億5,000万円以内に抑制するというふうになっています。ことしの起債発行額を見ても総額5億8,590万円、そのうち56%に当たる3億3,200万円は臨時財政対策債、早い話が借金なのです、56%が。残った分のトップは港湾5,700万円、2番目が消防のサイレンの更新で3,340万円、起債だけです。私はこの見直しをするべきではないかというふうに思っています。本当に町民要求を実現していくことになれば、2つの抑制を維持しながら、2つの抑制というのは、起債の抑制と投資的経費の抑制です。この2つの抑制をきちんとしながら、この中での政策方針を見直すということが必要ではないかと思うのですけれども、この見解はどうですか。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克巳君）** 現在、起債につきましては、臨時財政対策債を含めての7億円以内、それから一般財源も、そして投資的経費の一般財源1億5,000万円という部分については、今後こういうような制約というものにつきましては今後も引き続き、継続していかなければならないというふうに考えてございます。ただ、果たして今後、町民と共に町が歩いていく、住んでいてよかったと思えるようなまちにするためには、今のこの額がよろしいのかどうなのかという部分は、これは議会も含めてじっくり議論をさせていただきたいというふうには考えてございます。また、その起債の中身につきましても、今、大淵議員がおっしゃいました港湾が1番大きいという部分でございしますが、この辺につきましても、今後、国との、あくまでも港湾につきましても国直轄事業でございしますので、国との交渉もございしますので、その辺については、今の段階ではちょっと言及はできませんけれども、例えばその辺のいわゆる額の問題であったり、あるいは臨時財政対策債のほうも、これも額が今まで4億円から3億円台になって、これから減少していくというような傾向もございしますので、その辺につきましても枠の中でのさまざまな調整という部分は今後も出てくるだ



ろうというふうには考えてございます。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。今年度の財政健全化プランの見直しの中で、重点を何だと考えるかという問題なのです。もちろん、今いろいろ出されました。見直しの部分含めて、新たな部分も含めて出されました。それは中心になると思います。ただ、先ほどもお聞きしたように起債を7億円以下に抑えると。その半分以上が借金だと。減っていることは確かです。4億4,000万円も借りられなくなりましたから。これは国のほうで貸さないということになっているわけでしょう。ですから、ここは減るのはわかります。減ればそれだけ起債の幅が町民に還元する部分がふえますから、それはそれで私は悪いことではないと思います。お金を使えなくなる部分はどうかということはあると思いますが、そうなったときに、町民の皆様に対するサービスを切る、例えば高齢者に対するお祝い等々をカットしたり、サービスをカットする、町民の皆さんのサービスをカットしている。道路はもうまさにパッチワーク状態。お金がないから町民の要望はできないということを余りにも言い過ぎたために、もう町民の皆さんが議会懇談会に行っても何とというか、町に要求しても町はお金ないからやってくれないですねということが町民から議員に出る。これは実態です。みんなそう言うのです。借金があって大変だからできないと。その中で起債のトップが港なのです。この議論されてきました。ここまできてなぜ船の入らない港にこんなに投資する必要があるか。見直しのトップは私はここだと。縮小、延期、本当にそういうことを今回の見直しの中で考えられないのか。これは町民の皆さんがどう思っていると思っておりますか。あそこで皆さん魚釣りをやっているのです。そういう見直しを今しないと、町民に見えるというのは、この後ちょっと評価しますけれども、公共交通、すぐやったら町民はきちんと評価するのです。だから、戸田町長になっているいろいろあります。戸田町長になって確かにこの港、半分にしたのです。今までなかったのです。つくってこの方なかったのです。だけど、ほとんど町民からは評価されなかった。それはなぜかと、見ているからです。そういうことに本当に目を向ける必要があるのではないかというふうに思うのです。私は、見直しはここを見直すべきではないかと、オンリーではないです、ここだけという意味ではないです。ここも含めて見直すべきではないかというふうに思うのですけれどもどうですか。

**○議長（山本浩平君）** 古俣副町長。

**○副町長（古俣博之君）** 今、ご指摘のあった起債の部分についてでございますけれども、確かに今、お話された港湾のお金の使い方というところの部分につきましては、一つの視点の置き方としては私どもも十分、大淵議員がご指摘された部分については考えていかなければならない部分だと承知しております。ただ、その港湾の国とのあり方については、やはりなかなか十分な交渉の中での結論的な部分を出し切れていないというところが、そのところがまだ町としての弱さといえ、ご指摘される部分かと思っておりますけれども、そういう部分も合わせ持ちながら、今後、港湾の

使い方、使途の部分を含めて、これまで以上にしっかりとしたトップセールスも含めて行いつつ、有効利用をかけて、本当に港ができてよかったと、そういうふうな状況づくりを進めてまいりたいと思っております。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。港の議論は前回もしていますから、これ以上今回はやりませんが、やはり転移を含めて港を本当に有効利用する、町民がよかったと思う港にしないとだめです。漁業者がよかったと思う、そういう港にすれば、それは一定限度評価できる部分があるのです。私は全部だめだと言っているのではないのです。ただお金の使い方として見たときにどうなのかということを行っているのです。それで、財政健全化プランの見直しの中で、今後の事業の問題と同時に、職員の皆さん方の給料を一定限度、元に戻すという問題があります。27年度の剰余金4億2,700万円、財政調整基金2億7,700万円、うち1億数千万円が職員給与のカット分ということになります。先ほども言いました。それで、現プランの重点事項の中の人件費の部分、先ほど言った人件費の部分はどうなっているかということ、計画期間内において削減を継続しますというふうに明文化されています。この健全化プランの中では明文化しているのです。これはずっと7年間やるというふうに書いているのです。一つは、計画の前倒しをしなければ給与は戻らないのかということ。計画の前倒しをすれば戻すことができます。しかし、前倒しをしなければ戻せないのかと。もう一つは、全額ではなくて一定限度戻すという考え方なのです。それは削減を継続しているということなのです。そうすると、26年、27年で起債の繰り上げ償還をしたと、その結果、28年度での公債費の計画数値、要するにこの財政健全化プランの起債の計画数値です。これは16億3,800万円から、ことし15億9,500万円、プランの計画より4,300万円減っているのです。これはずっと減るのです。ことしだけではないのです。ずっと減るのです。起債償還することなのです。そういう効果があるのです。繰り上げ償還するとそういうふうになるのです。今年度だけではないのです、4,300万円。繰りかえ運用、これは全部やりました。これは私も前回評価しました。本当に大したものです。この結果、毎年2,000万円、ずっと出さなくていいのです。ですから6,300万円はプランの中で計画されていない、これは毎年出さなくてもいい数字になります。間違っていたら言ってください。この範囲で給料を戻しても計画には全く、現計画には全く支障がないのです。私はそう思います。ですから、職員の給料削減は計画以上に余剰財源が出た場合は、公債費の繰り上げ、これは職員の給与だけではなくて町民の要望要求実現もそうですが、公債費の繰り上げ償還に使う、そのことが普通のまちに戻る根拠、普通のまち、そして職員に見える政策、本当に職員に見える政策、私はこういうことではないかと思うのです。事実、この6,300万円というのはずっと、繰りかえ運用の部分については29年度からですけれども、それは出るということですね。ですから、そういう政策を今打たなかったら、見直しの中で根拠を持ってきちんと示すということが私は必要だと思うのですけれどもいかがですか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 職員の給与の戻しのところを含めて、今大淵議員のほうからご指摘があった償還のあり方のことでございますけれども、確かに職員給与の削減については、本当に前の健全化プログラムのおきから町の財政の立て直しのために、本当に職員が身を削りながらその立て直しに努力していただいております。毎年でいえば、約1億円ちょっとの余剰をそこに繰り出しているのと同じような状況が生み出されておるわけです。そういう中で、その19年の財政健全化プログラムのおきには10年間頑張れば元に戻ると、財政が正常に戻るというふうなことで職員のほうにもそれをお願いしてきておりますから、本当にこの28年、10年目のところにおいてしっかりとその目標達成としての、今の率の削減、もしくはもっとさらに進めた形での削減の廃止を進めていかなければならないというふうに考えております。ただ、そこには町民との関係も含めて、町民の負担に対するそのあり方も同時に考えていかなければならないことは重々押さえております。そういう中で、その償還の中で生み出されてきている、そのお金の部分の今後のあり方については十分押さえながら、大淵議員が先ほどずっとおっしゃっている、本当にこのプランの本来の目的である借金を、これだけ積みあがっている借金を返して、そしていち早く普通に戻ると、そのところは重々私どもも押さえながら財政運営を図ってまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。財政問題、これで最後にしたいと思っておりますけれども、本年度そのプランの見直しをするわけですがけれども、新たな課題が入ってくるということでございます。プランを基本的には今答弁があったように、このプランの考え方を踏襲し、前倒しをきちんとすると、していける方向があればするということではなくて、新たな課題が出ることによって先送りすると、前倒しを。そういうことはないですね。ここを確認したいのです。現プランでいくと、前倒しをすることが職員の給与を戻すことになるのです。前倒しをすることが100%ということであればです。町長の政策によって町民の水道料金300円は戻さなかったのです。もちろんこれが全てではございません。全てではないですが、少なくともその恩恵はあるのです。職員の給与というのは、職員の給与は削減する。しかし、町民全体に与えた影響も全部ダブってかかっているのです、職員の皆さん。そういうことですから、ですから、私はこの前倒しをすることが職員の給与を戻すことになる。剰余金の処分の基本はプラン作成時の方針どおり、プラン前倒しのための基本的には起債の繰り上げ償還、これに私は使うべきだと。ですから、この計画の7年分の積み立てがいいのか、それとも標準財政規模の10%がいいのか、そこは議論はありますけれども、基本でいえば、私が言っているのはこのプランのとおりやるということなのです。だから、絶対に新しい課題が出て先送りはしない。前倒しはきちんと考えながら財政運営をするということを確認したいのですけど、そこはよろしいですね。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

**○副町長（古俣博之君）** 今、お話がありましたように、これから先ほど大黒財政課長のほうからも答弁があったように新たな課題もあります。このプランの中に盛り込んでいかなければならないものがあります。そういう中でこのプランのあり方については、今、大淵議員からご指摘いただいたようなその基本はしっかりと私どもも押さえ、そして決して先送りのない本当に前倒しができる組み方で財政運営を進めていかなければならないし、いくべきだというふうに強く考えております。

**○議長（山本浩平君）** ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午 前 11時15分

---

再 開 午 前 11時25分

**○議長（山本浩平君）** それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。次の項目に入りますけれども、象徴空間施設の問題での周辺整備の関係なのですけれども、ちょっと省きまして、一つはアイヌ協会や博物館の関係者の方々が国の審議会等々にも入っていることは十分承知しております。その上で、もっと白老町としてアイヌの方々の意見をきちんと聞いて、きちんと届ける必要があるのではないかというふうに思うのです。そういう点で町として町のアイヌ協会やアイヌの皆様方の話を聞く考え方がないかどうかということが一つ。その上に立って、周辺整備の関係なのですけれども、まちが町費を投入して行う整備はどの程度あるのか。当然、一部負担や補助金として出すものもあるとは思いますが、何項目ぐらいあって、具体的に内容の説明ができれば説明してほしいです。金額の不明なものは結構です。例えばそのポロトの踏切の拡張だとか、バスの駐車場の整備だとか、周辺道路の整備とかあるわけですが、リストアップしている中身についてお尋ねをしたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 遠藤地域振興課アイヌ施策推進室長。

**○地域振興課アイヌ施策推進室長（遠藤通昭君）** 最初の質問の地元のアイヌの方々の意見を聞くという点につきましてですけれども、今年度2月にも直接協会の方に来ていただいて、この役場の中でいろいろ意見交換を含めて、意見を聞いているところがございますけれども、今後も引き続きアイヌ協会のほうにも出向いたり、日々のその仕事のやりとりを通じていろいろな意見を伺って、内容に応じては国のほうにも積極的に伝えてまいりたいと考えております。

**○議長（山本浩平君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** 周辺整備の総括的なものですが、現在、インフラ整備等については検討を進めておりますけれども、今、大淵議員のほうからおっしゃられましたように、まずは周辺の道路環境の整備がございます。特にポロト公園線、若草町との間の道路ですね、そう

いうものと温泉施設の関係がございまして、その整備が必要であろうと。それから今、交通量にもよりますけども、公園通りとお話にありました踏切の問題、踏切のことにしましてはJRとの協議になりますので、具体的には中身は拡幅とかそういうのはまだ詰められておりませんが、そういう課題があるということでございます。それから、先ほど申しましたように温泉施設にかかわる問題と、あと駐車場です。駐車場の関係、これも今国との調整中でございますが、一般駐車場とバスの待機場場という問題がございまして、その辺を整理して行って、その事業量などを積算して選択した上で事業に向けて進んでまいりたいというふうに考えております。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。遠藤地域振興課アイヌ施策推進室長がお話しされたことはよくわかっているのです。私が言っているのは、この間議員とアイヌ協会と懇談したというお話を前回の議会でしましたけれども、その中でやはり出てくるのは何かというと、やはりきちんと町の方針が徹底されていないというような印象を私自身が受けるのです。ですから、協会の役員さん、会長さんと個々に話をするのではなくて、多くの人に集まってもらってきちんと意見を聞くということが、そういうふうにしますと、例えばゴールデンカムイというマンガの本があるのですが、そういう話まで出てくるのです。これは昨年、私も取り寄せて読んでみました。ちょっとなかなか中身は面倒ですけども、ただ、アイヌの方々の理解をするためには全国的なもので、昨年度のマンガ大賞か何か受けていますから。ですから、やはりそういうことが出てくるような会議というか、意見を集約する場、個々に話をするとき聞いた、言ったとしかならないのです。だけど、やはり徹底されていない、端から端までわかっているというような意見が事実出ているのです。ですから、私はそういう形でやってほしいという意味なのです、それが一つ。それから今の件なのですけども、これで見ると相当のボリュームになるのですけども、大まかな予算では周辺整備はどの程度になるか。また、予算内容について、どの程度まで分析していますか。今、ここまできて駐車場の広さこれから検討するとか、バスを何台とめるの検討するとか、踏切の広さをこれだけにするとかというのではないと思うのです。考え方があってやっつけようと思ってしまうのです。もちろんそれが縮まったり広がったりはするかもしれませんが、考え方としてこういうものがあって、例えば跨線橋の話は今なかったけれども、跨線橋はやらないのかどうかということを含めて、答弁書には何か跨線橋が書いてあったような気がしたのですけども、そういうことを含めて予算と内容についてどこまで精査していますか。そこが私は1番知りたいのです。なぜかと。ことしのプランの見直しの際のこれが重点なのです。これがどうなるかによってプランがどうなるかということが決まるといってもいいのです。ですから、いまだ細かいことがないなんて私は思えないのです。ですから、大まかな予算がどの程度で、内容をどの程度分析してやられているかということを知りたいのです。

**○議長（山本浩平君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** まず、まちとしての考え方ですので私のほうからお答え申し上げます。まずアイヌ協会の方々の声、これはきちんと大事なことだし、実態としてやっていることはご理解いただいたということで今、ご質問の中にありましたけども、そのほかにも保存会があったり、伝承部会があったりとかいろいろ部会もございます。アイヌ協会全体という部分もあるし、さらにそういった少人数で活動されている方々もおられます。そういったところの声もきちんとやはり聞いていかなければならないという部分はしっかりあります。象徴空間は整備することが決して目的ではなくて、その2020年以降、アイヌの方々が本当にそこでいいものができて、世界にもまた発信していく、中心になっていくわけですけれども、その部分がやはり大事だと思います。そのためにしっかりそういう声を聞いていくという部分は、もう基本中の基本ですので、その考え方はご質問あったとおりであります。

それと2点目のインフラ整備の関係です。今、大体の数値は見積もりをしながら進めていますが、まだ制度が十分高まっていないという部分がありますので、具体的にどこにいくら費用という部分はまだお示しできない状況にあります。ただ、基本は今9月に概略を求めて、年内には財政健全化プランの見直しをつくり上げるということで町長がご答弁申し上げた部分がございますので、あくまでも象徴空間のまちがやらなければならない役割分担をきちんと決めた上で、その費用についてはプランに盛り込むという部分で今考えております。ですので、プランに象徴空間でまちがかかわる部分がいくらかわからないと、そういうことは決してないようにしっかり財政、財源を見込んだ中でのプランづくりにしていくという部分はもう基本中の基本で考えてございますので、今ご心配されている部分、その辺は財源を確保した上でプランに盛り込む考えでいるということをお答え申し上げます。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。私は理不尽なことを言う気はないのです。ただ、ことしの9月ごろ見直して、12月ごろ成案つくるということですね、もう3カ月しかないのです。その時点で、私は案が発表できないというようなことになるのかと思うのです。私はこの後聞いたかったのは、要するに周辺整備の項目が出たら、その周辺整備の優先順位、まちがやることに対して、優先順位はどうなっているかを聞いたかったのです、実を言えば。項目が出ればです。予算規模、総予算の規模がどれぐらいまでだったら、この周辺整備に金を突っ込むのか。それから、これとこれとこれは絶対にまちが開設までやらなければならないこと。これはその後でもいいですと、そういう取捨選択すらされていないのかどうか。1番最初にこれは絶対やらなければだめだと、はっつてもずっと開設までやらなければだめなのだと、そういうものがいまだにないなんて私はちょっと考えられないです。そういうことが町民が疑問を持つことになるのです。だから、財政とこれは裏腹なのです、お金がかかるわけですから。はっきりしているのですから。ですから、そういうことをもっと明確にしてください、明確に。どうですか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） きょうの段階では明確に出せないという部分はありますが、このことをきちんと議会や町民の皆さんにお示ししないということは一切言っていません。このことはもう当然出して、議会とも議論して、私どもで考えた優先順位、私どもで考えた何をまちがやるかという部分をきちんと提示した上で、これはきちんと討議していきたいと思います。なぜかという、まずエリア内はこれは責任を持って国がやる範囲ですから、そこは国がきちんとやってもらう。その周辺においても町だけが本当にいいのか、今北海道とのかかわりもいろいろな部分でお願いしている部分があります。では、北海道がでほどこまで支援、協力してくれる部分もあるのか、その辺も出していかなければならないと思います。さらに民間活力ですとか、いろいろな温泉施設含めてですけれども、そういった部分の整理もきちんと今やっていかなければならない。いろいろな部分でお金がかかります。その原資はどうするのだといったときに、この間特別委員会でも申し上げましたけれども、土地を買っていただいて、その部分がやはり原資になるという基本的な考えを持っていますので、その中で作り込んでいかなければならないかという考えであります。当然、補助制度があったり交付金制度とかいろいろありますから、そういうことも有効活用、利用しながら中身をつくり込んでいくという部分で捉えていますので、そういう時期にきちんと議会にもご提示する考えでございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そのことはわかるのです。私は何も理解できないとかと言っているのではないです。ただ、現段階で、例えばこれはどうしてもやらなければだめだというものがあると思うのです。それから、これは北海道に出してもらいましょう。言ってだめな部分があると思います。それは結構です。そんなことを言えと言っているのではないです。ただ、少なくとももうちょっと全体像が見えなかったら、これはどうにもならないのではないですか。ことしの9月、今の9月までに健全化プランの案をつくるのです。そうしたらそれまでに土地のお金が何ぼかわかるのですか。そんなことにはならないでしょう。19年とっているのだから。これとこれはどうしてもまちがやらなければだめだと、これはJRとの協議があって、それが五分五分になるか、四、六になるか知りません。だけど、そういうものを含めて、これとこれとこれは絶対やるし、これが1番最初にやらなければだめなものだと、財政的にはこういうふうに分岐している、そういうことを議会で言えないなんてことが9月に計画をつくるのにありますか。例えば民間活力の部分については、それは町はお金出しませんというのであれば、それはそれで結構です。これは何も温泉は温泉で民間がやるのだったらやってくださいということです。私が言っているのは、町が何をどれだけやるのかということが今わからないという話になりますかと。だから優先順位を含めて、こういうふうに分岐して、これを1番最初にやって、ここは3番目までしか言えないけども、こういうことなのだとということぐらい今言えないのですか。これについては道に、これについ

てはJRに交渉していると、財政的には町はこれだけ出さなければだめかもしれないとか、それぐ  
らいのことは今なかったら、そんなものは計画なんてつくれないのではないですか。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午 前 11時40分

---

再 開 午 前 11時41分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） それでは、ただいま周辺整備にかかわるインフラ整備として検  
討している項目、国、道、JR含みますけれども、その点で申し上げますと、道路の関係で申しま  
すと、いわゆる公園通り、これにつきましては道と協議中でございます。

それからポロト公園線、先ほど申し上げました若草町との間ですけれども、それも町道として整備  
の必要があるということです。

それからポロトの遊歩道、ポロトのいわゆる森周辺の整備については現在、森林管理署と協議中  
でございます。

それからポロト線、これは踏切の関係ですけれども、これもJRとの協議でございます。

それから中央通り、これは町立病院前からの交差点になりますけれども、その整備、それから、  
国とちょっと協議しておりますのは国道36号からのアクセスの関係です。

それから水関係で申しますと、象徴空間の施設ができることによる水処理の関係を今、国と協議  
しております。それに合わせてウツナイ川の水環境、それからポロト温泉の下水とか排水処  
理の関係がございます。

それから慰霊施設の水処理の関係と管理についての国との協議です。

それから施設に関しましては、ポロト温泉の施設の関係で、現在、民設民営という方向で方針を  
出しておりますけれども、その民設にするまでの現在の泉源とか、下水の構造、あそこのキャンプ  
場に行くまでの道路も変更しますので、その関係のところ。

それからJRの駅舎、跨線橋の関係、それから商業観光の各施設の関係、それから象徴空間でき  
る職員のための住宅の確保の関係、それから先ほど申し上げましたけれども、乗用車、バス待機場  
の駐車場の関係などがインフラ整備の項目として出されておりますが、先ほど申し上げましたが、  
例えば駐車場の整備の手法も今大ざっぱにはたたいてはいますけれども、5,000万円から2億円とか  
そういう幅があるのです。どういう整備手法でやるか、それはまだ決定に至りませんので、簡易で  
やるのか、全部きちんとやるのかということで、そういう事業の幅が大きいものですから、それを  
詰めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕



**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。当然、今言われたことは全部やるなんてことは私は言っているわけでもないし、やられるということでもない、優先順位もあるのでしょうか。今の段階で先ほどの岩城副町長の答弁で主には土地代金を充てるというようなお話がございました。それはそれで理解しました。これは全部やったらいくらかということを知りたいのではなくて、町としてどれくらいのお金の投入をするのかというあたりの腹はありますか。

**○議長（山本浩平君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 全体的な捉えの中で土地代をもって原資ということでご説明を先ほどしたところなのですけれども、それぞれを積み上げていっても、今言った項目を全部といたたらもう膨大な金額になってきますから、そのことが投資でいいという考えは今現在ありません。先ほどのバスの待機場にしてもグレードによっては相当金額も変わってきますし、また今ある既存の駐車場を活用したらどうなるかとか、まだまだその辺の詰めをしっかりとたき上げてこないとならない部分があります。ですので、繰り返しの答弁になりますけれども、その全体枠で、ではどれだけ投資するかと、それが1億円なのか、5億円なのかという部分もまだ差が余りにも大きいものですから、きょう言える、ただいまのご質問に答えられる部分は、あくまでも土地を買い上げていただいた部分を原資としてと、その範囲内、加えて補助金や交付金、そういうものを有効活用しながらという部分で捉えておりますので、その考えで今おるということでもあります。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。この点、わかりました。

次に、病院の問題ちょっとお尋ねします。基本構想が示されましたけれども、種々いろいろ数字も聞きたかったのですけれどもちょっと割愛しまして、基本構想が示されましたけれども、基本的な点で何点かお尋ねをしたいと思います。これは私は本当に基本だと思います。ですから明快な答弁ということではなくて、考え方やこの構想の中でどう考えてそれをつくり込んだかということを知りたいです。

1番目に、最も大切な町民要望をこの構想の中にどのように取り入れたかということです。

2点目に将来展望、特に人口減と進む高齢化をどのように分析して、将来展望です、どのように分析して構想の中に取り入れたか。これはいろいろプラス、マイナスがあると思うのですが、非常に大切な部分、このところの分析がきちんとしていないと、これは夢だけではいけないのです。お金がかかるのですから。

それから3番目に財政的な考慮をどこまでしたか。例えば町民要望の実現と、同時に繰出金がかままで許されるかというような議論がされたかどうか。

4番目に医師、スタッフの確保の展望と分析、対応策、どのようにこれはやられたか。1番大切なのはここかもしれないと思っているぐらいです。なぜか。今、医師とスタッフは相当頑張らないと難しいです。現状の分析、そういう意味で私もいろいろなところの話を聞きました。これはまち

総ぐるみでやってもなかなか大変なのです。ですから、問題は管理者側、病院側ではなくて。院長先生はそこをかなり心配しています。そういう中で管理者側の対応です。本気になるかどうか。ここにこの病院の、例えば医師やスタッフの確保に町の管理者側としてどれだけ関わるか。自分の、例えば戸田町長なら戸田町長が政策を実行する 100 のうちの象徴空間に 30 なら 30、病院に 20 ぐらいかけてここを本気になってやる気があるかどうかという意味です。大学だけではだめです。医者は集まりません。ですから、本当にそこをやるということで考えたら、管理者側の考え方がとっても大切です。それが、この基本構想の中でどうつくり込まれたか。

5 番目、最後に地域医療の確保という視点、この中でまちや病院が果たす役割、何が果たす役割かと。苫小牧ではとても全部行ったら中央インターできても、できると決まったけれども、全部行っても急性期の病人は受け入れられませんかと現実的にいっているわけでしょう。病院は必要なのです。そういう中で地域医療の確保となるともっと幅広くなります。町民全体になります。家庭医の問題や、それから高齢者の医療の問題もありますけれども、そういう位置づけをどう考えたか。この 5 点だけ、つくり込みの構想をつくるときにどういうふうにごくここを考えたかということをお尋ねしたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 野宮病院事務長。

**○病院事務長（野宮淳史君）** 私のほうで最初のご答弁をさせていただきます。5 点ございました。その中で、まず 1 番目の病院の改築基本構想の策定にあたって町民要望の反映につきましては、こちら町長の公約でもございますけれども、町連合や各町民団体の代表者、ないしは病院運営審議会の委員、一般公募の方々を合わせまして、10 名の委員によります町立病院の改築協議会を設置いたしました。その中で 3 回の会議を開催いたしまして、各委員から聴取いたしました意見、要望等をこの改築基本構想の中に登載したと。特に診療部門別の基本方針の中には各委員さんの中から委員を入れたという形になってございます。さらには病院を守る会さん、そちらが主催する 7 地区の地区懇談会のほうにも病院側から私病院事務長、次長が出席いたしまして、その中で約 150 名の方々のご意見、そちらについても特に病院経営の改善だとか、病院改築に向けての貴重な意見として、これも参考にさせていただいたということになります。

続きまして、2 点目でございます。人口減、高齢化率の上昇などに伴います将来展望の分析といえますけれども、町長の答弁にもございましたけれども、懸案事項でございます必要病床の規模につきましては、やはり将来の人口だとか入院患者数、高齢化人口等を内部分析いたしまして、将来的には入院患者数が 30 人から 33 人という想定をしまして、病床利用率を 70%以上確保するよう、それから今現在とっています一般病棟の入院基本料 10 対 1 を継続取得するをいたしまして、現状の病床数を 15 床削減して 43 床を基本として考えるというお示しをいたしました。

そして 3 点目の一般会計から病院事業会計に入る繰入金をどのくらいにおさえるかという財政的考慮の考え方でございますけれども、やはり病院の経営改善計画の中で今の病院事業会計にかかります収益的収支のルール化分をいたしまして、町の一般会計繰入金目標額を重視しまして、特に

28年度の繰入金の予算額であります約2億6,900万円、これを基本ベースにして今後も繰入金を縮減していくというのが大切だと考えております。そして今後の病院の改築に係る部分での企業債の元利償還金をどの程度におさえるかというのがやはり、これは財政健全化プランとの整合性にかかわりますので、こちらが重要な視点になるかと考えてございます。

続きまして、常勤医師を含む将来的な医療従事者の確保という観点の中では、やはり新病院の中でも現状の内科医3名、外科系の医師1名というのは常勤医師の体制を整えるということと、やはり道内の医育大学、特に北大さんだとか、札幌医大さんから出張医等による診療体制を掲げまして内科、外科、小児科、放射線科の現在の4つの診療科というのを継続実施するというのと、このためにも当然なことに医師確保もそうですけれども、看護師、医療技術者等の医療従事者の確保が重要であるということになります。その中でやはりその医療従事者をどこまで定着させるかという、そういう方策というのが必要であるということで、これについても重要な医療施策の一つとして捉えてございます。

最後の町の果たす医療提供の役割という質問だと思うのですが、やはり高齢化率の上昇だとか、今後の交流人口等の増加予測に伴います救急医療、それと安心して子育てを送るための小児医療の確保、または3連携施策の医療分野の機能等、将来的な地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の提供等、ないし、病院の今後のIT化等の政策医療の確実な実行と、さらには苫小牧市を中心といたします東胆振の医療圏、その中での広域的な連携を進めるということで、急性期医療を脱した患者さん、特に回復期の患者さんを受け入れするということが重要な政策医療になると考えてございまして、こういう中では町民の健康を守って快適な医療環境を提供するというので、白老町の地域医療を確保することが最大の責務になると、そのようには捉えてございます。

**○議長（山本浩平君）** 戸田町長。

**○町長（戸田安彦君）** 医療、医師、スタッフの件について管理者ということなので私のほうからお答えしたいと思います。その前に比率の話をしましたけど、何%という形ではちょっと難しいのですが、財政健全化プランの中にもあるように、町立病院の件は、白老町にとっても重要な課題というふうに捉えておりまして、それは町民の安全安心を守ることと、財政の面を含めて非常に重要なものだというふうに捉えております。そこで医師スタッフの確保についてなのですが、今野宮病院事務長お話ししたとおりいろいろな情報を分析しながら医師の確保に営業に行っているわけではございますが、なかなかその確保までいくのには時間とタイミングがあるのかというふうに思っているところでございます。先般、国の公立病院の関係者とお話ししたときには、先ほど院長が心配しているというお話も、院長の後の世代がないということが心配なので、新しい病院をつくるときにはやはり次の院長候補も見つけなければならないという課題もございます。ただ、一方、今医師確保、特に北海道の医師確保についてはもう高齢化になっていて、その後というか、今の段階の医者確保も大変難しいということで、白老町においては札幌圏から比較的その距離が近いということで、給与のほうもそこそこいいということで条件がそろっているというお話もあり

ますので、これは継続して医師確保に努めていきたいというふうに思っております。これは今野宮病院事務長がおっしゃっていたプラスアルファ苦小牧の医師会のほうにもお願いしたり、中央のほうにもお願いしたり、もしくは個人でアウトローというのですか、個人でいろんな病院を回っている方にもお話を聞いております。大事なのはやはり新しい病院ができたときに町民が安心してちゃんと信頼できる病院づくりというのが大事だと思いますので、今の猪原院長の後の院長の候補等々もこれから確保していきたいというふうに考えております。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。病院の問題でたくさんあったし、1点だけ。要するに、今のお話を聞くと、従来の今までの中身で病院を建てかえるということになります。そうすると何が1番必要かという早く建てるということです。1日でも、1カ月でも、1年でも早く建てるということです。基本構想や基本計画いろいろなことがありますけれども、国との折衝、これを同じ早く決めたのなら早くやるということなのです。

次の項目に入りますけども、元気号が1番いい例です。私はまだまだ十分だと思っておりません。しかし、声を上げて議会にも届いた、議員も全員そう思った、そういう中で町が少なくとも半年なら半年の期間の中でこのことをやったという、やろうとしている、このことが町民に見えるということがまちとして1番大切なのです。だから不十分なことはこれで町立病院から出たら、またいろいろなことが出てくると思います。しかし、ここで手を打つかどうか。この460万円が生きるかどうか。ここでやるかどうか。これは9月にやったらだめなのです、今だから。ですから私はやはりここは本当に政策、政策を実行するというのそういうことだと思うのです。だから病院も32年、33年の開院ではみんな忘れて恩恵こうむれない人がたくさん出ます、亡くなって。そういう状況なのです。ですから、1年でも1カ月でも早くつくる、これに私は今もしこの方針でやるのであれば町は全力を尽くすべきだと思うのだけれど、この点だけ。

**○議長（山本浩平君）** 古俣副町長。

**○副町長（古俣博之君）** 先日、基本構想を出したときに、一定限のスケジュールをお示しをしました。従来のやり方でいけば、この間出したスケジュールのような進み方ということになるかと思っております。ただ、今大淵議員のほうからご指摘があったように、詰められるものがあるのであれば、それは詰めていきたいというふうには重々思っています。ただ、今財政健全化プランの中で各種重要項目が重なり合っておりますし、それと同時に象徴空間の件もあります。そういう中でどういうふうにして財政の生み方、その病院改築にけるその財源の部分を生み出していか。そして、その建てるその時点だけではなくて、その後の経営の時点においてどのような状況でバックアップできる状況ができるか、その辺の見通しを早めに出しながら、しっかりとこの改築に向けて進めてまいりたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午 後 0 時 0 2 分

---

再 開 午 後 1 時 0 5 分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。  
8 番、大淵紀夫議員。

〔8 番 大淵紀夫君登壇〕

○8 番（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。2 点目の質問をいたしたいと思います。  
社会教育の基本的な考え方についてでございます。

一つ目に社会教育団体に対するまちの方針の徹底の手法について、二つ目に高齢化社会に対応する文化体育団体に対する方針はどうかということについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 社会教育の基本的考え方についてのご質問であります。

1 項目めの社会教育団体に対する町の方針の徹底の手法についてであります。

教育委員会では、教育推進基本計画や教育行政執行方針、社会教育計画などを策定し、みずから学び人格を磨く、創造力豊かな人材を育むという生涯学習の理念を各社会教育団体に理解、共有してもらえよう日々連携を図り、町民誰もが楽しさや喜びを実感する生涯学習社会の実現を目指し、各種施策を展開しております。

本来、社会教育団体はそれぞれの目的を達成するために設立されたものであり、自主的あるいは自発的に活動することが望ましいと考えておりますが、単にその活動を自己完結し、成果を広く町民に還元できない場合には、さまざまな機会を通して、適宜精査、評価し、教育委員会の考え方について各団体に周知徹底を図っております。

2 項目めの高齢化社会に対応する文化、体育団体に対する方針についてであります。

多くの高齢者の方々は、健康維持や余暇活動への関心が高く、学習意欲も旺盛であります。しかし一方では、会員の減少による後継者不足など、解決しなければならない今日的課題が山積しております。

教育委員会といたしましては、高齢者の方々がいくつになっても人や社会とかかわりながら、地域社会の主役として活躍できるよう、関係機関とともに環境整備に努めております。

また、今後の対応のあり方については、社会教育委員会やスポーツ推進委員会などの各委員会にもご検討いただき、高齢者の方々の生きがいくりに取り組んでまいります。

○議長（山本浩平君） 8 番、大淵紀夫議員。

〔8 番 大淵紀夫君登壇〕

○8 番（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。スポーツ、文化をまちとしてどう発展させ、町民生活にどう結びつけるのかということなのでありますけれども、年齢構成にあった活動方針をどう持つか、今ご答弁にありましたように各種団体の自主性、これは大切だし尊重すべきだと思います。た

だ、まちがきちんとした方針や政策を持って各団体の指導にあたるべきだというふうに私は思うわけです。スポーツ都市宣言のまちとして何を実現して、そして多くの町民の参加をどう勝ち取り、健康増進のために何をやるのか。スポーツ課もつくったことがありますけれども、実際なくなりました。しかし、アイヌ問題が出ましたときに、これも議会の中で議論され、結果的にはアイヌ施策推進室が1人から2人、今何人ですかというふうな形になりました。そこでやはり北海道で初めて白老町がアイヌ施策を持ったということでもあります。ですからそういう点でいうと、この政策方針を持つということはとても大切だと、そういう文化、スポーツの点で、ここの部分はどう考えていらっしゃるか、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 武永生涯学習課長。

**○生涯学習課長（武永 真君）** 社会教育は、主としまして、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動であり、地域住民の生活課題や地域課題に根差して行われる各種学習を教育的に高める活動であります。本町におきましては、白老町教育目標においても、生涯を通じてみずから学び、知性と情操を高め、理想を求めると明文化し、またスポーツ都市宣言、歴史と文化のまち宣言においても、生涯学習を進め、生活文化と地域を創造するまちをつくりますというふうに高らかに宣言しています。一方、この春、策定いたしました教育基本計画教育大綱においても、みずから学び、人格を磨く創造力豊かな人材を育む生涯学習を推進するとしまして、ライフステージに応じた社会教育の提供や環境づくりを通じて、町民一人一人の学習意欲を高め、自発的な学習活動を促進するなど、生き生きとした生涯学習社会の創造に努めるというふうにしております。これらを教育行政執行方針で施策ごとに、また単年度事業計画においても具体的に実施しているところであります。本町はこれまで社会教育に多くの優秀な人材を内外ともに抱え、協働のまちづくりにあって社会教育の果たしてきた役割は大変大きいものであるというふうに自負しております。しかし、今日の急激な社会経済環境の変化に伴う少子高齢化や核家族化、都市化、過疎化、価値感の多様化に加え、まちの財政的な面もあり、文化事業や体育事業の委託や指定管理などでそれぞれの業務を外部に委託してきた経緯があります。また、地域コミュニティの機能低下や前述の著しい変化も相まって団体の縮小、事業の衰退など、さまざまな問題に直面しています。教育委員会といたしましては、社会教育団体は安藤教育長が申しましたとおり、本来自主的に活動することが望ましいと考えておりますが、やはり後継者不足や2項目めにもありますけれども、高齢化が非常に進んでいる中であって困惑している団体も数多くあります。さまざまな機会をとらまえ、協議を重ねながら、まちの考え方を伝えて側面から支えているというようなどころでございます。具体的には、29団体9スポーツ少年団、1,700人が加盟する体育協会につきましては、競技力向上というものに趣を置いていたものではございますけれども、やはり近年の健康寿命に対応した軽スポーツや総合スポーツクラブ事務局を持つことに一部方向の転換を図っております。また、昨年度から新たに教育委員会との間に体育振興検討委員会を持ちまして、また理事会にも私が招聘していただいた中でスポーツの諸課題に向けた対応策の検討を行っているところであります。一方、36連盟で52団体、1,011人が

加盟します文連協に対しましては、コミセン3階に事務所を構える利点を生かし、各種事業の相談などに随時対応し、昨年は50回目となりました文化祭や合同発表会を協働しながら成功に導いたところであります。今年度は役員も代わられたこともありますことから、信頼関係を再構築して、さまざまな事業に、または傘下の団体の活動に活かしたいと思っています。さらに指定管理施設の萩野公民館や町民温水プールでは、さまざまな施策に対する連携によって、徐々にではありますが利用者の回復傾向にあります。一方、陣屋資料館友の会や図書館における読み聞かせボランティアなどの団体は良好な関係を築きながら細やかなお手伝いをいただいているところであります。

**○議長（山本浩平君）** 一問一答でございますので、今の質問は何を実現し何を行うかということをお聞きになっていきますので、端的にお答えするように努めていただきたいと思います。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。スポーツ文化の地域の発展計画、そして整備方針、こういうものを私はその政策というか方針というか別にしまして、そういうものも私はきちんと持つべきだと思っていますのです。例えば大きいものは体育館や運動公園的なもの、これは字白老にあります。これは結構なことだと思います。文化の面では、今答弁があったように何十年も文化祭が地域で行われているのです。ですから、地域のスポーツを普及するためにはどうすればいいのか。今見たら、学校開放事業もかなりいろいろ下火になっているように見えるのです。竹浦なんかを見ても。それから施設でいえば、北吉原の運動施設、地域にはこれぐらいしかないのです。学校開放はあります。実際にはその地域の問題もあるかもしれませんが、北吉原の屋外広場だとか、竹浦のテニスコートだとか、森野のスキー場、こういうものはもう閉鎖です。本当にスポーツ都市宣言をして、その団体がきちんとあるならば、そういうものをどうするかというような議論の中で地域の政策を持ってそこで発展させなければ、子供や高齢者がそこで学んだりするというふうにはならないと思うのです。文化もスポーツも宣言をしているのです。そういう議論をきちんと構築して、町としての政策を私は持つべきだと思うのですけれど、いかがですか。

**○議長（山本浩平君）** 安藤教育長。

**○教育長（安藤尚志君）** ただいま大淵議員からご指摘いただきました内容につきましては、そういう宣言が、宣言をしてからの時間的な経過とともに形骸化しているというようなご指摘だと多分思います。先ほど武永生涯学習課長のほうからもお答えしておりますけれども、この4月から教育推進計画というのを教育委員会では出しておりまして、この中に生涯学習、文化、スポーツについての目指すべき方向性というものを示させていただいております。ただ、そのことが具体的な各種政策にどのように反映しているのかについては、今後それを具体的に進めてまいりたいと思いますが、文化、スポーツにしても本当に広く子供たちから高齢者の方々までの幅広い世代の方々のいろいろなニーズがございますので、そういったものを捉えながら、教育委員会ももちろんその主導は取ってまいりますけれども、いろんな諮問団体がございますので、そういった方々にもご相談しな

がら、一層の文化、スポーツの振興に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今回の議会懇談会の中でも多くの意見が出されました。その中でこういうのがありました。白老町の町政も東高西低、東が高くて西が低いのではないかと。というような意見がありました。今回いろいろないきさつの中で運動機械が体育館に500万円ちょっとかけて設置されます。例えば北吉原の体育館、旧竹浦小学校の体育館、ここに1台でも配置して週1回でも指導講習ぐらい開けないのかと。一体スポーツ都市宣言というのは何なのという質問が、これは実際我々議員にありました。やはりこういう考え方をどうやって実現するか、具体的な中身のほうがいいのです。その方向はこういう形でこうやるというようなものがないとだめだと思っております。この見解だけちょっと伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） ただいま機械のお話ございました。これについては3年計画で考えてございますので、この計画に従って町立体育館のほうに補充、充実させていくという方向は一つ捉えながら、確かに町民皆さんの利便性という部分については、今後考えていかなければならないというふうに考えております。またそういった予算的な部分の必要性もございますので、教育委員会だけでということにはならないと思いますけれども、教育委員会を中心としながら町民の皆さんがいろいろな機会の中で、あるいはいろいろな場所の中で、それぞれの健康増進に向けて取り組んでいただける機会の拡充について考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 最後に、まちも教育委員会という意味ですけれども、各種団体もその従来の延長線上で物事を考えたり、実行の考え方や実行の方法では人口減少や少子高齢化に対応できない。スポーツも文化もまちとしての今後の発展方向、町民参加をつくり出すことがまちの活性化につながると思います。若者が集える場所づくりにもなる。そのためには文化のまちとして、スポーツ都市宣言のまちとして、やはり40年もたっているわけですから、新たな方針、政策を確立すべきと、私はやはりここを大きく打ち出して町民に訴えて町民参加を勝ち取るにはそういう打ち出しが必要だと思っております。そのことをお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） ただいまご指摘ございました考え方について、それが具体的に方針とか宣言という形になるかどうかはまた別でございましてけれども、いずれにしても、今、本町が抱えるさまざまな課題を踏まえて、スポーツ、文化の振興のあり方については広く町民の皆さんのご意見も拝聴しながら、本当に将来に向けてのまちづくりの一翼を担うという、そういう意識を持ちながら取り組んでまいりたいと考えております。



○議長（山本浩平君） 以上で、8番、大淵紀夫議員の一般質問を終了いたします。  
引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君） それでは、13番、前田博之議員登壇願います。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。財政運営と財政健全化プランについて質問いたします。ことしの9月ころから財政健全化プランの見直しの審議が行われます。持続可能な行財政運営を進めていくために重要なプランとなります。プランの実効性を高める点からも、町長の考え方が与える影響は大きいと思います。そこで、質問に入ります。

（1）町長の「財政がよくなっている」という認識とその理由及び財政基準の具体的項目と判断について。

（2）平成27年度決算状況について。

①一般・特別・企業会計の収支決算状況と財政調整基金について。

②固定資産税・法人町民税の超過課税額と職員給与削減額を除いた収支決算額について。

③特別会計と企業会計で一般会計からの繰入金を除いた収支決算額について。

（3）平成28年度財政運営の財源（町税・交付税等）見通しと歳出での懸念材料について。

（4）財政健全化プランの進捗状況について。

①健全化対策（歳入・歳出）として掲げた取り組みで、平成26年度から28年度の期間において、計画通り進めなかった事項とその裁量行為の考え方について。

②固定資産税・法人町民税の超過課税分に対する平成25年度から27年度の実調定額と収納額及び28年度予算計上額について。

③職員給与削減の平成25年度から27年度の給与・給料の実質削減率と削減実額及び平成28年度の削減率と額について。

④職員数計画の平成26年度から28年度の計画に対する実績及び職員採用数の実態について。

（5）財政健全化プランの見直しについて。

①見直しの基本方針と課題（歳入・歳出）及び重点施策、事業（継続・新規）の選択と集中及び優先順位の考え方について。

②固定資産税・法人町民税の超過課税の取り扱いについて。

③職員給与削減の継続と削減率の見直しについて。

④町立病院改築に要する総所要額と財源処置について。

⑤民族共生象徴空間整備による「大型バス駐車場」、「ポルト温泉整備・既存施設整備」、「インフラ整備」等の位置づけとそれぞれの事業費及び財源措置についてです。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「財政運営と財政健全化プランについて」のご質問であります。

1 項目めの「『財政がよくなっている』という認識とその理由及び財政基準の具体的項目と判断について」であります。

本町の財政状況は、依然として安心できる状況にはありませんが、この2年間の決算状況、財政調整基金残高、2年以上も前倒しとなる基金繰替運用の解消、さらには、実質公債費比率や将来負担比率の健全化指標等を総合的に判断したとき、本町の財政状況には少なくとも明るい兆しが見えてきているように感じております。

特に、実質公債費比率は、平成28年度決算にも18%未満を実現できる見込みであり、私の着任後の財政状況の推移を考えますと少しずつではありますが、「よくなっている」と実感しているところであります。

2 項目めの「平成27年度決算状況について」であります。

1 点目の各会計の収支決算状況と財政調整基金の状況についてであります。27年度の一般会計の決算状況は、歳入103億1,169万8,000円、歳出98億7,003万9,000円、差し引き4億4,165万8,000円、繰越事業財源を控除した4億2,727万3,000円が決算剰余金となっております。

なお、決算剰余金から財政調整基金に2億7,700万円の積み立てを行った結果、財政調整基金残高は7億800万円となっております。

また、特別・企業会計の主な決算状況につきましては、国民健康保険事業会計が1億1,347万8,000円の赤字となったほかは、病院会計、介護保険事業会計など各会計において黒字決算とすることができたものであります。

2 点目の町税の超過課税額と職員給与削減額を除いた収支決算額についてであります。町税における超過課税分の決算額は、町民税1,606万6,000円、固定資産税2億4,353万9,000円、合計2億5,960万5,000円となっております。

また、職員給与削減による効果額は1億100万円でありますので、超過課税と職員給与の削減額の合計は3億6,060万5,000円、これを決算剰余金から差し引いた収支決算額は6,666万8,000円となっております。

3 点目の特別・企業会計で一般会計からの繰入金を除いた収支決算額についてであります。一般会計からの繰出金を控除した場合の各会計の決算については、病院会計2億5,010万円、国民健康保険事業会計3億9,461万円、後期高齢者医療事業会計8,778万円、公共下水道事業会計5億2,484万9,000円、港湾機能施設整備事業会計2,909万9,000円、墓園造成事業会計201万8,000円、介護保険事業会計2億2,856万4,000円、特別養護老人ホーム会計2,207万5,000円とそれぞれマイナス収支となっております。

しかしながら、各会計に対する繰出金は原則として、一般会計が拠出しなければならない、いわ

ゆるルール分が大半を占めておりますので、各会計の収支不足がすなわち赤字と判断するものではありませんが、少しでも独立した経営ができるよう改善に努めたいと考えております。

3項目目の「平成28年度財政運営の財源見通しと歳出での懸念材料について」であります。

28年度の町税及び交付税の見通しにつきましては、普通交付税は7月の算定を待つこととなりますが、決算剰余金による繰越金約1億5,000万円に加え、町税は償却資産の伸長により、固定資産税を中心に予算額を上回る見込みです。

また、歳出に関しましては、国民健康保険事業会計の1億1,300万円の赤字に対する補填が見込まれていることや、象徴空間の周辺整備に対する取り組み等については、現時点ではその事業規模等が明確ではありませんが、慎重に検討を重ねて実施する必要があると考えております。

4項目目の「財政健全化プランの進捗状況について」であります。

1点目の健全化対策の取り組みで、計画通り進めなかった事項とその裁量行為の考え方についてであります。財政健全化プランでは、本町の財政状況の改善に向けたさまざまな対策を講じておりますが、その中で、例えば職員の採用人数など、やむを得ず計画内容との齟齬を生じた事項があります。

当然、原則としてはプランに則り、早期に財政の健全化を図ることが最大の目標ではありますが、責任ある行政運営を行い、持続的なまちづくりを推進していくために、財政状況を勘案しながら必要な対策として採用の判断に至ったものであります。

2点目の町税の超過課税に係る実調定額と収納額及び予算計上額についてであります。固定資産税の実調定額は25年度から2億9,054万2,000円、2億9,518万円、2億8,892万1,000円、収納額はそれぞれ2億5,199万7,000円、2億5,160万3,000円、2億4,353万9,000円となっております。

また、法人町民税の実調定額は、同様に1,400万7,000円、1,430万7,000円、2,160万5,000円、収納額は1,347万2,000円、1,260万1,000円、1,606万6,000円となっております。

28年度の予算計上額は、両税目を合わせまして、実調定額3億388万4,000円に対し、2億5,584万1,000円を予算額として見込んでいるところであります。

3点目の「職員給与・給料の実質削減率と削減実額」についてであります。25年4月1日より平均約9.5%の給料削減を実施しており、期末・勤勉手当も含めた25年度の実質削減率は7.3%、削減実額は1億800万円、26年度の実質削減率は6.8%、削減実額は9,700万円、27年度は給料削減を平均7.4%に緩和し実質削減率7.1%、削減実額は1億100万円となっております。

28年度についても、平均7.4%の給与削減の実施により、実質削減率7%、削減実額1億円を見込んでおります。

4点目の「職員数計画に対する実績及び職員採用数の実態」についてであります。財政健全化プランにおいて、職員定数管理方針は定年退職については退職者2分の1採用を原則とし、自己都合等による早期退職者、消防士、看護師、保健師等の専門職は全員補充としており、25年度退職

者 20 名に対し 26 年度の採用者数 16 名、26 年度退職者 14 名に対し 27 年度採用者数 13 名、27 年度退職者数 18 名に対し 28 年度採用者数 16 名、3 カ年合計で退職者 52 名採用者 45 名、7 名の減となっております。

財政健全化プランにおける職員数計画では 28 年度の普通会計に属する職員数は 189 名で特別会計を含めた全職員数は 246 名、28 年 4 月 1 日現在の全職員数は 252 名となっております。

5 項目目の「財政健全化プランの見直しについて」であります。

1 点目の見直しの基本方針と課題及び重点施策等の選択と集中及び優先順位の考え方についてありますが、健全化プランの見直しに当たりましては、9 つの重点項目と各対策等の検証、さらには新たな政策課題等について検討を行い、その方向性を定めていくことが肝要であると考えています。さらには、象徴空間や病院改築等の大型事業が予定されていることから、投資的経費が肥大しないよう財政的な制約を設けるとともに、その選択においても広く検討を行うよう努めてまいります。

2 点目の町税の超過課税の取り扱いについてであります。27 年度決算における超過課税分の決算額は 2 億 5,900 万円となっております。

超過課税につきましては、現下の地域経済情勢や人口減少の状況、また今後予定される大型事業や増大する社会保障費等を総合的に勘案した場合、本町のまちづくりを推進し、安定した財政運営を行うためには必要不可欠な財源であると位置づけておりますので、本年度の財政健全化プランの見直しに際しましても継続させていただきたいと考えております。

3 点目の「職員給与削減の継続と削減率の見直し」についてであります。公務員給与は、生活給としてはもちろんであります。職務・職責に応じたものとして支給され、これにより職員の士気を確保するものであります。その給与を削減するという、職員に今まで大きな負担をお願いし、財政健全化を進めてきたものであります。

したがいまして、財政健全化が進む中において、まずは早期に削減率の緩和を検討していきたいと考えております。

4 点目の「町立病院改築に要する総所要額と財源措置」についてであります。28 年秋ごろを目途に策定する「町立病院改築基本計画」において、新病院の場所、建物の建築概要や延床面積等の病院改築の規模、概算改築事業費等の建設計画及び財政計画などをお示しする考えであります。

町立病院改築にかかる概算総事業費といたしましては、病床数が同規模程度の他自治体病院による建築費用等を参考に試算したところでは、約 20 数億円となる見込みであります。

また、財源内訳としては、国庫補助金である国民健康保険調整交付金活用が想定され、全体事業費の約 1 割程度が見込まれ、地方債は公営企業債としての病院事業債及び過疎事業対策債各 50% を見込み、起債対象外となる基本設計費用等を一般財源で補填する考えであります。

5 点目の「民族象徴空間整備によるインフラ整備等の位置づけと事業費及び財源措置について」であります。白老町活性化推進プランの基盤整備推進分野に方向性を示しておりますが、具体的

には本年度の象徴空間市街地活性化調査検討事業によって周辺整備計画を定めていく予定であります。

それぞれの事業費につきましては、整備手法等により現段階では事業費を見込めませんが、「大型バス待機場」は、整備予定地面積でバス 70 台の整備が可能と考えております。「ポロト温泉整備・既存施設整理」は、新設の方針を民設民営としておりますが、新設に伴う泉源や下水道整備の費用積算は調査が必要であり積算できておりません。また、既存施設に係る解体費は約 2,000 万円程度と見込んでおります。

財源措置の考え方についてですが、国への土地の売却益を活用するほか、補助金・交付金等の活用が必要なことから、国や道との協議に基づき、補助金等の認定計画の策定に取り組むことなどによって財源確保を図りインフラ整備を進めてまいります。

**○議長（山本浩平君）** 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

**○13 番（前田博之君）** 私は項目数が多くて具体的に質問通告をしました。少しでも理解しようと思ったのですけれども、的確に答弁されていない事項が多々ありまして非常に残念だと思います。そこで、まず質問していきますけれども、先ほども議論ありましたけれども、決算剰余金についてであります。これは決算剰余金による繰越金 1 億 5,000 万円、これは 28 年度の予算執行の留保財源のみとすると、考えるといっていました。そうすると、この 1 億 5,000 万円ですから、非常に大きな額で今後の財政規律の緩和が心配されるのです。そして答弁でもわかりませんでしたけれども、その国保会計の赤字 1 億 1,000 万円ですね、これは先ほどは財政調整基金に積んで取り崩すといっていますけれども、これを剰余金の 1 億 5,000 万円で処理をして、後年度に負担を先送りをしてしないような財政運営をすべきだと思いますけれども、どのように考えますか。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克巳君）** 今、前田議員がおっしゃったようなやり方ももちろん可能ではあります。ただ、今回私どもで考えたのは、あくまでも今後のまだ年度が始まってまだ 2 カ月しかたっていないので、今後のいろいろな状況もあろうかと思っておりますので、その辺の状況も加味して、まずは留保財源を確保すると。それと国保の部分についてを財政調整基金に積み立てして、その財源を 1 億円確保していると。今後 7 月の交付税算定もございまして、そこでどのような算定結果になるか、これもまだ想像つくものではございませんので、その辺の今後の財政運営を、加味して現状の積み立てを行ったという考えでございまして。

**○議長（山本浩平君）** 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

**○13 番（前田博之君）** 非常にこの財政基準の緩和が心配されるのです。ということは、答弁でも 28 年度では町税も償却資産を上回るといっていますね。そういう部分で非常に弾力的な財政運営を考えていますので、非常に答弁の端々は厳しいという言い方をしていますけれども、ちよっ

と緩みがあるのかとこう思います。

それで、次に財政調整基金であります。基金残高が7億800万円、これは町の財政規模からしますと決して大きな額ではないと私は思います。予想を超える預貯金がふえると、世の習いで身の丈を上回る財政出動に陥るといふ危険性をはらんでいるのです。ぜひ、財政規律を喪失しないでほしいと思います。それで、大黒財政課長は先ほど7億円以上は積み立てしないと、こういう意向を示しましたね。改めて伺いますけれども、それでは財政調整基金の目的と今後の基金管理はどのように考えていますか。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克巳君）** 財政調整基金というのは、いわゆる現在の予算組み以外に予期せぬ災害等、あるいはそれに類するようなものが発生して、急遽その財政出動が必要になったときに、その貯金を、いわゆる財政調整基金、積立金の貯金を取り崩してそれに充てるという、緊急避難的な財源というふうに認識してございます。ですから、それはあくまでも一般財源でありまして、何に特に目的というのは定められているわけではございませんが、あくまでもそこは先ほどもお答えしておりますが、一定限の財源を確保した中でそれをなるべく下回らないような部分で今後の緊急的な財源として確保する必要があるというふうに考えてございます。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

**○13番（前田博之君）** これはどこの家庭も、どこの企業もそうですけれど、今、企業の中では内部留保いろいろいわれていますけど、やはり財政調整基金が多いほど財政の調子がいいと見られるのです。よその町村の例も出してはいたしましたが、その額はどうかということは別にして。そして、これは将来にわたっての持続可能な財政運営を確保する点から、目標額を定めて一定水準以上の積立金を確保していく必要があるのです。先ほどの議論も理解しています。そこで、そのためにも私は基金の積み立てで目標額を設定する必要があると思います。私は前回の3月の議会でもプランでそういうことを言っていますから、そういうことありますかといったけれども、結論出ていませんのでもう1回言いますけれども、その健全な財政運営を行っている先進自治体では、条例とか規則等々によって財源留保の状況を示す財政調整基金充足率というような指標を設けて、財政の健全性を維持しているのです。ぜひ、いろいろこれは額とか使い道の議論がありますから、財政調整基金の適正管理、保全、そして財政規律の維持を図っていくために財政調整基金の財源の留保です。留保状態を示すルー尔的な指針をつくっておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克巳君）** 現在の財政プランの前に、財政改革プログラムというものを策定しております。その中でも独自の指針というようなものをつくるということで記載してございまして、この件につきましては、前回の議会で前田議員のほうからもご質問があったかと思っております。財政の立場といたしましても、実際財政調整基金がどのぐらい必要かという部分については、最低ライン

という部分になるかもしれません。多ければ多いにこしたことはございませんが、そこに積むだけという財政運営というのはやはりまずいとは思っていますが、一定限の確保は必要だというふうに考えておりますし、今後のプランの中におきまして、この適正な額という部分、今おっしゃられました適正管理、保全、維持という部分も含めまして、その辺の目標額という部分はきちんと定めていきたいというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次、決算状況について認識を伺いたいと思います。戸田町長は先ほどの答弁で財政がよくなっている実感をしていまして、そして述べていました。そこで、今答弁ありましたけれども、その超過課税額と職員給与削減額を除いた、前にも質問して答弁いただいているのですけれども、除いた24年度、25年度、26年度の真水分の決算額は赤字だったのです。しかし、27年度は黒字に転換しています。これはいろいろ背景は別にして、短絡的というか、直感的に質問しますが、その真水分で6,600万円の繰り入れになっているのです。それで財政調整基金が今言ったように7億800万円、そして決算剰余金による繰越金が1億5,000万円出ています。この決算額を総体的に見ると、白老町の財政は赤字体質から脱却し、自立したと理解できますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 私が言った言葉で財政がよくなっているという、この言葉だけで捉えられるとちょっとあれなのですけれども、その前後もあって、先ほども答弁したとおり、依然として厳しい状況ではあるのは十分認識しております。赤字体質ということではありますが、単年度、単年度で予算と決算が出ている中で、今言ったように真水分で考えるとまだまだ厳しい状況というのは認識しております。ただ、その予算の確保の中でまちづくり、事業を推進しているということでは体質としては脱却していると感じております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に、健全財政健全化プランの進捗状況を伺います。これは、その健全化プランのあり方を問いかけるという意味で2つほど質問していきます。まず職員数についてです。健全化プランにおける職員数計画に対して今の答弁で6名ふえています。健全化プランの見直しの直前で、これはたがを外したのではないかと疑われても仕方ないと思います。それで、これは新たな財政負担となります。そこで、この後年度負担が続く6名分の人件費はいくらになりますか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） プランに比べての6名多くなっているということでのご質問です。ちょっと前段お話をさせていただきたいのですけれども、25年、26年、27年度という

部分での職員数ですが、実際には実人員として 252 名、それから 253 名というような数字で、この 3 年間は推移してきておりますし、実は 28 年度も 252 名ということで、この 4 年間は大体この推移というふうになっているということはまず前提として押さえていただきたいと思っています。しかし、実施計画ではそれをさらに 28 年度は下げるといふ、そういう計画になっておりましたので実はそこの乖離が生じてきて、今前田議員が質問されています 6 人、計画とは合わなくなっているという状態でございます。ただ、この 6 人が計画と合っていないという部分でいいますと、この理由をご理解もいただきたい部分もありますのでお話をさせていただきたいのですが、やはり今回 28 年度から象徴空間の整備に関する職員の体制強化という部分ですとか、それから子育て支援室ですとか、いろいろその行政課題に対しての部分については職員を配置せざるを得ないといふか、しなければやはり推進していけないということもございましたので、そういうような課題解決に向けての人員配置であるということをご説明させていただいた上で、今のご質問です。確かに新規採用 1 名という部分で言えば、その 1 名にかかる人件費負担というのは年間約 450 万円程度になります。ですから、今後この職員が 10 年後にどうなっているかといいますと、やはり 650 万円ぐらいまで上がっていくということになります。ですから今、前田議員のご質問というのは、そういう職員をふやすことは将来にわたる人件費の増加、それから財政負担となることを考えて計画的に採用していくべきではないのかという、ここが趣旨かと思えます。そのことを考えれば、やはりその趣旨を十分踏まえて対応しなければならないと考えてございますし、先にお答えしたとおり今回の計画との差異というのは、いずれも早急に対応しなければならないという、こういう中で政策課題に対する配置だということをご理解いただきまして、この辺については今後とも十分に考えて対応していきたいと考えてございます。それで今言いましたように 450 万円ですから、それに 6 人分ということになりますし、さらに 10 年後 650 万円ということになれば、その分の 6 人分はふえると、こういう考え方でございますのでよろしく願いいたします。

**○議長（山本浩平君）** 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

**○13 番（前田博之君）** 28 年度財政プランの計画数値が厳しかったという言い方をしますけれど、これは議会とも協議してつくった数字であります。そこで財政健全化プランの取り組みと整合性を図りながら適正な定員管理で行うと、こういうことで第 2 次白老町定員管理計画が策定されているはずなのです。多分、お手元にあると思います。それで、この定員管理に基づいての総枠管理に取り組み、健全化プランの計画目標を達成することにしているはずなのです。そうすると今の答弁は別として、その定員管理計画と財政健全化プランの整合性はこれほどのようになっているのですか。

**○議長（山本浩平君）** 岡村総務課長。

**○総務課長（岡村幸男君）** ご指摘のとおりでございます。第 2 次の町職員の定員管理計画というのを策定してございまして、それは一度 23 年 2 月に改定をございまして、実はこれは 28



年までの計画で定員管理計画というのをつくってございます。今年度中にこれは見直しをかけなければならないという状況にございまして、今進めている、これから見直しのかかる財政健全化プランとは、そこは十分整合性を取ったものにしなければならないというのが第1点でございます。それと、ではこれまでのプランにその定員管理計画はどうだったのかということでございます。実は定員管理計画自体の見直しは行わないで、プランにおけるやはり人件費の対応策をどうすべきかということがあって、かなり厳しい状況の中でこの職員数の見直しというのは入れてございますが、この基本的な考え方は、いわゆるその当時の24年の見直しのときの人口割りで職員数を出しておりまして、それをもとに最終的にどういう数字をもっていくかということ計画したというのが内容でございまして、それも実は普通会計を中心にした定員管理の内容を掲載してございますが、いずれにしてもやはり町職員全体を通して、特別会計も含め、全体を通してやはり定員の管理を進めていかなければならないという考え方に現在たっございまして、そういう方向の中で見直しを進めていきたいと考えてございまして、それは今回の財政健全化プランの中でも同じ考え方で財政のほうとは調整、協議をした上でその数字を盛り込んでいきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 定員管理については後でまた質問します。それで、次に健全化対策で計画どおりに進めなかった事項についてです。これについて答弁がありませんでしたけれども、町長が公約にしていた町民活動サポートセンターの設置についてであります。町民活動サポートセンターについては、財政健全化プランの事務事業の整理合理化で見直すことになっています。これはどのような見直しになっていて、削減対策額はいくらになりましたか。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 1時53分

---

再 開 午 後 2時05分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町側の答弁を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 大変申しわけございません。ただいまご質問のありました、プランの中の町民まちづくり活動センター事業の整理合理化ということで、見直し内容、町内会連合会の移管ということで、効果額は193万9,000円ということで見込んでいたものでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 答弁のとおりです。その答弁であったのですが、しかし戸田町長は財政健全化プランで取り決められた内容を180度転換させて、2期目の公約にしていますね。

今答弁もらいましたけども、これはきちんと 26 年度に議会に報告されているのです。そして移管する、対策額 193 万 9,000 円削減しましたとなっていました。しかし削減するどころか統合してしまって、サポートセンター長の人件費は新たに 28 年度に予算計上されているのです。町長みずからが財政健全化プランで決めたことを、なぜみずからの公約で反することにしたのか、その経緯と理由をお聞かせください。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 町連合主体として地域のコミュニティ活動を見たときに、近年の大きな課題として人口減少、少子高齢化という問題を抱えた地域の活動が低迷してきているという実態を受けて、そのプランに載っていた統合というもので賄いきれなくなったというような状況から、町内会連合会とサポートセンターというものを独立して、その地域コミュニティに対応していこうということで設置したものであります。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 今、私は公約に対して質問をしていました。高橋地域振興課長から答弁ありましたけども、町長の公約は高橋地域振興課長がつくったことなのですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 確かにプランと私の公約は整合性が取れないということで、今改めてプランの中で反省をしているところではありますが、今高橋地域振興課長が答えたとおりで、町連合も含めた声を聞きながら公約とまちづくり活動センター、町内会連合会の意向を踏まえて進めたということでございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 私、これから健全化プラン見直しされますから、健全化プランというものは何かということをお問うためにもこれを質問しているのです。十分な決意が必要だと思います。そこで次に、健全化プランの見直しに入りますけれども、超過課税についてでありますけれども、21 年から 28 年までの 8 年間、調定額と収入済額の総額はいくらになっていますか。

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 超過課税についてお答えいたします。調定額につきましては、平成 21 年度から平成 28 年分につきましては予算額で計算しておりますので実額とは違っておりますが、合計で 24 億 8,086 万 1,000 円が調定額でございます。超過課税につきましてはもう一度ご説明させていただきます。調定額につきましては固定資産税、法人町民税合わせまして、平成 21 年度から 28 年度、28 年度分につきましては予算額でございますので確定額ではございませんが、累計いたしますと調定額で 24 億 8,086 万 1,000 円、収入済額で申し上げますと同じく 28 年度分につきましてはまだ確定しておりませんが、予算額で計算いたしますと 22 億 875 万 7,000 円でございます。

す。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

**○13番（前田博之君）** 8年間で22億8,000万円です、戸田町長、町民に求めているのは大きな額です。戸田町長は超過課税を継続するという考えでありましたけども、決算状況を踏まえて聞いていますけども、その27年度決算で超過課税と職員給与削減額の合計額が3億6,000万円になっているのですね。そして27年度の決算剰余金は4億2,700万円です。2つの今あった3億6,000万円の負担額を上回った黒字決算額になっているのです。そして先ほど戸田町長は財政は自立したと、こう答弁されました。そうすると、単年度だけで見ると財政再建を果たしたとみなしております。戸田町長も自立したと言いました。そうすると、町民から税の軽減を求める声が高まってくることも考えなければいけませんね。大幅な黒字決算となったことから、健全化プランの見直しで超過課税を32年度までに傾斜的に率を下げたことによって、プラン達成時の翌年度から超過課税を元に戻すということは考えていますか。

**○議長（山本浩平君）** 古俣副町長。

**○副町長（古俣博之君）** この超過課税については、以前に町が財政再建団体になるという、その回避を図るために導入したいきさつがあります。その町民負担の考えをもちまして何とか回避はできましたけれども、なかなかこれまでの公債費、借金の部分の残高が非常に類似団体から見たら、うちのまちの借金の抱え方というのは非常に大きな率として持っております。そういうことからなかなか実質的な部分での、この財政の厳しさというところは解消されないままに今に至っているのが現状であります。そういう中で、今後さまざまな町が抱える事業等を含め、そして今後高齢者がふえること、それから子育て支援も含め、また、町の業者の人たちの生活の安定化のためにも、やはりこの超過課税については、完全な形でゼロに戻すということは難しい部分があるのではないかと考えております。したがって、今後大変申しわけない部分も含めながらも、しっかりと町としての財政づくりをしながら、そして町民の皆さんに先ほど上げたような生活の安定化を目指すような、そういう事業展開をしていくことをしっかりとご理解をいただく中で、その超過課税の問題については今後も継続をしていきたいというふうに考えております。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克巳君）** ただいま古俣副町長のほうからご答弁申し上げましたことにちょっとつけ加えまして説明をさせていただきたいと思いますが、実際財政の面から考えますと、現在、一般会計ですけれども歳入の総額というのは約100億円ということで、これというのは過去15年、平成12年からほぼずっと100億円前後できているという状況がございます。ただ人口につきましても、平成12年には2万2,000人おりました。現在1万8,000人ちょっとという中で、人口が減っているにもかかわらず財政規模が一緒ということは、基本的にはサービスをなかなか落とさないできているというような状況になってございます。そういった中におきまして、歳入総額は100

億円ということでございますが、逆にそのうち、ではその歳入、一般財源、いわゆる税とか交付税ですね、こういったものがいくらあるのかというと、平成 19 年で 100 億円のうちの約 60 億円、ここがかなり落ち込んで 60 億円ということなのです。当時、平成 12 年のときは 70 億円あったのです。約 6 年、7 年で 10 億円落ちているというような状況になって、19 年非常に厳しいということで超過課税を 21 年度から導入させていただいたという経緯がございます。それでもう一つ、町税の推移を見ますと、21 年導入する前の平成 20 年の町税の決算額というのが約 24 億円ありました。しかし 26 年決算では、これは超過課税導入した金額です。導入してなおかつ 23 億 3,000 万円ということで、当時導入するときよりも、現在導入しても下がっているという状況があります。今後、先ほど古俣副町長が申しました安定したサービスを提供していくという部分におきましては、やはり必要不可欠な財源であると言わざるを得ないというようなことで、今回戸田町長の答弁にもありましており、これは継続させていただきたいということでございます。

**○議長（山本浩平君）** 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

**○13 番（前田博之君）** 大黒財政課長の答弁からいけば自立していないということですね。税がまだ町民の負担増をあてにしなければ財政はできないということです。それで、それは非常に大事なことです。財政健全化プランの見直しのときにまた議論させていただきます。方向性だけ聞いておきます。

それで次に、給与削減についてであります。給与の場合は平成 20 年から始まっていますけれども、きょうまで 9 年間の給与削減の総額はいくらになっていますか。

**○議長（山本浩平君）** 岡村総務課長。

**○総務課長（岡村幸男君）** 平成 20 年からということで出しておまして、平成 27 年度までの 8 年間ということでございますが、ここでいきますと総額で 8 億 2,588 万円ほど、職員 1 人当たり直しますと約 313 万円ほどが削減しているということでありまして、28 年度の予算ベースも含め見込みも入れますと、総体では 9 億 2,766 万円ほどの見込みになるということです。それで 28 年度やれば 1 人当たり 351 万円ほどの負担をしてもらっているという状況になっております。

**○議長（山本浩平君）** 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

**○13 番（前田博之君）** 9 年間で 9 億 2,700 万円です。これだけ職員が努力しているということです。それで、私のほうからすると、町の職員は厳しい労働環境の中で私はよく頑張ってくれていると思っています。長期にわたる給与の減額措置の継続は、職員の日々の生活への負担をはじめ、将来の生活設計に対する不安感が私はもう募っているのかと思っています。

そして財政健全化プランでは、給与削減を継続することになっています。先ほども話がありました。しかし削減措置の期間は単年度ごとになっていますね。今、永続的になってきています。そこで伺いますけれども、職員は労働基本権が制約されているのです。そういう中でこういう 9 年間、9

億 2,700 万円削減しています。そういう中で、これまでの間の職員に対する思いと職員組合とこれまでどのような交渉をしてきたのか、その辺を理事者に伺います。

**○議長（山本浩平君）** 古侯副町長。

**○副町長（古侯博之君）** 今、大黒財政課長からありましたように、この9年間の中で毎年約1億円ぐらいの給与削減の積み込みが、この9年間の職員の努力があったということを非常に重く感じております。前にも大淵議員のときにもお話ししましたが、19年のときに財政健全化プログラムをつくり、財政再建のためという中で職員の給与削減をはじめてきたわけでございます。そういう中で、本当に財政を再建しなければならないという、その思いを職員が一体となって背負ってきた、そのところのことは非常に重く受けとめております。そういうことから、組合とも今言ったことを踏まえながら協議を進めてきておりますし、今後組合ともさらに協議を進める中で、この給与の削減の緩和、ないしはさらに進めて削減の廃止等も含めて検討していかなければならないというふうに考えております。ただ、そこには先ほどから出ております町民とのかかわりがどうしても外されない問題としてあることも重々承知しておりますので、その中で職員がやはり町民に対しての信頼度を高く保てるような、そういう意識改革、それから事業能力をやはりつけていかなければ、その理解は得れないものというふうに考えております。そういう中でしっかりと職員とも向き合っていきたいと考えております。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

**○13番（前田博之君）** 財政再建のために職員はこれだけの負担をしています。しかし、片や職員給与削減について財政再建中であるので給与カットは当然との声とか、総体的に安定した給与条件や公務に対しても町民の目からは非常に厳しい見方がされています。声も入っていると思います。一方で職員の意識の低下や優秀な人材の育成確保といった点が懸念もされています。そこで給与削減を緩和、復元させるかどうかは町民の理解にあります。結局のところ、町長の町民に対する説明責任にゆだねられているのです。そして今、戸田町長、古侯副町長からも健全化が進む中において早期に緩和を検討したいとこう答弁されていますけれども、若干古侯副町長も触れていましたけれども、私は給与削減の見直しのための前提条件とした、まず町民負担の軽減、職員数の適正管理、活力あるまちづくりの財源確保、そして1日でも早い財政再建を果たすことにあります。改めてまた今度は戸田町長に伺いますけれども、戸田町長が職員給与を緩和しようとしたときに町長、職員、行政が町民の理解を得るために取り組まなければならないことはありますか。

**○議長（山本浩平君）** 戸田町長。

**○町長（戸田安彦君）** 財政健全化プランの中の一つの重点課題として職員の給料があるわけですから、職員の給料の削減と財政だけを見ると、やはり町民の目からすると先ほど言ったように厳しい声があるというのは十分認識しておりますが、この中の9項目も合わせて象徴空間の課題もございます。そのほか全体を見直すということでもありますので、それだけについて町民に説

明するということではなくて、全体として説明をさせていただきたいというふうに考えておりますし、給料の削減率を緩和するとかというときは、やはりそれをもって予算の確保、財政の確保はきちんとしなければならないと考えておまして、財政の健全化は先ほどの大淵議員の質問から続くのですが、うちはやはり起債、借金が多くてその借金を返済するというのが大きな要因でありますので、財政健全化を早期にするということは借金を返すということがやはり重要なことと考えると、今給料削減、超過課税率も合わせてそのままやっていったほうが早く進むのです。ただ、それだともちづくり全般的にプラスにはならないということで、やはりバランスも考えながら財政健全化プランを進めていくということを考えますと、給料の削減もそうですし、超過税率もそうですし、この健全化プランの見直しのときにきちんと町民には説明していきたいというふうに考えています。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

**○13番（前田博之君）** 私は財政再建の見直しとかプランの数字的な見合いから給与削減云々と言っているのではないのです。それで、今言ったように町長、職員、行政、町民の信頼を得るために何をしなければいけないかということがあると思います。私これからあまり言いませんが、前段の同僚議員もやはり政策形成能力とか、それも非常に欠けているのではないかとされているのです。町民も非常に多いのですけれども、そういう部分から見て、理事者として、もし職員の給与を緩和するときに、これだけはやはり先にやらしてもらわないとだめだし、これだけはやらなければいけないと、まちのために。そういうものはありませんか。

**○議長（山本浩平君）** 古侯副町長。

**○副町長（古侯博之君）** 給与削減の今のところの緩和というところを、どういうふうな観点から見ていくかというところで、町民目線というのが一つあります。それと同時に、その削減をされているというか、している職員がどういうふうな思いを持っているかというところもしっかり捉えなければならないことだと思います。そういう中であって、一つはやはり今プランを実行しているときですから、前にも前田議員にもご答弁申し上げたようにやはり身の丈にあった財政運営をしっかりとしていかなければならないと、そここのところの足場はしっかり持つべきところだと一つは思います。それから、内部的においては、やはり本当に町民サービスに向けての信頼度をどういうふうにしてこの役場全体から醸し出すかというところが非常に大きな意味があることだと思っております。職員のほうにも常々戸田町長から申し上げているところは、やはり私たちは信頼を売りにして、それを糧にして、みずからの生きる糧の給料をもらおうと、そういうふうな成り立ちの中でやっている意識改革を十分進めていかなければならないと思っています。と同時に、やはり職員としての能力形成ですね、そこのためにはやはり研修も含め、それから日々の業務のあり方についての見直しを、組織的にしっかりと先輩職員とのかかわりを持ちながら、みずからが形成していく、そういうことをやはり進めていかなければ、先ほど言った町民への信頼はつくられていかないと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に、象徴空間についてであります。この整備等については午前中、同僚議員からも厳しい質問がありました。私はもっともだと思っています。遅いぐらいだと思っています。私も考えていますし、議会の中の何人からこういう声があるということのためにも、重複する部分もあるかわかりませんが、質問をさせていただきます。まず、るる事業をたくさんあげました。この活性化プランでもいろんな行動指針といいながら、これもやりたい、あれもやりたいと、こういっていますけれども、今しなければいけないことは、町長として施策事業の方向性と優先順位を決定しなければいけないのです。皆さん待っているのです。言っては悪いけれども職員も。そこで、るるこういうことをやりたい、ああやりたいと事業も出せませんでしたけれども、私が聞くのは、ここよく聞いておいてくださいよ、平成32年度までに必ず完成させなければならぬ周辺区域の事業の優先順位と年度別事業、そして事業費はどのようになっていますか。32年度までに、博物館が開館するまでに町がしなければならないことがありますね。そういう意味です。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 町といたしましては、その32年度までにしなければならない事業といたしまして、まず国が整備に入る象徴空間エリアのことで、国が整備に入れるような状況にするということ。それから先ほども申しましたように、完成したときに周辺の道路の環境で障害が出るものを少なくとも完成させなければならぬと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 2つほどでしたけども、4月に町長を先頭に町内の関係団体と象徴空間の整備にかかる要望活動をしてきましたね。町長は覚えているかどうかわかりません。私はしかと耳にしたのですけれども、その複数の省庁の中でこういうふうに言っているのです。白老町で何をやりたいのかを早く上げてほしいと、こういう声がありました。やはり一日でも早く行動すべきなのです。なぜかといったら、詳しく言えませんがわかりますね。補助金と見合いとかいろいろあるのです。国も32年を後にして町がどういう形でやりたいか見えないとできないのです。そういうことで、これは間違いないですね。そういうことで今答弁されましたけれど、そのとおりなのです。そして、議会で説明されていましてね。象徴空間中核区域周辺の配置図ありましたね。あれから見たらはっきりしているのです。大型バスの駐車場、温泉施設、ポルト公園線等の周辺道路の整備、そして博物館建設用地の支障物件の除去、これを計画的にしなければいけないのです。急務としてすぐに。そこで今の答弁を聞いていると、何もなし。そこで、早急に工程をプログラムしなければ進まないと思いますけども、32年度逆算したら、この工程とプログラムはいつまでにつくろうとしていますか。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** ただいまの絶対にしなければならないものを含めて、今回の予算化しております中心市街地の調査検討事業の中で、秋までにその工程表をつくっていかうと考えております。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

**○13番（前田博之君）** ぜひ、秋までに約束してください。

それでは具体的にポロト温泉整備についてであります。アイヌ施策推進会議の作業部会で、ポロト温泉について公共団体、民間に協力いただきたい事項にポロト温泉の移設、再構築について言及しているのです。その内容は承知していますか。

**○議長（山本浩平君）** 遠藤地域振興課アイヌ施策推進室長。

**○地域振興課アイヌ施策推進室長（遠藤通昭君）** ただいまご質問のありました件についてでございますけれども、国のほうでは象徴空間整備を具現化するために各種会議を開催しております。その中の政策推進作業部会の報告書になりますけれども、ポロト温泉の移設、再構築をする場合にあってですけれども、再構築する場合につきましては、施設規模や外観等については周辺環境との調和に配慮するということ。そして温泉利用者、象徴空間来場者の利便性の観点から、新たな温泉施設は宿泊機能や飲食、物販機能を備えた多目的施設として整備されることが望ましいとされているところでございます。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

**○13番（前田博之君）** この部分だけでいけば非常にハードルは高いです。そのとおりにはないと思いますけれども。そこで、町の温泉施設整備の方針は民設民営ですね。このことは企業誘致になると思います。当然 32年の営業を逆算すると時間は限られます。民設民営のための事業者選定のタイムリミットと誘致活動をしているとしたら水面下での感触はいかがですか。

**○議長（山本浩平君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** 今お話にありましたように水面下云々というのはちょっとあれなのですけれども、現在そういうふうには民設民営という方向性を出しましたので、これから町として売るための準備もあるのです。当然、町有地にしてからですけれども、その泉源の湯量の問題ですとか、中に下水管が走っているとか、そういうようなものの整備をまずして、そのことで湯量がいくら、面積がいくらということで具体的に話を進めていきたいと思いますが、今の状況でまず民間の意向の状況といいますか、そういうものは正規な対応とか窓口とかというのは設けておりませんが、そういうような意向があるところとお話を聞いていかうという状況でありまして、先に言いました前段の準備をして、町としての条件設定ができましたら、いわゆる公募といいますか、そういうような形で民間を募りたいと考えております。できれば年度内にそういうことを整理したいと考えております。



○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ぜひ成功していただきたいと思います。それを前提にして次の質問ですけれども、民間事業者は採算があわないとちゅうちょしますね。これははっきりしています。よって、民設民営がだめになったときの手立てを並行して進めないと計画期間内での温泉施設整備は非常に厳しいと思います、財源も含めて。着工時までには温泉の方向性、土地、建物の規模等を検討すると先般の説明ではなっていますね。そこで仮の質問に答えないというかもわからないけれども、これはきちんと頭に入れておかなければいけないと思いますので聞きますけれども、民設民営が頓挫した場合、町長の政治判断で町がみずからポロト温泉を建設してリニューアルオープンすることになりますか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 高橋地域振興課長が答弁したとおり、まずは民設民営というのは第一に進んでいくと、これは基本になるわけですが、万が一そういうところがなかったときに副案といましようか、まちがどう考えるかという視点でのご質問ということでお答え申し上げますが、まだ状況的にはそうなった場合では公設民営なのか、公設公営なのかという、そういう選択も出てくることになろうかとは思いますが。ただ、今ある温泉があつと何年、どれだけの量があつて使っていくか、また維持していく上でも、どのぐらいの費用が必要とするか、そういった視点も単に今ある状況だけをすり返るだけではなくて、今後の10年、20年後見据えた中でやはりそこは考えなければいけないと思います。なかなかまちが全てをもって公設の温泉をやっていくという部分にはいろいろリスク、負担がかかってくるということもありますし、民間活力、白老のポロト温泉のみならずまち全体にある民間温泉、旅館、ホテル、そういったところのことも考えて判断しなければならないというふうに捉えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 答弁が段々また曖昧になってきましたね。先ほど高橋地域振興課長は、年度中に民営する事業者の選定を公募するといっているのです。そうですね。そうすればだめな手立てを考えなければいけないと思います。民営を公募するということはいつまでオープンしますとなりますね。町民は期待します。だけど応募がなかった、だけど採算が合わなかったからやめます、ではどうするか。当然、財政健全化プランというのは計画を盛り込んでいない政策はできないですね。そうすると聞きますけれども、町がポロト温泉を整備する場合は、今答弁ありました温泉本体施設、既存の施設の解体、そして泉源のポンプの更新ありますね。これらの総事業費として財源は健全化プランに載せて担保しなければいけないのです。もし、公設公営となるとなれば。そうですね。ことしのうちに公募するといっているのですから。時系列的にいつまでそうしなければいけないのです。そうすると、ポロト土地の売却益を見込むとしても、その額を健全化プランに計上しなければ

ばいけないのです。予算は相対主義ですから。そして、そうすると温泉施設整備について、次回この見直しする財政健全化プランでの取り扱いはどうなりますか。

**○議長（山本浩平君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 一つ前のご質問のときに前もって私答弁申し上げましたけども、まず基本は民設民営は大原則ですということをお答えしました。その上で年度内にここということで進めていくわけですが、結果としてそれで進めばそれでいいと思うのです。では今前田議員が仮にどうか、もしもの場合そういうところがなかったときにどうするのだと、その部分をプランに、では公設公営、公設民営にしてもプランにその財源が必要ではないかという視点でのご質問と思いましたが、先ほどそうなるにしてもいろんな部分での調査が必要ですし、それから温泉もそうなれば宿泊ではなくて本当に今、町民の方々が喜んで利用している、そういった本当に日帰りだけの小さな浴槽でということもいろんな手立てが考えられると思うのです。ですから、今こういうふうにやりますということは今日の段階では申し上げられませんが、仮にということになれば、その部分はまた次のきちんとその財政規律の中でそのことが実行できるかどうか、そのこともきちんと議会と議論した上で次につなげていくことになろうかと思えます。現段階は基本は民設民営です。そうならなかったときにどうすることは、また議会ともきちんとその辺は議論させていただきたいという考えであります。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

**○13番（前田博之君）** それ以上議論しませんけれども、そうなったときに財源は健全化プランで32年度まではコンクリート化されていますね。入ってくる余地はないと思います。新たな財源を生んでやりたいというような形になるかどうかわかりませんが、今の答弁以上議論しては始まりませんので、そういうふうを考えていきます。それで、今いった土地の売却です。ポロトの土地の売却代金の取り扱いは財政健全化プランの見直しでも重要なポイントになると思います。29年度中に国へ用地を売却する予定になっていますね。これは議会でのこれまでの答弁を参酌すると、おおむね6億円前後が見込まれます。当然、土地に係る支障物件の除去、元用地の取得経費等々、そのほかにありますね。仮にポロトが新設しなくてもポロトの解体とか、泉源とか、そういうことをしなければならぬ。そういうものを含んだらいくらぐらい今の時点でかかるのか。そしてそれらを除いたら、その売却益をどれぐらい見込んでいるのか。そして残りますから残ったものはどう使おうと、今内部で議論して、これでもうある程度、29年見えているのですから整理されていると思いますけども、そこを具体的に答弁願います。

**○議長（山本浩平君）** 暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 2時45分

---

再 開 午 後 2時47分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今ご質問にございました詳細には至らないかもしれませんが、公社とか、除去に使った後に残る額としましては2億7,000万円程度と積算はしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 2億7,000万円ぐらいですね、わかりました。具体的な内容はまた議論されると思いますけども、そこで次に財源対策です。政策目標の達成、実効性を高めるためには財源確保の裏づけ当然必要であります。これまでも議論しています。それで財政健全化プランによって政策事業、投資的経費に充てる財源を一般財源1億5,000万円以内、地方債の借入れを3億円以内と枠配分して現在は縛りをかけています。見直しされる財政健全化プランでの一般財源と地方債発行額の枠配分はどのように考えられますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 今回、見直す中におきましてのこの起債の総枠、それから一般財源の限度額という部分についてはきちんと盛り込みたいというふうに考えてございますが、ただ、この金額については現段階ではまだ具体的に収支見通しも出しておりませんので、そこをいくらするかという部分についてはまだ金額的にはお示しできません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 1点だけ確認しておきますけども、先ほど副町長は超過課税は完全な形でゼロに戻すことは困難だと言っていましたね。当然、超過課税を含む額になりますけども、そういう部分も含んでいると解釈していいですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） プランの中におきましては、現行の超過課税でお願いしたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 現プランでのその財源枠は堅持すると今言いませんで次回考えたいということですけども、仮に堅持したとしても今まで議論して大型事業はすごいですね。当然、重要政策を展開するためには、さらなる財源を見出さなければなりません。一つしてはポロトの売却代金が2億7,000万円入ってきました。しかし、これも用途が決められると思います。そこでその財源的な裏づけとして考えられることを、27年度の決算状況を勘案して、踏まえて端的に申しあげます。超過課税を恒久的に継続する考えと、こうしています。そうすると、今ある1億5,000

万円は別にして、懸案政策を実現するために超過課税の用途を決めるのです。ということは、超過課税の半分相当額を特定目的財源化して縛りをかけると。例えば 27 年度の超過課税額は約 2 億 6,000 万円ですから、この半分の 1 億 3,000 万円を政策実現の原資にするという考えです。今、現行の 1 億 5,000 万円は別途ですから、これは別な形で財源を留保していますから。それで、この毎年度の超過課税額の今言ったように半分をコンクリート化して、インフラ整備、産業振興策、象徴空間関連整備等の事業投資資金に限定して、まちの活性化に見える形にして町民に還元するのです。そうすると町民も税の負担分、継続されるといっても理解は示していただけだと思います。新たな超過課税額の用途を限定して、投資的経費に充てるという考えにはなりませんか。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克巳君）** 今の前田議員のご意見でございますけど、内容的には私も賛成といえますか、そのような考えを持っております。ただ、前提としまして超過課税、これはあくまでも町税でございますので土地計画税と違って目的税ではございません。というので色がついていないということからすれば、その超過課税分を何がしかの特定の事業に充てるということにはなかなかならないのかというふうに考えます。ただし、その超過課税分、例えば 2 億円の超過課税があるとしたらその部分を何らかの事業投資基金と今申しておりましたが、そのようないわゆる積立金、何らかの財政調整基金ではない特定目的基金に積んでいくということについては、今回のプランの見直しの一つの大きな方針として、もちろん起債残高を早期に解消するということと、もう一つやはり積立金を積んでいって今後の財政基盤を強固なものにするという部分も必要だと思っておりますし、その部分が何らかのその特定目的基金に積まれて、それがその基金をもとに町民に少しずつでも還元していくという部分については、今回の見直しの中では当課としましてもやっていきたいというふうには考えてございます。

**○議長（山本浩平君）** 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

**○13 番（前田博之君）** 私は法定目的でという言い方ではなくて、そういう意味で政策判断をして、そういう財源を確保して、今まちづくりを行ったらどうかと。財政を抑制することは大事です。ただ、それを踏まえて一定の財源を確保していかにはまちの活性化を図るということも、これは我々の務めですから、そういう部分を含めて、そのばらまくのではなくて、経常費もそういうのではなくて、一定の分も経費をとって経常費的なものはやはり削減すると、そういうことでやりませんかということですので、その趣旨を踏まえて、今答弁ありましたので十分に考えてください。それで、町民に増税の負担を求めている以上、むだな支出を劇的に切り詰めることです。劇的です。そこで、当初から膨大な赤字を垂れ流しているバイオマス燃料化施設の稼働を早急に休止することです。これまでのいろいろな議論はさておいて、それは議論しません。そこで休止して生まれた経費、約 6,000 万円を投資的経費の財源にこれは確保するのです。そして病院の改築事業や子育て教育振興事業に充てるのです。これによって 6,000 万円の一般財源というか、投資財源が

できるのです。これは即実行するのみです。国に補助金云々というけども、そういう計算は別にします。もし私は政治力で休止すべきだと思っていますから、そういうことで即実行するのみですけれども、いかがでしょうか。

**○議長（山本浩平君）** 古俣副町長。

**○副町長（古俣博之君）** 今、前田議員から提案された、そのことについては非常に使い方としては欲しいところは十分ありますけども、なかなかバイオマス燃料化施設の問題については、これはまた後ほど議論しなくてはならないところがあるだろうと思いますけれども、やはり国との関係を含めて、このバイオマス燃料化施設のあり方については、健全化プランの中でもどういふふうな進め方をすべきなのか、そのあたりで再度またこちらの考え方も含めてお出しした中で議論をさせていただきたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

**○13番（前田博之君）** これは財政関係、最後に質問します。それで午前中の同僚議員、今の私これまで議論してきました。端的に物を言わせてもらいますけれども、戸田町長、副町長、もう机上プランの仕事を脱却しませんか。何事を決めるのにも時間がかかり過ぎませんか。今、議論してきましたけれども、具体的なイメージが出てきません。そういうことで、失礼な言い方かも知れませんが、今はやはり理事者のリーダーシップを非常に求められているのです。そういうことで、これまで議論してきましたけれど、政策の展開や方向性が曖昧模糊たる状況を感じ得ません。そこで、町として象徴空間の整備期間はおおむね平成32年ですね、町立病院改築も32年、ポルト温泉の建築は30年です、公設民営とした場合です。そして財政健全化計画プランの計画期間は32年度までです。大型事業が重複しているのです。全てできません。優先順位を決めて集中的に財源を振りむけていかなければいけないと思いますけれども、まちの課題に的確に対応した政策形成を行う能力を高めて、方向性を定めて、財源的な裏づけを図って、集中的に資金投資しなければまちづくり政策は前に進みません。病院しかりです。町民が元気づき、まちが活気づく、持続可能な行政運営ができる実効性のある財政健全化プランをつくらなければなりませんけれども、その判断を求めて私の質問を終わります。

**○議長（山本浩平君）** 古俣副町長。

**○副町長（古俣博之君）** ただいまこの政策づくりといいますか、まちづくりにかかわってのご心配も含め、ご提案をいただきました。確かに我々、町長を含めて、私も副町長のリーダー性が非常に問われるこの32年といいますか、それまでの本当に身近な時間体であるというふうなことは強く意識しております。そういう中で、どのような政策づくりをし、そこにどのような財源裏づけをはりつけていくかという、そういうことの中での実効性を確かなものにしていくためには、やはり日々の政策づくりをしっかりと進めていかなければならないと思っています。そのために行政会議のあり方についても、今年度から新たな、大淵議員のところのご答弁にもさせていただきました

けれども、新たなその行政会議のつくり方も今進めております。そういう中でその実効性、そして迅速性をしっかりと持ったまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、いろいろな部分でご理解と、それからご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午 後 3 時 0 2 分

---

再 開 午 後 3 時 1 0 分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

では、二つ目の質問をお願いいたします。

13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 小中一貫教育について質問します。

（1）小中一貫教育・小中一貫型「連結」教育の定義について。

（2）全国・全道の小中一貫教育の取り組みと導入（設置）状況について。

（3）白老町の小中一貫教育の展開について。

①意義と必要性について。

②計画の位置づけについて。

③制度設計と基本的な方向性について。

④導入時期と導入までのタイムスケジュールについて。

（4）小学低学年からの英語教育の導入時期・取り組み内容・カリキュラム等と小中一貫との位置づけについてであります。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 小中一貫教育についてであります。

1 項目めの「小中一貫教育・小中一貫型「連結」教育の定義」についてであります。

小中一貫教育は、「小中連携教育を発展させ、目指す子供像を共有し、9年間の系統的な教育を目指す教育」のことであります。

また、小中一貫教育を実現するために、義務教育9年間を一つの学校で行う新しい学校『義務教育学校』と従前の機能を有したまま小学校と中学校が連携して教育活動を行う小中一貫型学校の2つのタイプがあります。

ご質問にある「小中連結教育」は、小中連携教育をより強化し、発展的に取り組んでいくことを目指し、本町独自で用いている言葉でございます。

2 項目めの「全国・全道の小中一貫教育の取り組みと導入（設置）状況」についてであります。

文部科学省の調査によりますと、平成28年度小中一貫教育を実施しているのは、全国で239校

であります。

そのうち義務教育学校として実施している学校が 22 校、道内では斜里町、中標津町の 2 校であります。また、小中一貫型学校として一貫教育を実施している学校は全国の公立学校で 346 校、道内での実践校はありません。

3 項目めの「白老町の小中一貫教育の展開」についてであります。

1 点目の「意義と必要性」についてであります。1 つ目は、本町の課題でもある中学校進学時の不登校等の増加など、いわゆる中 1 ギャップを克服するため、生徒指導のほかに教育内容や指導方法の連携を充実させ、小学校から中学校への滑らかな接続を図ってまいります。2 つ目は、児童生徒に確かな学力を育むため、今後、小中学校の教員が連携し、専門的な指導の充実や児童生徒の学習に対してきめ細やかな指導を行ってまいります。

3 つ目は、義務教育 9 年間を通じた豊かな学びを創造するため、児童生徒が減少する中、小学校、中学校の垣根を越えて、地域との連携を一層充実させながら、ふるさと白老に愛着と誇りを持つ児童生徒を育ててまいります。

2 点目の「計画の位置づけ」についてであります。白老町教育推進基金計画の重点施策の確かな学力の育成の取り組みの一つとして、「義務教育 9 年間の学びを保障する小中連結の強化」を実施してまいります。

小中一貫教育については、白老小学校、白老中学校において今年度より取り組んでまいります。

3 点目の「制度設計と基本的な方向性」についてであります。本町においては、小学校、中学校がそれぞれ独立した学校としての機能を有しながら、教育方針、教育内容について連続性、系統性を確保した教育活動を行ってまいります。

4 点目の「導入時期と導入までのタイムスケジュール」についてであります。白老小学校、白老中学校において、今年度、両校のプロジェクトチームによる、ふるさと学習や道徳教育などのカリキュラムの連携や生徒指導の連携を進めてまいります。また、学校運営の連携を深めるために学校経営方針や学校評価のあり方についても調整してまいります。29 年度からは、地域の意見を取り入れながら目指す子供像を明確にするとともに、9 年間を通じた教育課程の編成に着手してまいります。

4 項目めの「小学校低学年からの英語教育の導入時期・取り組み内容・カリキュラム等の小中一貫教育との位置づけ」についてであります。

今年度から各校への A L T 派遣回数をふやし、小学校低学年から「話す」、「聞く」という活動を中心に英語に親しむ授業を行っております。

カリキュラムとしては、実施初年度である今年度は、小学校低学年、中学年において年間 5 時間から 10 時間の実施を予定しております。また、小中一貫教育との位置づけについては、義務教育 9 年間を見据え、身につけさせる力を明らかにして指導を行ってまいります。

**○議長（山本浩平君）** 13 番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これから質問は関係ありますので一括で質問させていただきます。小中連結連携と小中一貫についての答弁がありました。特別定めがない限り、小中連結連携教育も小中一貫教育のくくりとして理解してよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） まず連携教育と一貫教育という言葉の違いといいますか、広く捉えれば全て連携教育という捉え方でよろしいかと思えます。連携教育を突き詰めて、より強化していくことが一貫教育と、そのようなご理解をいただければというふうに思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうすると、今、小中連携の強化が小中一貫教育につながるといいました。具体的に伺いますけれども、一貫教育制度を生かす改正学校教育法が開始されていますね、多分、知っていると思います。市町村の判断で新たに小中一貫校教育を行う義務教育学校が設置できる。既存の小中学校を義務教育学校にもできると。そうすると白老町の小中連携の強化の教育は、学校教育法で定める義務教育学校としての位置づけにはなるのですか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 結論から申しますと、義務教育学校という学校のタイプではございません。つけ加えますと、この新しい学校のタイプをつくっていくためには、教員が小学校と中学校の免許を2つ持っている必要性がございます。ですから、それを今すぐ導入することは大変難しいというふうに思っております。また学校のタイプとしても、これは義務教育学校という一つの学校でございますので校長が1人になります。ですからもし仮に、白老小学校と白老中学校を義務教育学校にした場合に、校長は1人しか置けないというような実態もございますので、本町では導入いたしません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうすると、教育委員会で町民なんかにはPRしてはいますが、そうすると仮称白老学園、一貫型教育となっているのです。ああいう形からいけば、義務教育学校にはならないですか。

○議長（山本浩平君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） 私のほうから、仮称白老学園についてでございますが、当初、本町といたしましては学園という考えを持って、仮称ではございますが白老学園という名称をつけてやりますというようなPRというか、周知をしてきたところでございますが、この名前をつけることによりまして校舎が一つになるですとか、あるいは登別市の明日中等教育学校、こういったものをイメージされてしまうというような可能性が出てきたというような考えに立ちまして、検討し



ていく中で今は仮称白老学園という名称は使わず一貫教育を目指すというようなことにしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは3月の議会で総合計画の基本計画の変更が議決されていますね。その基本計画の小中学校教育の確かな学力の育成にあたっての施策ということで、小中一貫型連結の教育体制により確かな学力を育成としています。今の話で義務教育学校ではないということがわかりました。そうすると、総合計画は構想基本計画、実施計画の3層構造になっていますね。改定された基本計画に伴って実施計画が策定されるはずですが、されていると思いますけれども、それでは実施計画について、いまだに議会にも説明なく計画書が配布されていませんけれども、この改定された基本計画に沿った実施計画はできていますか。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 実施計画、28年度から30年までの3カ年度分ですけれども、今策定作業を進めておりました、最終段階ちょっと財政のほうの財源の整合性を図るというようなことも進めておりました、6月中には皆さんのお手元に出せるということで、作成作業を進めております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうしたら今、教育委員会が義務教育学校の白老学園が誤解されるから連携学校にするとおっしゃっていましたが、連携学校の強化を図ると。そうしたら、今、実施計画がまだできていないですね。今、手がけていっていますね。では実施計画はどのような計画になるのですか、事務事業名、事業概要、実施期間、年度ごとのお金がかかるとおっしゃいます。先ほどの答弁でどういうふうに整理されているのですか。計画中の段階でいいです。

○議長（山本浩平君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） 一貫教育の関係でございます。まず予算的なものは特にかからないというような形で、小学校、中学校が連携して一貫型の教育を目指すということで、ここは小中学校間の教員同士がいろいろ教育活動等についていろいろと決めたりですとか、そういったことでございますので、予算的な部分では経費はかからないと思います。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 3 時 2 3 分

---

再 開 午 後 3 時 2 4 分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 今、岩本学校教育課長が答えましたように、金額的には、実施計画

は先ほどと同じ答弁になりますけれども、今、策定中でありまして、先ほど言ったように基本的には教育の部分でいいますと、連携のほうを進めていくということの中で、要するにコミュニティ・スクールについては両方一緒にやるという考え方と聞いておりますので、そちらのほうの予算だとか取り組みという部分でも実施計画に載せている内容で作業を進めております。

**○議長（山本浩平君）** 古俣副町長。

**○副町長（古俣博之君）** 安藤教育長からの答弁がありましたように、小中一貫教育、本町で進めているその小中一貫型の連結教育、連携教育ということにつきましては、あくまでも制度的な意味での一貫という、ここである学校教育法の中にある義務教育学校だとか、それから小中一貫型の学校だとか、そういう押さえはしているものの、その法的な意味での押さえはありません。今、本町で行っているのは、よりそれに近づいた形での教育環境をつくり出すということで行っている状況なのです。ただ、もう一つあるのはコミュニティ・スクール、今高尾企画課長のほうからあったように、コミュニティ・スクールというところにおいては、これは財政的な問題も含めてかかわってくるところがありますから、そういう部分での財政のところの裏づけもしていかなければならないと思っています。今、実施計画そのものについて、これまで教育委員会の中で進めてきたその一貫型の連結教育、連携教育というところの縛りつけの部分で、これからの中で再度実施計画の中での盛り込みはしていかなければならないとは思っていますけれども、それに制約された形で必ずそれがなければできないということではございませんので、その辺のところのご理解はよろしく願います。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

**○13番（前田博之君）** これは町長の公約なのですね。ですから、私は具現化に近づけるべきだと思いますし、その手法はきちんと明確にしなければ効果が出ないと思います。それで義務教育学校とは何だろうと、こう思って質問をしたのです。そのためにどういうものをしなければいけないかというふうに思っています。そうすると、義務教育学校ではなくて、それに準ずるような教育の形態だとありましたね。ですから、そうすればなぜ実施計画にここまでの文言ですけど、踏み込んだ内容は多少あったのだけれども、当然実施計画と、基本構想は連動しなければいけないのです。だから私は聞いているのです。今まで議論しているけれども、なぜそういうふうにその政策形成がちぐはぐになってくるのかと私は思うのです。それで、私の趣旨はなにかといたら、小中一貫連結といいますね、これは28年、29年度より取り組みますとっています。それで制度設計の基本的な方法の答弁では、文言だけで教育活動を行っていくとしかなくないのです、言葉だけで。それでその小中一貫型教育の目標や方針、計画等をやはり明確にしなければいけないのではないかと私は思っているのです。それでなければ学校はできないはずで、教育委員会も何もなくて指導するわけにはいかないと思います。そういうことで、今のところ計画が明確化されていないですね。そこでこの方針、今の小中一貫型の教育の方針の計画の策定は、今古俣副町長も話していただき

れども、小中一貫型教育に準ずると言いましたね。そうすると小中一貫教育の成否を左右するほどこれは重要と考えておかないとだめなのです。そうですね。そのためには小中一貫校に関する基本方針、基本計画、そして実施計画になるかどうか別にして、それらを含めてきちんと策定をしなければいけないのではないかとということなのです。私はそれを求めて今回質問をしているのですけれども、そういう策定をする考えにあるのかどうかということをもまず伺います。

**○議長（山本浩平君）** 安藤教育長。

**○教育長（安藤尚志君）** まず初めに、前田議員のほうに本町で進めるこの小中一貫教育の教育の形づくりが、義務教育学校であるというような誤解を与えてしまったということについては、まずお詫びを申し上げたいというふうに思います。当初から教育委員会としては、義務教育学校を目指していたのではなくて、今も実際に小学校と中学校は連携しております。おりますけれども、それをより1歩、2歩進めていこうということの意思表示が一貫型という形でのスタイルだにご理解いただきたいと思います。今、前田議員のほうからご指摘ございましたように、一貫型のメリットは何か、連携型との違いは何かということ、まさに今前田議員からご指摘ございましたように、方針を共有するということがこの一貫教育では、義務教育学校ではなくても一貫教育では大変重要なことで、これがやはり1番原点になるというふうに考えております。本町においては、先ほどお話ししましたようにもう既にさまざまな連携が行われておりますので、その連携をまずは進めていこうというのが今年度でございます。ですから、ゼロからつくるのではなくて、もう既に行われている連携からスタートして、去年までできていなかった部分で、例えば道德教育だとか、ふるさと教育についてより連携を進めていくと。その中で子供たちの目指す子供像というものをつくりながら、お互い学校間で共有しながら立ち上げていこうということでございます。ですから、どうしても始まりの部分としては方針がまず策定され、そこから一貫型の教育がスタートしていくというのが非常に一般的だとは思いますが、本町においては、お話し繰り返しになりますが既に連携という部分での実践がございましたので、そこはそのまま進めながら、そしてさらに目標の共有化、方針の共有化、そこに進んでまいりたいとこのように考えております。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

**○13番（前田博之君）** ぜひ、そういう形で方針等をつくっていただきたいと思います。それで確認しますがけれども、今準ずる一貫教育になるといっていますね。多分、教育長は十分に理解していると思うのだけれども、その義務教育の内容、特色とすれば、しないというから聞かなかっただけだけれども、あえて一貫教育にそれが反映するかどうかということを確認したいのですけれども、その特徴として学年を区切ることを学校が柔軟に変更できる、一貫教育です、義務教育学校は。そして中1ギャップと同じくいっていますけれども、中1ギャップの解消に向けての成果ができる。学習要綱の、指導要綱の範囲を超えて中1の学習内容を小6に前倒しすることや独自の教育強化の導入、これは文部科学省への申請なしに実践することになっているのです。これがあ

って本当に小中一貫教育の充実といえると思うのですけれども、うちは連携となっていますけれども、私はこれがあって初めてその白老町の教育方針をきちんと立てれば、独自の確かな学力の育成ができると、私は町長の公約をいいと思って、ことしの年度から見ても義務教育学校の制度が 28 年度から始まるからちょうどいいのかと思ったのですけれども、何かそうではなくて、それに準じて一歩進むというならちょっと不安を感じたので、それで策定をしたらどうかということになりました。それで、一例を申すと、やはり小中一貫校に関する基本計画、その小中一貫校の全体像、基本方針、考え方は、そして白老学園がなくなりましたけれども、白老小中一貫型として、それとしての教育目標、学校づくりの視点、特色ある学び、当然教育環境の整備等々、これらの取り組みを計画的に体系的に位置づけて、そしてもう一度お話ししますが、小中一貫校に関する基本方針、基本計画を策定すると、こう安藤教育長から力強い答弁がありましたけど、間違いはないか、それでいつまでにつくるかをお聞きします。

**○議長（山本浩平君）** 安藤教育長。

**○教育長（安藤尚志君）** いずれにしても、こういう新しい取り組みを行いますので、このことが子供たちにとって、あるいは保護者の皆さんにとって本当に教育の成果として出るように学校と一体になって教育委員会も取り組んでまいりたいと思います。ただいまご指摘ございました取り組みの工程でございますけれども、先ほど来の繰り返しになりますが、今年度は主にカリキュラムを中心とした連携を取り組んでまいります。今年度後半部分から次年度にかけて、目指す子供像の共有、あるいは学校経営方針の共有を小学校、中学校でプロジェクトチームをつくって策定してまいりたいと思っています。またこれが一定限で上がった段階で、また保護者の皆さんや地域の皆さんにもお伝えしながら、お力添えを賜ればと、こんなふうに考えております。

**○議長（山本浩平君）** 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

**○13 番（前田博之君）** 次に英語教育についてであります。英語教育の重要性は日増しに増していますし、私も必要かと思えます。ただ、早く英語教育を導入することがいいかどうかという意見は分かれているところでもありますけれども、それは別にして、今の時代は避けてはおれないのかと思えます。ただ、今答弁を聞くと、私はもっと期待していたのです。きちんと強化を位置づけたら、こういう効果があるときちんといわれるのかと思ったら、ただ年間 5 時間から 10 時間になっているのですけれども、これで何ができるのでしょうか。

**○議長（山本浩平君）** 安藤教育長。

**○教育長（安藤尚志君）** 現在、小学校の教育課程においては、例えば小学校の低学年は英語は位置づけられておりません。ですから、ほとんどの学校では英語についてはまだ取り組まれていないという状態があるかと思っております。ただ、本町では確かに時間数だけ申し上げますと 5 時間、10 時間でという部分がございますけれども、このことが就学前の子供たちがもう幼稚園や保育園で実際に英語活動をされているという実態も一つございます。実際小学校に入ってきて、今英語が

始まるのは5、6年生、外国語活動なのです。そうすると4年間のブランクがあるのです。そこからまた5、6年生から英語が始まっていくという部分でございます。ですから、今回こういった一貫教育という一つの括りを使いながら、まさに幼保との連携だとか、中学校の連携をしていく一つの窓口が英語になるのではないかと、そんなふうに考えております。ですから小学校低学年では、英語の力をつけるというよりは英語に親しむという、そのことに重点を置いて取り組んでまいりたいとそうように考えております。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

**○13番（前田博之君）** これですら最後にしますけれども、小中一貫教育という言葉を使わせてもらいますけれども、その小中一貫教育は、今までも議論されていますように9年間という時間をもとに子供の成長、発達を図る計画を立てて組織的に展開する営みであるといわれていますし、私は必要だと思います。安藤教育長つくると言っていましたから、ぜひお願いします。そこで、この将来の学校づくりを義務教育学校ではないのですけれども、小中一貫教育の取り組みを通して新たな可能性を開く学校にして、これから時代を担う子供たちの夢と希望を持てる教育の醸成に努めていただきたいと思いますのですけれども、最後に質問したいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 安藤教育長。

**○教育長（安藤尚志君）** ただいま前田議員からお話ございました点は、本当に私どもも何のためにこの新しくこういった学校のスタイルを取り入れるのかということに尽きると思います。これまでの学校のあり方について一つ風穴をあけていくこともございますし、本当に白老の子供たちを力をつけて育てていくという意味での取り組みでございますので、ぜひ議員にもご理解、ご指導いただければというふうに思っております。

**○議長（山本浩平君）** 以上をもちまして、13番、前田博之議員の一般質問を終了いたします。  
このまま一般質問を継続いたしたいと思っております。

---

◇ 西 田 祐 子 君

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員登壇願います。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** 11番、西田祐子でございます。本日は、集落対策の現状と課題について。もう1点は、白老町教育推進基本計画の中から、コミュニティ・スクールについて質問させていただきます。

最初に、集落対策の現状と課題についてであります。集落対策の必要性の高まりから、総務省では集落支援員制度を創設し、市町村では制度策定し、さまざまな活動を展開しています。

白老町でも高齢化の増加、人口の減少、世帯数の減少などから、地域においてさまざまな課題があります。白老町の人口は昭和59年、1984年の2万4,560人をピークに、現在1万7,874人、30

年以上連続して減少しています。人口減少が税収減少を招き、さらに財政を悪化させ住民へのサービスの低下の要因になっています。また、町内消費が減少し、小売業、飲食業など地域経済低迷の要因となっております。さらに長期にわたる人口減少の陰で見過ごされがちですが、平成 15 年の 9,720 世帯をピークに 12 年連続世帯数が減少しております。現在は 7,289 戸ですけれども、世帯数の減少は新聞購読、家具や寝具、電化製品、ガス、灯油、ガソリン、水道などの世帯単位の購入の減少となり地域経済に悪影響を与え、自治体財政を逼迫させ、今は縮小のスパイラル、もしくは悪循環に陥っております。白老町もさまざまな取り組みをされてきていますが、現状と課題とその対策について質問いたします。

(1) 白老町の集落の現状についてどのように把握していますか。町内会ごとの人口、世帯数、高齢者数・後期高齢者数、介護認定者数、自家用車のない世帯数、老老介護世帯数、単身高齢者数など、この 10 年間の推移を伺います。

(2) 北海道では、平成 25 年 3 月に「北海道における集落対策の方向性」を策定し、必要とされる対策の視点として 8 項目挙げています。その視点から白老町の集落の課題について、どのように認識しておられるのか具体的に伺います。

(3) 平成 26 年 3 月に、北海道集落対策ハンドブック「集落の明日の暮らしを考えるヒント」を作成し、その中で白老町内の 2 事業所が先進的取り組みとして紹介されていますが、まちとしてこの取り組みをどのような評価をされているのか、具体的にお伺いいたします。

(4) まちでは、集落支援員を配置して既にさまざまな取り組みをされていますが、改めて集落支援員の配置の目的、取り組み内容、成果、課題について具体的に伺います。

(5) 集落支援員制度は専任と兼任が可能ですが、まちとしてどのように制度活用を考えていられますか。

(6) 集落にはさまざまな課題がありますが、「北海道における集落対策の方向性」の 8 項目の対策の視点ごとに制度を活用して取り組むべきだと思いますが、今までの検討状況と今後の取り組みの予定について伺います。

以上でございます。

**○議長（山本浩平君）** 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

**○町長（戸田安彦君）** 集落対策の現状と課題についてのご質問であります。

1 項目目の「集落の現状」についてであります。

総人口は、平成 19 年から 10 年間で 2,742 人減少し、28 年 4 月では 1 万 7,874 人になっております。

また、総世帯数は 81 世帯減少し、9,647 世帯になっております。地区別では皆減の森野地区を除き、虎杖浜地区の人口減少率が最も高く、次いで社台地区になっております。また、世帯数では虎杖浜地区、次いで萩野地区の減少率が高くなっております。

次に、65歳以上の人口は、21年から8年間で892人増加し、28年4月では7,289人で、このうち75歳以上の人口は555人増加し、3,517人になっております。

28年4月の地区別の人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、石山地区が最も高く、次いで竹浦地区になっておりますが、増加率では萩野地区が最も高く、次いで白老地区になっております。

また、75歳以上の後期高齢者の割合は竹浦地区が最も高く、次いで石山地区になっております。高齢者世帯数は17年から12年間で1,190世帯増加し、28年4月では5,060世帯で、このうち単身高齢者の世帯は1,268世帯増加して2,394世帯になっております。

28年4月の地区別の単身高齢者世帯数の割合では竹浦地区が最も高く、次いで虎杖浜地区になっております。

次に、介護認定者数であります。19年から10年間で445人増加し、28年4月では1,394人で、地区別の人口に占める割合は石山地区が最も高く、次いで竹浦地区になっております。

自家用車のない世帯数及び老老介護の世帯数については、町内全世帯の状況を把握しておりませんが、25年に75歳以上の高齢者世帯200世帯を対象に行ったアンケートでは、自動車を保有していない方の割合が42.7%になっております。

また、65歳以上の在宅サービス利用者に行ったアンケートでは419人のうち、配偶者に介護・介助を受けている方は27.3%で、115世帯程度が老老介護世帯であると見込まれます。

これらの数値から、人口減少が進む中であって、支援を必要とする高齢者の増加が進み、今後、国の福祉政策とともに、高齢者支援の一層の充実を図っていかねばならないものと考えております。

2項目めの「集落の課題」についてであります。

『北海道における集落対策の方向性』では、市町村において必要とされる対策の主なものとして、生活交通、買い物支援、高齢者支援、移住・定住、地域コミュニティ、産業・担い手、空き家対策、廃屋対策の8項目を示しております。

本町におきましても、地域コミュニティ活動を支える人材の不足、買い物や通院などの移動手段の確保、高齢者の見守りや生活の支援、空き家・廃屋による生活環境への影響など、さまざまな分野にわたり課題が生じております。

少子高齢化の進展や産業の低迷による人口減少の加速化は、地域コミュニティ活動が弱まり、歳入減による行政サービスの縮小など、地域の活力やまちづくりの機能の低下をもたらす重要な問題と捉えております。

3項目めの「集落対策ハンドブックに紹介されている2事業所の取り組みの評価」についてであります。

ハンドブックには、集落対策を考えるヒントとして、自家用車で買い物できないお年寄りのために無料送迎バスを運行し、購入した商品を持ち帰ることが困難な方には宅配サービスを行う商店の取り組みと、介護保険では対応できないお年寄りの買い物や家事、草刈り、除雪など、困りごとに

対して、きめ細やかに対応をする有償ボランティアを行うNPO法人の取り組みが紹介されております。

これら2事業所の取り組みは、地域の課題や高齢者のニーズを的確に把握し、先行して主体的に実践されている活動であり、買い物支援や生活交通の確保、高齢者のコミュニケーション機会の創出など複合的な対策として、これからの地域を支える必要な取り組みであると評価しております。

集落対策を進める上では、市町村はもとより団体や企業、NPO法人など多様な主体が連携して対策を講じていくことが、一層必要になるものと考えております。

4項目めの「集落支援員配置の目的、取り組み内容、成果、課題」についてであります。

自治基本条例及び総合計画に基づく協働の精神による地域と行政との連携や地域づくり活動の促進を目的として、集落支援員を配置して住みよい地域づくりに取り組んでいるところであります。

昨年度は、26年度に策定した「白老町地区コミュニティ計画」に基づいて、地区コミュニティ計画推進委員とともに地域の課題解決に向け全地域で精力的に協議を行い、実施に向けて取り組んでまいりました。また、地域から年間約120件の相談等もあり、現場に出向き、役場との連絡調整を行い解決を図ってきたところであります。

これまでの活動につきましては、地域全体の協力体制の確立が課題としてあり、地域との協働なくして解決は図らないことから、全町内会の協力のもと、今後も地域とともに熱意を持って対応していくことが必要であると考えております。

5項目めの「集落支援員の制度活用」についてであります。

総務省の地域力の創造・地方の再生施策として、集落支援員制度があり、専任と兼任の支援員が特別交付税算定対象となっております。町では、昨年度から3名の地域担当職員が集落支援制度により専任支援員として配置しており、地区ごとの調整や行政とのパイプ役として制度の活用を図っておりますが、本年度は欠員が生じたため、早急に選任し地域との協力体制を整えてまいります。

また、兼任支援員は自治会長などとの兼務を事例として対象とされていることから、今後、専任支援員とともに町と地域町民の話し合いなどの促進役として配置を検討し、制度の活用を図ってまいります。

6項目めの「集落対策における制度活用の検討状況と今後の取り組み予定」についてであります。

北海道が行う集落維持・活性化促進の支援制度として、デマンド交通導入、巡回販売買い物支援、空き家・空き店舗等活用促進、生活支援複合サービス推進の事業にかかわる財政支援制度があります。

このうち、集落対策ハンドブックで紹介された町内2事業者と登別市の2事業者で構成する白老・登別集落支援協議会が、27年度に生活支援複合サービス推進事業の交付金を受け、高齢者の日常生活における不便・不安の解消と質の向上を目指し、福祉有償運送による送迎、商品の配達と安否確認を組み合わせた事業等が実施されております。

また、総務省の支援策として、集落支援のほか、地域おこし協力隊、外部専門家、地域おこし企



業人交流などの人材確保等の支援制度があり、本町では集落支援員と本年5月から地域おこし協力隊の制度を活用しているところであります。

これら制度による財政支援には、他の補助金等の対象とする事業には交付されない事業もあることから、今後は地方創生の新型交付金や、その他の高齢者支援、コミュニティ機能の向上にかかわる各種支援制度を有効に組み合わせ、多様な主体が連携しながら、各世代が安心して住むことのできるまちの実現に向けた取り組みを推進してまいります。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** 町内会ごとの10年間の推移ということで伺いましたけれども、今戸田町長のほうから報告いただきまして、それから担当課のほうからも数字をいただいたのですけれども、これはあくまでも白老町を7つのブロックに分けて出した数字だと思うのです。また、中には白老町全体で出した数字、自家用車のない世帯とか老老介護世帯の把握なども白老町全体での数字しか出ていないのです。やはり私はここはデータを把握するためには、きちんとそれぞれの地域で、どういう人が老老介護なのか、自家用車がないのはどういう人なのか、そういうことをきちんと調べていく必要があると思うのですけれども、これはどのようにお考えでしょうか。その辺をお伺いいたします。

**○議長（山本浩平君）** 高尾企画課長。

**○企画課長（高尾利弘君）** ご質問の内容は町内会ごとのということでお伺いしていたのですけれども、今回分野がいろいろあった中で統一性のある形でということでは地区別で出させてもらったということになっております。数字の取り方も人口、高齢者世帯数については、住民基本台帳のデータから取れたのですけれども、これも今直接的に言うと地区別のもので103に分かれている地区別のものであるのです。データも取れるのですけれども、今そういうシステムになっていないというところがあって、あと地区別のもとは地区別のもので、年齢別は年齢別というような取り方になっているものですから、ちょっと苦労してつくったわけですが、そういう中で今回出させてもらいました。今後については、集落の数の捉え方だとかということもあるのですけれども、今高齢者のほうのシステムで、27年度に世帯数だとか、単身世帯数だとかいうのを地区別に、それまでは地区別には取れていなかったのですけれども、取れるシステム的にはそういう改正もしましたので、そういうことはできると思います。あと、その本当の町内会別というふうになると、やはりアンケート調査だとか、そういった方法での数字のデータ取りということになると、毎年できるかどうかということとはわからないのですけれども、その対策の必要に応じてアンケート調査をしていく必要があると考えています。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** 私はぜひこれは各課共同でやっていただきたいと思うのです。今回、

町内会ごとというふうには、細かくというふうに思われたかもしれないのですけれども、では、実際にもし災害が起きた場合に町内会ごとに要支援者とか要介護する方、そういう方々を今、担当課のほうで調べているはずだと思うのです。そういう情報というのは、結局は最終的にはこの集落支援をしていくときに保護しなければならない人たちですね。ということは、同じようなことをきちんとやっていくという情報共有が必要なのではないかと思うのです。例えば集落とか町内会、この5年間で班編成が減ってしまったところ、子供会がなくなってしまって子供の行事ができなくなってしまったところ、やはりそれぞれの町内会によって抱えている問題が違ってきますし、そうすると町内会の中ではやはり町内会長さんは一生懸命それに対応するために頑張っているわけですね。そこをまず考えていただきたいというのが1点です。そしてこの集落対策の問題は道のほうでいっているのですけれども、集落が抱える問題、それは生活基盤や住民生活、産業基盤など、さまざまな分野にわたって顕在化してきている。安心して暮らすことのできる環境が今求められているのだと。だから地区コミュニティ活動の主な担い手が町内会であれば、町内会ごとの単位で現状把握が必要ではないかというふうに言われています。また、高齢者の実数把握も必要なのではないかと思うのですけれども、この辺大変だと思うのですけれども、それをきちんとやっていくお考えがあるかどうか伺います。

**○議長（山本浩平君）** 高尾企画課長。

**○企画課長（高尾利弘君）** 今、西田議員からありましたように、町内会ごとにそれぞれ課題が違うというところがあると思います。道の施策の中でもやはり集落支援を進める上での考え方の一つとして、例えば町内会ですと、町内会が今のままの体制でいいのかという部分も含めて、例えば再編だとか、統合ということもちょっと視点において、そういう決断と判断が必要な場面も出てくるというような書き方もされておりますけれども、そういった意味で、今町内会ごとという部分ではちょっとどういうふうな数字の取り方ができるかということがありますけれども、そういった先ほども言いましたようにアンケートとか、そのシステム変更も伴うのでちょっと財源も必要な部分もあるのですけれども、先ほどと同じようにいかに数字を取った中で、どんな対策を個別にできるかということもちょっと想定しながら、それが地区別がいいのか、町内会別がいいのかということも思いますので、今後の集落の考え方も含めて、その辺は検討していきたいと、各課と連携しながら考えていかなければならないというふうに考えております。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** ぜひ検討していただきたいと思いますのですけれども、ここの中で日常生活に不便を感じる高齢者やいろいろな方々は、別に高齢者だからみんながみんな不便だということではないと思うのです。90歳であってもお元気な方がいて、車を運転される方もいらっしゃるし、60歳でも体が不自由になって介護が必要な方もいらっしゃる。やはりいろいろあると思うのです。その中で町内会とやはりきちんと連携を取って、個々にきめ細かに調査するということが大事に

なってくるのかと思うのです。ですから目標を決めて、いつごろまでに町内会長さんとか、町内会と連携を取りながらそれをやっていくのか、その辺のお考えを伺います。

**○議長（山本浩平君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 今ご質問にありましたとおり、町内会との連携というのは非常に大事になってくると思います。それぞれの町内会の課題も、それぞれの地域で、それぞれの町内会でいろいろ違いがありますので、そういう部分できちんとそういうデータも押さえながらという部分では、今高尾企画課長が答弁したとおり、その部分は検討させていただくのですが、ご質問にあった、いつまで、どのようにということはちょっと相手もありますので、町内会長さんともちょっとこの点は相談させてもらいたいと思います。町側から一方的に資料要求して町内会の実態を聞くという方法もあると思いますが、町内会のそこでの協力も必要となってくるので、この辺町内会連合会のほうともご相談させていただきたいというふうに考えます。

**○議長（山本浩平君）** 田尻高齢者介護課長。

**○高齢者介護課長（田尻康子君）** 町内会の関係で、高齢者のかかわる福祉分野として、今、実は高齢者介護課のほうで、今年度配置しました生活支援コーディネーター1名と、それから今年度地域おこし協力隊1名に生活支援ということでかかわっていただいているのですが、それとうちの課の職員とともに103の町内会に対して町内会長だとか、福祉部長だとか、婦人部長だとか、その方々から高齢者にかかわる日常生活の問題だとか、不便さだとか、または介護予防に関する今後取り組みもしなければならないという観点から、地域診断という形でご訪問させていただいている状況でございます。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** ありがとうございます。なかなかいいことを率先してやっていらっしゃるのかと、今初めて聞きましたけども、ぜひこれは取り組んでいただければと思います。

次、2点目の北海道における集落対策の方向の8項目の分野別で、白老町についての課題というふうにお伺いしたのですけれども、戸田町長からの答弁ということなので、あまり細かくきちんとではないのですけれども、集落支援制度というのは、そもそもどういうところから出てきたのかということを担当課のほうはよくご存じだと思いますけれども、これは平成20年総務省が市町村に集落支援員の設置と特定の集落に限定しない市町村に交付金を出しますということで集落支援設置が決まりました。そして平成25年3月に同じく総務省から特定の集落に限定することなく、各自治体が積極的に取り組むことが望ましいと考えられると。なぜこのようなことになったのかということです。集落支援員が必要だと、この1番の目的は何かと。やはり地域が疲弊してくる、人口が減ってくる、いろいろな課題の中でやはり1番先頭に立って考えたのが、まず産業振興、これが崩れていく。産業が崩れていくと、まちの活性化どころか、まち自体が壊れていく。やはりこのところをきちんとするべきだということで、農村対策とか漁村対策を含めて考えられてきて、最終的

にこの総務省の集落支援制度にたどり着いていると思うのです。そうなってくると、では白老町では、この集落支援制度を始めたのはいつですか。平成 27 年、昨年度からですね。これは集落の衰退が地域全体のかかわる大きな課題であるという危機感を住民や行政、集落にかかわりを持つ全ての主体が共有して、それぞれの役割分担のもとで一体的に対応していく必要があると、道はこのように申しています。また、道の集落対策の必要性や緊急性について、各市町村は周知を行うなどしてくださいと、道が旗振り役となりますと。町民に対して、集落対策の必要性や緊急性についてどのように周知を行ってききましたか。ちゃんと町民に、なぜ集落対策が必要なのかということをごきちんとして説明してききましたか。その辺、お伺いしたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 高尾企画課長。

**○企画課長（高尾利弘君）** 道の指針も先ほど出ました方向性についても、道の集落対策の今の指針となっているものですが、これについては平成 25 年 3 月ということと、その土台になっている部分が北海道集落対策促進会議、これは平成 24 年 12 月に出された意見、提案書が土台になっているということだと認識しておりますけれども、あと白老町としても、これまでも集落対策の捉えなのではございますけれども、集落対策としては、個別の地区への個別の対策という部分もございまして、そういった部分ではこれまでも進めていないということにはなるのかと思っておりますけれども、大きく、今総合戦略等もつくられていますけれども、その中も含めて、やはり大きくは人口減少への対策と、高齢化の進行への対策というふうに捉えた中で、全町的ではありますけれども、地域それぞれのつながりだとか、支え合いをきちんと維持していくことが大事だという視点で進めているのですけれども、そういう中では必要とされる 8 項目の部分の、今、大きな部分の生活交通だとか、買い物支援と高齢者支援、移住・定住ですね、あと地域コミュニティ、産業の担い手という部分について、あと空き家の対策関係ですけれども、それぞれ対策の進み方というのは違いますけれども、その中でもやはり、決して全く進めていないということではないというふうに考えておりますけれども、特に先ほど質問の部分で言いますと、方向性の中でも重視すべき 3 つの視点として、危機感の共有を住民と共にしていくということが大きな視点の一つ、まず第 1 段階にならなければならないということではありますけれども、そういった部分では十分にそういった危機感を共有しているかということではちょっとないと思うのですけれども、それぞれコミュニティ計画の中だとか、そういう中で意見交換する中では、そういった部分の意識を皆さん持った中で、先ほど言いましたように町内会もそれぞれ疲弊しているという状況も、それぞれ役員等をやっている方はご存じかと思っておりますので、そういった中で情報共有をしていますし、今後ちょっと集落対策を本格的にというか、進めなければならない場合は、そういった町連合だとかそういうものを、まちづくり懇談会等もありますので、そういう中できちんと先ほど言った人口の数だとか、地区別の状況だとかをしっかりと示して集落対策の必要性を……。

**○議長（山本浩平君）** 今聞いているのは、集落対策についての趣旨を町民に広報したか、今まで伝えてきましたかと、そういう質問なので、今まで余りしていなかったらしていないでいいので

す。それで今後、こういうような活動を町内会連合会を巻き込んでやりたいとか、質問としてはそういう単純な質問だったと思いますので、もう一度簡単に答弁願います。

高尾企画課長。

**○企画課長（高尾利弘君）** 後半の部分だけもう一度言わせてもらいますけれども、危機感の部分の共有というのが非常に大切だというふうにいわれておりますので、今まではあまりその十分かと言われるとしていませんけれども、今後そういった連合会の集まりだとか、そういうものを通じて情報共有を進めていかなければならないと思っております。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** 理事者にお伺いいたします。これは集落対策の必要性や緊急性について、どのような認識でいらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

**○議長（山本浩平君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 先ほど戸田町長も1答目で集落の課題という部分を含めて、北海道のほうで8項目ほど示していますけれども、町としても、その部分は十分認識しています。昨年度、27年度で地元で2事業者が展開してきたことはホームページ上では紹介はかけているのですが、町民個々に十分伝わっているかどうかという部分は確認は取れていませんので、今ご指摘あった部分は今後の展開としては考えていかなければならないかと思えます。それで、ご質問の大きな柱として、その白老町における今後の課題ですね。産業振興を含めて、まち自体が段々とじり貧といいましょうか、それぞれの地域が活力を持たなければ、今後、地域が成り立っていかない。そういう大きな課題がありますので、この取り組みの中で、今町としてはどここの地域に何かをという捉え方をしていません。まち全体の中で政策を打ってはいますけれども、それぞれの地域の課題をより明確に洗い出しをして、それぞれに必要な施策はやはり必要なものは打っていかねばならないかというふうに捉えていますから、大きなくくりでの部分、それからそれぞれの地域での課題、そういったものはしっかり捉えた中で対応していきたいと考えます。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** 北海道では産業振興や生産基盤、生活環境など各分野縦割りの施策について、横断的、効果的な活用を図るため、体制の整備、精通した人材、それとそういう方々の関係機関のネットワークなどをつくり、新たな支援施策を通じ、市町村への横断的、継続的なサポート体制の充実、強化を図っていきますと、道はこのように言っております。そこの中で集落対策を北海道の地域づくりのかなめと位置づけ、地域の主体性に基づく集落対策になっていくよう、全町一体となった推進体制の強化を図っていきますと、道はこのように言っているわけですね。ここに北海道における集落対策の方向性の中で、道の役割としてそういうふうになっております。白老町は、それでは各課が綿密に連携し、町内一体となった推進体制が必要だと思えますけれども、これ

については理事者側はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 北海道は北海道として考えで捉え方があって、北海道の体制がしっかりできているというのは、それはそれとして認識します。ご質問の、では白老町はどうなのだという部分では、集落対策、地域対策という専門部署はございません。それぞれの課題がそれぞれの課にあって、それをしっかりこう連携しながら、情報を共有しながら課題を解決していくという体制になっていますので、今の段階ではここの連携を密にした体制といいましょうか、今の状況下の中で、例えばその高齢者介護のほうですとか、産業を持っている分野ですとか、そういう部分をしっかり連携させるというような中で取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） この件につきましては、また後ほど細かくやっていきたいと思えます。

次に、質問が3項目め、集落対策のハンドブックに紹介されている2つの事業所、これが北海道集落対策ハンドブック、集落の明日の暮らしを考えるヒントというのを道がこうやってつくったのです。希望者には手紙を出したらタダで送ってくださるのですけれども、ここの中に先ほど戸田町長も言っていました、白老のスーパーくまがいさんと、それから御用聞きわらびが先駆的に載っています。この時点で、この方々がこういうサービスをやっていたらいいのですが、こういうような方々がなぜやらなければならなくなったのか。やはり一部の人は今元気号バスを増便することをやっていますけれども、確かにそれで恩恵は受けると思います。しかし、買い物をして商品を持って帰れない方、またバス停まで行かれない方、こういう方々の対策が置き去りにされると思うのです。どうしてもそういう方々はもうバスに乗られない、そういう中で元気号バスまで乗れなくなった人たちを送迎する福祉有償運送、またはスーパーで買い物をした冷凍食品とか、そういうものをちゃんと冷凍のやつに乗せて、そういう車で配達してくれるサービス、こういう民間の方々がやっている事業と元気号バス、こうやって運行することになって、このような方々の事業者さんとバッティングしないか。事業が結局バッティングして、商売が成り立たなくなってしまうたらどうなのかと思ったときに、民間が行っている事業とのこの関係をどのように考えられますか。その辺をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 高橋域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず、私のほうから交通全般についてお答えいたしますけれども、交通事業者の今バッティングというお話もございましたけれども、いわゆる今大元になっているのが運送法という法律になっておりまして、そこに有償運送の事業者の規定がございます。そのほかに無償という運送方法もありますけれども、今言われたNPOのものについてはいわゆる福祉有償といわれている分野になりますけれども、その全体を今私のほうでは公共交通活性化協議会という、事業者を含めた会議、その事業者というのはそのバス事業者もJRもタクシー会社も全部

入っておりますけれども、そのほかに道路管理者、道とか町とか、そういう方たちが集まって全体の認可に向けた協議をする仕組みになっておりますので、そこで今言われていたご心配な点を解決して申請に向かうという仕組みをとっておりますので、なるべくそれぞれの業者の方たちが競合しないように、共存できるような形で交通体系をつくってまいりたいというふうに考えております。

**○議長（山本浩平君）** 森経済振興課長。

**○経済振興課長（森 玉樹君）** 私のほうからは、スーパーくまがいさんの買い物支援の関係についてお答えします。10年ほど前から無料送迎バスを運行されていたわけですが、近年におきましては、スーパーくまがいさんもお客様の声の中から持ち帰りができないお客さんがふえてきたというような声がありまして、そのために冷蔵つきの配達車を昨年購入して、昨年の12月から運用を開始しているというふうに聞いております。そういった傾向といたしますのは、今後とも増加するののかというふうに認識しておりますので、行政としては買い物支援対策として非常に有効な手段だというふうに押さえております。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** 先ほど高橋地域振興課長がおっしゃっていましたが、業者の方々が集まって協議会をするということで、私は非常にいいことだと思っております。このところで、やはり人口減少対策、集落対策、介護予防生活支援対策、高齢者の雇用、はっきり言って定年退職して60歳そこそこで元気な方々の雇用ですね、このようなものが考えられるだろうと。そうやってきたときに買い物安否サービスだけでこれを例えば安定させていくかといったときに、将来的にもそのサービスが、また福祉有償サービスとか介護タクシーとか、普通のタクシー会社さんとか、こういう方々がやはり採算をちゃんと取れるように担い手の事業者が安定的、継続的に運営できる支援を考えるべきだと思うのです。ここは非常に大事なところかと。ちょっと日高のほうのある町村で、まちが無料の福祉バスを走らせた。そうしたら福祉有料バス運送をやっている業者さんが非常に経営に困っていると。それはそののちに住んでいる方から直接聞いたのですけれども。無料のバスはありがたいのだけれども、でも段々歩けなくなってきてバス停まで行けなくなってきて、本当に高齢化になってきてしまって、ではその地域の人たちは何を言っているかといったら、お金を出してくれるのだったら無料のバスもありがたいけども、それ以上に福祉有償運送のほうに補助金を出してくれてやってくれたほうがありがたいのだけどという声も大きいと聞いております。ですから、そういうところも含めて、ぜひ安定的、継続的な運営、つまり産業の担い手対策ですね。この辺をぜひ考えていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○議長（山本浩平君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 福祉有償運送と言いましようか、その部分でのご質問でございますが、どちらかというと今行政が循環バスを運行して、あるいは買い物の部分も民間事業者が展開しているという中において、今回こういう事業を展開してわかった一つに、すき間と言いましようか、行

政なり、あるいは介護保険でできるという範囲というのはある程度限定されていて、実際利用されている人はそこではないすき間というか、そういう部分があって、実はこういうところももう少し手を差し伸べてほしいと。そういうのがそのNPOさんであったり、民間のお店であったりというのが、今回こういう部分で実際にそういう部分を支援してやってみてこういう結果が出てきたと、そういう部分で私どもも捉えて一定の評価を申し上げたところなのですが、今その次の手として産業の担い手といいたいでしょうか、高齢者の方がまたそういう部分で働く場ができる、雇用ができるとさらに発展すると。結果としていい方向に全体が動いていくという部分の趣旨でのご質問ありましたので、その点も私たちといたしますか、いろんな課にまたがっていきますので、その辺を全体の中でやはり捉えながら、どういう課題解決に向けた政策が必要になるか、その辺は十分詰めていきたいというふうに考えます。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 4 時 2 5 分

---

再 開 午 後 4 時 3 5 分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

11 番、西田祐子議員。

〔11 番 西田祐子君登壇〕

○11 番（西田祐子君） 次、4 点目の集落支援について伺います。

集落支援員は給料と活動費を含め、年間お一人 350 万円、国から支給されます。ことし3月までいた集落支援員の人件費と活動費はいかほどになりましたか。活動費は主にどのようなものに使われましたか。

2 点目、28 年3月の集落支援員募集の応募資格では、平成 28 年4月1日付けにおいて、行政経験 30 年以上の健康な方と書いてありましたが、5月30日付けでの再募集では、そこがなくなっております。なぜ行政経験 30 年以上がいなくなったのか、そのわけを伺います。

3 点目、なぜ3名の募集なのか伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 3 点、ご質問ございましたけども、まず1点目の専任の支援員として 350 万円特別交付税措置がございますが、昨年というか今も募集要項はそうですが、人件費としては月額 12 万 7,500 円ということで、プラス共済費が人件費として支給されます。活動費といたしましては、活動用の車のレンタル代、それからそれに係る物品費が活動費として計上されています。主には、昨年の支援員の活動は、戸田町長のほうもご答弁いたしましたけども、地区のコミュニティ推進計画の推進ということで、各地区との協議、それから個別の地区からのご相談や要望等に約 120 件、対応しているということでございます。



それから募集の資格要件につきましては、当初、行政経験が規定されておりましたが、それは当然、行政経験をもった職員を対象として募集していましたが、応募がないことと、それから広く地域活動にかかわるということで、その要件を今回は外したということでございます。

そして、予算措置上、3人といたしておりますのは、これまで3地区という地区別で実施していたことから3人の募集ということにしております。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** 人件費と活動費と伺ったのですけれども、人件費は伺ったのですけれども、活動費のほうの金額はなかったもので、そこはもう一度お願いいたします。それと、集落支援員の専任と兼任なのですけれども、まちではコミュニティの問題解決のために計画をつくったと思います。それが白老町コミュニティ計画だと思えます。一部重複しているところがあるものの、北海道における集落対策の方向性についての対策8項目のうち、1項目しか入っておりません。これについてどうお考えなのか。それと兼任の件なのですけれども、町内会長などの兼任も助成可能となっておりますけれども、他市町村の兼任と専任の状況をお伺いいたします。

**○議長（山本浩平君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** まず1点目の活動費の主な内容は申し上げましたが、金額は今ちょっと手持ちにございませぬので、後ほど説明いたします。

道で示している8項目のうち1項目ということであると思えますけれども、地域コミュニティに関しましては、地域コミュニティそのものの活動といたしまして、その地区が抱えている課題に地域の方たちがみずから取り組もうという趣旨の活動を中心にやっております。そのほかに交通の問題ですとか、高齢者支援、その他の項目についてはそれぞれの課で対応しているということでございます。

それから専任と兼任の関係ですけれども、27年度の数字で申しますと、専任の支援員数というのは、全国で994名おります。それに対しまして兼任の支援員数というのは3,096名、実施している自治体は241市町村ということになります。

それから、活動費の決算額ですけれども97万1,874円となっております。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** そうしましたら、先ほど集落支援員1人当たり年間350万円ということでしたけれど、3名分ということで、人件費とそれから経費、残りの分はどのような扱いになるのでしょうか。これは国のほうに返還されるのでしょうか。それと、ほかの町内会、市町村での状況をお伺いいたします。どのような形で兼任をされているのか。専任のほうは大体、よくテレビなどを見ているとわかるのですけれども、兼任されている状況というのは具体的にどんなものがあるのかお伺いします。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） この国の支援の方法ですけれども、これは特別交付税で措置されるというものでございまして、使った分を報告するという形でありますので、お金のやり取りとか、返還とかそういうものは発生しておりません。

それから兼任についてですけれども、国が基本的に集落支援員については、集落の点検をしましょうと。集落の問題とかそういうものを話し合いをしましょうと、その課題を解決するための取り組みをしましょうという、こういう枠組みになってございまして、特に兼任になっている、専任はそれがある程度コーディネートしてするということでありますが、兼任の方については特にその集落での話し合いを促進するという役割を担っております。ですから、その自治会とか、そういう地区の代表者の方が兼任の支援員として活動しているということになります。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 戸田町長、この兼任について、実際にお一人年間40万円ほどなのですが、各町内会の会長さん方、非常に苦勞していらっしゃるね。全員とは思いませんけれども、ある程度の方々にこういうような、年間わずか40万円ですけれども、お支払いして、それぞれの町内会を責任を持っていただく、こういう考え方はございませうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 町長のほうもご答弁させていただいておりますけれども、今後兼任の支援員につきましても、今、町内会連合会とも協議中ではございませうけれども、地区協議会という形をつくっていただいて、その中で地域課題の解決のために活動される場合の予算措置も検討していこうということになりますので、そこの中心になって働いていただく方とか、そういう方を併任の支援員として採用するというようなことを検討してまいりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） いつをめどに実施したいと考えていらっしゃいますか。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今、申し上げましたとおり、町内会連合会との協議も必要になりますけれども、早ければ来年度からそういうような形をとりたいというふうには考えておりますけれども、明確に今、時期は言えない状況です。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 言えない状況、来年度からということをお答弁いただきましたけれど、私はやはり町内会もどんどん高齢化してきて力も落ちてくると、やはり対策を打つなら早いうちにやらなければだめだろうと、そのように感じております。ですから、後延ばしにするのではなくて、

やはり早めにやるというスピード感が私は必要ではないかと思っておりますので、そこだけはぜひ早急に対策を打っていただきたいと思っております。

次に、最後のほうの6項目めの集落対策に対する制度活用の検討状況と今後の取り組み予定というところで何点か答弁いただきましたけれども、具体的な考え方の一つとして、地域公共交通のデマンドバスを考えていくべきではないかと思っています。というのは今回元気号バスで1,962万5,000円、これは当初予算ですね。今回が456万2,000円で補正をあげて、総額で2,400万円のお金があると。ではこれを町内のタクシー事業者さんとか、そういう方をお願いをすることになったら、町内での雇用が生まれると。また、そこでガソリンも買う。また、車両修理や車検など、これは年間2,400万円のお金が町内に波及する効果が非常に大きいのではないかと思います。

次に、廃屋対策をもう一つ考えてみたときに、廃屋は担当課が今建設課のほうにまわりましたけれども、現地調査、まずこれを役場の職員が今していると思うのです。これを例えば集落支援員がやったとします。専任の集落支援員でも結構ですし、町内会の会長さんで兼任されている方も結構だと思います。そういう方々に現地調査をしていただく。そしてその現地を見て、その所有者の方の税務調査、これは税務課のほうで責任を持って、乙調査ですね。これは表題と、それから甲と乙とありますけども乙というのは所有権以外の権利ということなので、そのこのところの権利をきちんと調査すると。これは支援員と職員の連携でやっていけると思うのです。そして町内会の方と連携し、毎年ごとにこの調査を行っていく。既にこの時点で町職員1名分か半分かわかりませんが、担当しなくても支援員がしてもらえると。そして廃屋を取り壊すという状況になってきたときに、その所有者の交渉を行う。これも現地調査をした支援員とか、また兼任している町内会の方々と一緒に交渉し、取り壊すことになったときに初めてこの廃屋対策条例が生きてくるわけなのですけれども、白老町では廃屋対策の補助金がありません。人件費を1名なら1名、半分なら半分、削った分で廃屋対策の補助金をやはりつくらなければだめなのではないかと思うのです。1件につき最低でも20万円とか30万円、多いところは50万円とか出していますけれども、白老のまちにあった金額でそういう補助金制度を出していくと。補助金を使う代わりには解体業者は町内の業者限定する。そして産業廃棄物の収集業者も町内業者、もちろん処分業者も白老町内、こういうことをやるのが一つの事業の展開になってくると思うのです。もう一つ、住宅の場合でしたら、一般廃棄物ですから白老清掃さんとか、そういうのは小さな一般の建築会社さんでもかなりの部分でやれる部分がある。これは廃屋対策を一つやることによって、まちもきれいになっていくし、そしてそういう業者さんも潤ってくる。なぜこれを私が強く言うかということ、2020年にアイヌ民族博物館の国立化を求めているにもかかわらず、白老町のまちの中に廃屋がたくさんある。やはりこれは町民にとって何とかしてほしい一つの課題だと思うのです。こういう集落対策というか、集落支援員対策、こういうものをつくった中でできると思うのですけれども、この辺はどういうふうにお考えなのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高橋域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** まず1点目のデマンド交通を考えるべきではないかといったご質問でございますが従来から、前の交通計画をつくったときも提案にございまして、それを検討した結果、いろいろな課題がありまして、事業所が町内にないとだめだとか、道南バスの協力もちょっと難しいといったようなさまざまな状況がございました。これから再びその地域公共交通網計画をつくり直す際に、やはりまた検討していかなければならないと思います。前回の計画のちょっと課題としては、理想の形を計画したのですが、それを実施できなかったという結果があります。例えば、元気号も3台にしたほうがいいということで計画にありましたけども、結局2台の予算しか取れなかったと。ですから、この問題を解決するためにはやはり町としてこの地域公共交通にいくらの財政支出ができるのかといったあたりもきちんと押さえた中で、その中で効率的な交通体系を考えていかなければならないかと現時点では思っております。それから廃屋対策につきましても、地域支援員に、集落支援員にということでしたが、多分それが望まれる形に近いのかもしれませんが、現在の集落支援員がすぐにその活動に取り組めるかといったような課題があると思いますので、その辺はちょっとすぐにはその集落支援員が廃屋を全部見るとか、ほかにも地域の課題がありますので、それらをかね合わせないとすぐにはできるというふうにはなかなかうまくいかないと考えております。

**○議長（山本浩平君）** ここであらかじめ宣告いたします。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** ですから先ほど質問したのです。なぜ3人なのですかということなのです。やはり8項目があるのだったら、やはり最低、道のほうで示されたらやらなければいけない項目、8項目があるのだったら、最低8人集落支援員を雇いましょう。これは白老町の予算の中で8人雇いましょうといったら非常に無責任な発言になると思うのですが、これは国の事業ですから、国は集落支援員を派遣しますからそれぞれの地域を活性化してください、産業を活性化してその地域の崩壊を食いとめてくださいと、国がいつてお金を出すといつているのですから使わない手はないと思うのです。お一人が3年間使えるわけですね。350万円のお金を。そうしたら3年間ですから、どれだけの金額になると思いますか。白老町にそうやって8人の方々が住んでくださって、その方々が白老町で経済効果を生む。これだけでも非常に大きいと思います。その次に、この集落支援員ばかりではなくて、地域おこし協力隊もいらっしやいますね。この地域おこし協力隊、この方々は若い方々、この方々を白老町に移住させよう、住ませよう、ずっと死ぬまで白老町にいてもらえるようなことを考えるべきだと思うのです。やはり3年間のうちに、この方々が自立できるようにする。そのために何をやらたらいいのかということもこの集落支援員の方々と一緒に考えてやっていつてもいいのではないかと思うのです。特に決まった仕事がないから集落支援員を雇わないのではなくて、仕事たくさんつくるのです。集落支援員さんこれもやりましょう、あれもや

りましょうとたくさん考えればいいのです。やることはたくさんあると思います。ただ、私たちがお金がない、お金がないと長いこと言っているものですから、私が議員になってからもうすぐ 13 年、ずっとお金がないと言ってきました。あれもできない、これもできない。でも今度は人がいます。人がいたらできることを考えればいいのではないかと思います。これは対策の 8 項目全てに集落支援制度を活用すべきだと思いますけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 4 時 5 5 分

---

再 開 午 後 4 時 5 6 分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 地域おこし協力隊の部分もありましたので、私のほうからお答えしますけれども、集落支援員のほうにつきまして、今の活動はどちらかというと地区別という形で、それぞれ今 3 名置いていますけれども、道の 8 項目、例えば移住・定住だとか、それぞれ 8 項目ありますけれども、それぞれに 8 項目でまた 3 地区となるという考え方になるとちょっと 24 人という、単純に計算してということになると、その辺のちょっと地区別にやるのか、対策項目別にやるのかということにはちょっと協議して、先ほど集落支援員の数については何らかの方法で兼任も含めてふやす方向で検討していかなければならないと思いますけれども、そのふやし方についてはまた内部で検討しなければなりませんと思います。あと地域おこし協力隊との連携という部分でも、地域おこし協力隊は最終的には定住して、今のいる中で 3 年間なら 3 年間の中で地域の活性化だとか、まちをよく知ってもらって、活動してもらいながら、最終的には移住・定住を求めるというものですので、そういった部分で特に生活支援の部分では先ほどもいいましたように連携しながらやっていますので、そういった部分も含めまして事業を進めていきたいと思っています。最終的には起業に結びつくような、定住してもらおうということで考えております。

○議長（山本浩平君） 11 番、西田祐子議員。

〔11 番 西田祐子君登壇〕

○11 番（西田祐子君） 移住・定住対策で地域おこし協力隊の方とか、集落支援員の方々を活用すべきだという考え方をお示しさせていただきましたけれども、集落支援員の方々に対しては、やはり対策別にすべきだと思うのです。対策別に地域ごとにそれぞれ分けるという必要は全くないし、もっと実際に運用しやすい形で来年度からやるというような方向性で、ぜひ検討していただきたいと思うのです。何でも白老町は遅いです。遅いともたもたしている間にこの補助金もなくなってしまったらどうしようもなくなってしまいますので、出ているうちに私はやるべきだと思います。次に、この移住・定住していただくために、この地域おこし協力隊の方々の創業支援をするための対策をちょっと述べさせていただきたいと思っています。この 3 年間の間に創業支援ができ

る体制づくりをぜひ商工会なりと連携してつくるべきだと思います。まず、中小企業庁の有利な低融資制度の活用、まずこれは返済計画をつくりながらやっていく。そして同じく補助金、交付金、助成金、返還しなくていいものです。こういうものを調べ、そして専門家の派遣事業の活用も探すと。そして創業までの法制度の手続き。前回、白老町で 200 万円とか補助金を出して空き店舗を改修したとかというのがありましたけれども、やはりそういうときに都市計画法とか、建築基準法、消防法、食品衛生法とか、いろいろな創業するまでの間にいろいろな法制度が必要になってくると思うのです。やはりこの地域おこし協力隊の若い方々が、ではそこまでわかっているかといったらわかっていないと思うのです。そして創業に必要な準備資金はいくらかかるのか。やはりこういうところまでワンストップで答えられる人材が必要になってくると思うのです。やはりそうなってくると専任の集落支援員、そういうようなことがわかる専門家ですね。例えば金融機関にいた方とか、そういうような方々をやはり専門的知見の持っている方々を集落支援員としてやっていくということが大事なのではないかと思うのです。私はこの集落対策の問題で 1 番言いたかったのは、やはり地域の産業を興す、そして雇用をふやす、そしてまちづくりをしていく、そして税収を上げていく。こういうふうに結びつけていけるような、やはり地盤沈下をただ見ているだけではなくて、そういうふうな対策をやるべきだと思って質問させていただきましたので、これをこの項目の最後の質問とさせていただきます。

**○議長（山本浩平君）** 西田議員、ちょっと確認なのですけれども、地域おこし協力隊員そのものが、例えば事業を創業するとかというお話ですか。それとも創業支援対策全体に対しての質問ですか。地域おこし協力隊の人が直接、その事業をおこすための方策はないのかと、こういう質問でよろしいですか。

高尾企画課長。

**○企画課長（高尾利弘君）** 地域おこし協力隊は、先ほど言いましたように最終的には起業なり、例えば就農なりなどをしていただいて定住してもらおうということが大きな目的の一つでもありますので、今、国のほうの施策としても地域おこし協力隊が起業するための、まだ 100 万円なのですけれども、そういう 100 万円を補助金として、助成金として出すという制度もございます。この地域おこし協力隊に関連してですね。今言いましたように、全体をワンストップ的に、そういったそのほかの部分についてなかなか役所の職員だとか支援員一人の方が全部を把握するということも相当勉強しなければ難しいというところもあるのですけれども、その辺は商工会だとかいろいろな方々と、ちょっと詳しい方々と連携しながら進めていかなければいけないのかというふうに考えています。

**○議長（山本浩平君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 集落支援という大きな課題の中から、るるご質問ございました。最後に地域おこし協力隊、そして集落支援員というつながりの中で、その地域、やはりまち全体が産業振興になって活力をみだしていくという目的は私どもも西田議員と同じ考えで、やはり地域をしっ

かり掘り起こして活力ある地域になって、まちになっていくということが非常に大事なことだと捉えています。今、高尾企画課長のほうからお答えしたとおり、地域おこし協力隊に対しても、起業してしっかり白老に移住・定住して、その人たちがさらに広がっていくような、そういう地域おこし協力隊になっていってほしいという部分で今担っていただいています。まちとしても、定期的にその方々と懇談しながら今の状況、それから地域に来て初めて白老という部分でのいろんな課題も押さえていてくれますから、その部分をしっかり今後は生かして芽を出し花を咲かせるように、そういう展開につなげていきたいというふうに考えていますので、最終目的は西田議員おっしゃっているように、まちがしっかり活性化を担っていくというところで捉えてございます。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** そのためには集落対策についてということ町民に広く知っていただいて、役場も庁内一丸となってこれをやっていく、そういうことをしない限り花は咲かないのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、白老町教育推進基本計画について伺います。

平成27年12月、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働のあり方と今後の推進方策について、中央教育審議会から答申されています。白老町の平成28年度、教育行政執行方針で、地域とともにある学校づくりを目指し、中小連結型コミュニティ・スクールの準備、導入を進めるとともに、学校支援地域本部事業の取り組みを推進するとしていますが、現状と課題、その対策について質問します。

(1) 学校適正配置計画での、将来の学校数と、白老・萩野・竹浦・虎杖小学校の児童数と、白老・白翔中学校の生徒数、これから5年後・10年後・20年後の児童数と生徒数の予測を伺います。

(2) 「コミュニティ・スクール制度」の背景と本来の意味を伺います。

(3) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と学校支援地域本部事業のそれぞれの役割を伺います。

(4) 白老町が目的とする「地域ぐるみで子どもたちの学びを支える仕組み」とは具体的にどのようなものか伺います。

(5) コミュニティ・スクールでの「ファシリテーター」の役割と養成の手法について伺います。

**○議長（山本浩平君）** 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

**○教育長（安藤尚志君）** 白老町教育推進基本計画についてであります。

1項目目の「学校適正配置計画での将来の学校数と小中学校の児童・生徒数の予測」についてであります。

計画は児童数の推計や配置の方針・進め方をまとめたものであり、将来の学校数は記載していないものとなっております。

小学校推計児童数は5年後、平成33年度までとなっており、白老小316人、萩野小140人、竹浦小44人、虎杖小35人、計535人と推計しております。

また、中学校の生徒数については計画には記載しておりませんが、住民基本台帳をもとに35年度で白老中166人、白翔中131人、計297人と推計しております。なお、10年後、20年後の地区別の児童・生徒数については、現状においては推計が難しい状況であります。

2項目めの「コミュニティ・スクール制度創設の背景」についてであります。

学校運営協議会制度いわゆるコミュニティ・スクール制度は、平成16年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により「学校運営協議会を通じて、学校運営に地域住民や保護者が参画することにより、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現すること」をねらいとして定められた制度であります。

その背景としては、地域社会の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性、子供たちの規範意識の希薄化、学校が抱える課題の複雑化などへの対応であります。

加えて、地域コミュニティの再生や地方創生の観点から学校と地域の連携・協働の必要性の高まり、その設置が努力義務とされたところであります。

3項目めの「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と学校支援地域本部事業のそれぞれの役割」についてであります。

学校運営協議会は、地域、保護者及び学校関係者によって組織される合議制の機関であります。具体的には、学校長の定める学校運営に関する基本方針を承認することが重要な役割となります。また、学校支援地域本部は学校や学校運営協議会の要請に応じて、地域の人による学習支援や見守り活動など、学校と地域との連携を促進し、ボランティア同士のネットワークを構築して、学校と地域、地域の人と人を結びつけることがその大きな役割となっております。

4項目めの「地域ぐるみで子どもたちの学びを支える仕組み」についてであります。

少子高齢化により本町の児童生徒の減少は大きな課題であり、それに伴って子供と地域との交流の減少や子供を取り巻く地域活動の停滞、地域活力の減退なども懸念されるところであります。そのような中、社会性を養い、ふるさと白老を愛し、厳しい社会状況にあっても生き抜く力を有した子供を学校だけで育むことは困難であると考えております。これからは、学校運営協議会と学校支援地域本部が連携し、学校、地域がともに元気になる仕組みをつくってまいります。

5項目めの「ファシリテーターの役割と養成の手法」についてであります。

学校運営協議会においてファシリテーターの概念はありませんが、会全体の運営・管理を促進する者を誰かと捉えた場合、特定の立場の者がその役割を果たすのではなく、あるときは教育委員会が、またあるときは校長や協議会の会長がその任を果たすものと考えております。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** 1問目の質問ですけれども、将来的な10年後、20年後については推計



が難しいと。今現在子供たちが5年後、小学校で535人、中学校で297人、合計で832人と予測されておりますけれども、将来の児童数、生徒数の減少に伴い、考えられる今持っている現状の中での課題はどのようなものがありますか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 一般論の域を出ませんけれども、子供が少なくなっていくことによって、子供の学習環境というものが大きくやはり変わってくるのだらうと理解しております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） ことしの1月14日にコミュニティセンターにおきまして、北海道教育による地域とともにある学校づくりの推進に向けた制度などの活用説明会が行われております。その内容と、そこから見えてくる白老町の子供たちの教育環境を取り巻く状況と課題、できる限り詳しく具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今、西田議員からご指摘ございました講演会、学習会につきましては、コミュニティ・スクールの導入にかかわる説明会でございます、地域とともにある学校づくりの一つとしてコミュニティづくりということで今本町で進めるわけでございます、それについての理解と合わせて、この講演会は全道各地で文部科学省は今、このコミュニティ・スクールの設置にかかわっては全ての公立学校は努力義務ということで、今後一層このコミュニティ・スクールを導入していく立場でございますので、道内広く胆振管内、日高管内、渡島管内含めて、学校関係者への周知というのが主な内容でございました。

そして、あと今地域とともにある学校づくりにかかわる本町における課題ということでございますけれども、今、地域とともにある学校というのが、今回教育行政執行方針の中でも、教育推進計画の中でも使用させていただいている言葉でございますけれども、これは学校の立ち位置を表す言葉でございます、今まで使われていた言葉は、地域に開かれた学校というような表現をしておりました。これは学校が非常に敷居が高くて、地域の方にとっては非常になかなか入っていけないというようなそういうことから、そういう用語を使ったのですけれども、それは非常に学校にしてみるとまちの姿勢でございます、これからは地域といかにかわっていくかという学校としての姿勢ですね、それを表す言葉が地域とともにある学校というような位置づけでございます。ですから、コミュニティ・スクールというのは、学校がまちの姿勢で地域の皆さんとかわるのではなくて、積極的に学校が地域に出て行って、そして子供たちの教育にあたっていくという、まさにコミュニティ・スクールの理念を表す言葉の一つだというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** コミュニティ・スクールで学校運営協議会制度と学校運営協議会規則の制定が求められていますけれども、今現在の進捗状況と課題、いつごろまでにこれを推し進めたいと思っていられるのか伺います。

**○議長（山本浩平君）** 岩本学校教育課長。

**○学校教育課長（岩本寿彦君）** ただいまのご質問でございます。これにつきましては、今月末立ち上げに向けた推進委員会を開催させていただきます。その中において、既に規則の案はできておりますので、そちらのほうで議論を重ね、最終的には学校運営協議会は3月を目標に今設立の準備に入ろうと考えておりますので、それに間に合うように、おそらく12月ないし1月、2月には規則の制定をしたいと考えております。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**○11番（西田祐子君）** コミュニティ・スクールというのは、元々の意味というのは、安藤教育長よくご存じだと思うのですが、今から30年くらい前から学校崩壊とかいじめとかさまざまな問題が起きてきて、そして森総理のころに、日本のこれからの21世紀の教育をどうするかとなったときに、アメリカとイギリスの政策を踏まえ、当時サッチャー政権が行ったコミュニティ・スクールを導入したということなのですが、実際にこのコミュニティ・スクールというのは、私読んでみてもちょっと矛盾だと思うのです。なぜかという、学校をつくるのにあたって、今言いました学校運営協議会制度というのは校長先生から指名されますけれども、学校に物を言える組織なのです。そして反対にコミュニティ・スクールをやっている中で、実際にこの学校運営協議会の下の方に今親たちがやっている、文部省がわざわざつくってこういうものやって、お互いに学校の校長が出したものに対して今までは承認するだけのものだったのが、今度は物を言えますというふうになったときに、矛盾が生じるというか、意見の対立になるというか、そういうふうになってくるのではないかと思うのですが、その辺はどういうふうに国のほうで押さえられて、この部分をきちんと整理して、このコミュニティ・スクールを地域の人たちと一緒に運営しなさいとおっしゃっているのか、その辺をわかりやすく説明していただければありがたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 安藤教育長。

**○教育長（安藤尚志君）** ご答弁申し上げる前に一つ確認させていただきますが、矛盾ということについてでございますけれども、コミュニティ・スクールと矛盾するのは学校支援本部事業が矛盾するということでございますか。今、西田議員のほうからご指摘がございましたように、コミュニティ・スクールの原型というのはアメリカのチャータースクール、それからイギリスの学校理事会制度を踏まえて、日本独自でつくられてきた制度でございます。そういった今ご指摘のとおり、30年前からこの構想はございまして、具体化してきたのが非常に時間がたちましたけれども、近年ということになっております。この中で、今一つ大きな課題として、日本全国で地域が喪失しているという実態がございまして、国のほうでは、このコミュニティ・スクールは学校を通じた地方創生

だというような言い方をしております。ですから意義というのは、もちろん学校の教育内容の充実という大きなねらいがございますが、その学校の子供たちを通して地域の活性化、地域を元気にしていく、地域とかかわり、つながっていくという部分での、非常にそういう大きな役目も担っている制度だというようなご理解をいただきたいというふうに思います。それからもう一つ、そのコミュニティ・スクールと学校支援地域本部事業というものは、上下関係にあるというよりも、お互いに補完し合うという、横に位置してお互いがお互いを補完していくというような位置づけで捉えていただければいいのかと思います。現に白老町では、もう既に白翔中学校においては平成 20 年から学校支援地域本部事業は取り組まれております。それから、白老中学校でも 25 年からもう既に取り組まれております。そこでは何をしているかという、例えば日常的に子供たちの学習支援をどうするかとか、あるいは子供たちの登下校にかかわる見守りをどうするかとか、そういった地域の方々のお力を借りて学校を支えていただいているというかかわりがございます。それに対して、コミュニティ・スクールは、そういった学校の本来のあり方を保護者の方や地域の方に入ってきて、どういう方向がいいのかということでのいろんなご意見を賜って、学校として教育活動を進めていくわけございまして、決してそれは相反する矛盾するものではなくて、コミュニティ・スクールと学校支援地域本部は、まさに横の関係、両輪の関係として、位置づいて教育活動を進めていくと。ですから非常に言葉、説明下手で申しわけないのですが、上下関係ではなくて車の両輪のように二つが絡み合って教育活動を進めていくというような構造でご理解いただければと思っております。

○議長（山本浩平君） 11 番、西田祐子議員。

〔11 番 西田祐子君登壇〕

○11 番（西田祐子君） 大体ぼんやりとですけど、すっかりまではいかないですけど、なるほどというふうにわかりました。文部科学省のコミュニティ・スクールのやり方につきまして、最後のところなのですけど、ファシリテーターの件でお伺いいたします。今ほど安藤教育長がおっしゃったように、やはり車の両輪のようにやっていくべきだということであれば、当然そこでいろいろな方々がかかわってきて、そして保護者とか教員、地域住民が集まって、そして学校や地域の課題を共有し、そして学習、熟議し討議をする。こういうふうになっているのですけれども、この中で文部科学省がいうには、多くの人の意見を反映することができる熟議のすすめとして、ファシリテーターを中心に模造紙や附箋やホワイトボードを活用し、議論の内容化を見える化します。これは参加者の意見を引き出すためであると全員が何らかの形できちんと議論に入れますようにとそういう中で、さまざまな意見を出させて、そしてそれが実際に具現化していくというものだと思うのですけれども、このファシリテーターを、申しわけないのですけれど答弁では学校の先生とか、そういう方々が、教育委員会がやりますと言っていますけれども、こういうことをやれる方はやはりある程度教育というか、そういうものを受けなければいけないと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 学校運営協議会、コミュニティ・スクールの大切な一つとして熟議というのがございます。これは多くの方々が一定の時間をかけて議論し合うということでございますが、そういう過程の中で、当然その話し合いが停滞していくときに促進していくような立場のものでありますとか、そういったものをまとめる立場のものは必要になるのかと思いますが、今西田議員おっしゃられたように、PTAの皆さん方が誰でもファシリテーター、進行役になれるかといえば、それはなかなか難しい面もございます。ですから、その時々会議の中身も含めて、あるときには教育委員会の職員がファシリテーターになり、あるいはその中身によっては校長や教員会の会長がファシリテーター役になるのかと理解しております。また、養成という視点におきましては、そういった教育を一定限理解していただいている方々に、そういった役割を見ていただきながら、ファシリテーターとしての立ち位置を理解していただくと。改めて教育委員会としてファシリテーターを養成するための何か特別な取り組みということについては、現段階では考えておりません。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 私はこのファシリテーターの役割は非常に大きいものだと思っております。やはり議論を進めていく中で、はっきり言って学校の先生とか専門家の方だけだったらいのだけれども、そこに保護者が入る、地域の方々が入る、そうなってきたときに、本当にきちんとした議論をまとめられるのかというところありますね。やはりそこは行政のほうできちんと予算化して、ある程度慣れた方を最初やってもらおうとか、やはり職員が研修を受けるとかしていったら、本当に私は白老町はいい教育環境をつくってほしいと思うのです。やはり日本 21 世紀に向けて、何が 1 番必要かといったら教育だということで、この仕組みが生まれてきたわけなので、私自身子育てをした親としては、やはり親はいつも悩んでいます。どうしたらいい子に育つのだろう、どうしたらこの子が将来一人前になってしっかりと生きていけるようになるのだろうと、それを期待しているわけなので、ぜひともこれを成功させて、白老町のいい教育になっていただきたいと思うのですけれども、理事者か教育長か答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 予算づけの大変ありがたいお話もありましてありがとうございます。やはりこれはある程度、教育にかかわっての専門性が非常に高い仕事ではないかと考えておりますので、退職された校長先生方のお力もお借りしたり、あるいは現職の今校長たちもこういった役割を一定限担う中で、このコミュニティ・スクールが本当に意味ある制度になるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上もちまして、11番、西田祐子議員の一般質問を終了いたします。

---

◎延会の宣告

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

ここで、あらかじめ通知いたします。本会議は、明日 10 時から引き続き再開いたします。

（午後 5 時 27 分）

会議規則第109条の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 西 田 祐 子

署 名 議 員 松 田 謙 吾

署 名 議 員 前 田 博 之